

Title	イスラームの商法と婚姻・離婚法 : 『諸問題の解説』 翻訳と解説
Author(s)	Borūjerdī, Sayyid Ḥosein Ṭabāṭabā' ī-ye; 嶋本, 隆光
Citation	大阪外国語大学学術研究双書. 2002, 29, p. 1-183
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/80072">https://hdl.handle.net/11094/80072</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

2002

大阪外国語大学  
学術研究双書

29

# イスラームの商法と 婚姻・離婚法

『諸問題の解説』翻訳と解説  
(Tawzīh al-Masā'el)

ボルージェルディー ◆ 著

嶋本隆光 ◆ 訳 ◆ 解説

# イスラームの商法と 婚姻・離婚法

『諸問題の解説』翻訳と解説

Towzīḥ al-Masā'el

ボルージェルディー 著

嶋本隆光 訳, 解説

2002

*Publications of Osaka University of Foreign Studies, No.29 2002*

**Towẓīḥ al-Masā'el**  
**(The Exegesis of Legal Problems)**

**Translated and annotated by Takamitsu Shimamoto**





عکس آیه الله روح‌صدیق قدس سره

『諸問題の解説』の著者ボルージェルディー

## 目次

はじめに	1
目次	
著者ボルージェルディーについて	5
1 2 イマーム派シーア主義法学の基本的特徴	8
シーア派法学の法源	9
シーア派法学で取り扱う主題	10
1 2 イマーム派法学—オスーリー派の確立	13
訳文	
売買に関する規定	17
売買において推奨されるべき事項	19
忌み嫌われる (makruh) 商行為	19
絶対禁忌の商行為	20
売り主と買い手の条件	23
品物とその交換物の条件	25
売買契約	26
果物の売買	27
現金と信用取引	28
空売り取引	29
空売り取り引きの条件	29
空売りの規定	30
黄金及び銀による黄金及び銀の販売	31
人が取り引きを廃棄することができる場合	31
様々な問題	35

ii 目次

協業に関する規定	36
和解に関する規定	39
賃貸に関する規定	41
賃貸する財の条件	43
財の賃貸によって生じる用益権の条件	43
賃貸に関する様々な問題	44
褒章に関する規定	48
分益小作に関する規定	50
果樹分配についての規定	53
自らの財を消費することのできない人々	55
代理に関する規定	55
貸与に関する規定	58
為替手形振り出しに関する規定	60
担保に関する規定	62
保証人となることに関する規定	63
供託に関する規定	65
信託に関する規定	66
貸しつけ（ローン）に関する規定	69
「売買に関する規定」解説	73
イスラームの商業倫理（理論）について	75
Tawzīh al-Masā'el の検討	76
等価交換（同一物交換）の原則	78
即物（抽象的でないもの）主義	80
動機（niyyat）	81
売買に関する規定 解説註	87
ムダーラバについて	88
ムダーラバの古典理論	89

ムダーラバ解説註	92
Towzīh al-Masā'elに見られる ribā の用法について	94
訳文	99
婚姻に関する規定	101
契約に関する規定	101
永続的契約の規定	102
非永続的契約を読む規定	102
契約の条件	103
契約が廃棄される諸欠陥	105
そのものとの結婚が絶対禁忌である女のグループ	105
永続的契約に関する規定	109
一時婚 (muta'h, または sighch)	110
(女を) 見ることにに関する規定	111
結婚に関する様々な問題	113
授乳に関する規定	116
近親者になる理由となる授乳の条件	118
授乳の慣習	120
授乳に関する様々な問題	121
離婚に関する諸規定	122
離婚の待婚期間	124
夫が死んだ女の待婚期間	125
Bā'in 離婚と Raja'離婚	126
離婚を取り消すことにに関する規定	127
Khol' 離婚	127
Mobārāt 離婚	128
離婚に関する様々な規定	129

## 「婚姻に関する規定」解説

シーア派イスラームの婚姻	133
婚姻全般	133
婚姻の定義	134
形式	134
結婚式	135
結婚の資格	135
婚姻契約を結ぶことのできない条件	135
配偶者の人数	136
宗教	138
近親関係	138
養育関係	139
待婚期間	139
離婚	143
死亡に伴う離婚	143
当事者の行為によって為される離婚	143
預言者の命に合致する離婚	144
妻側の行為 委任離婚	145
相互の了解	145
マフル (婚資金について)	147
一時婚について	150
婚姻に関する規定 解説註	155
付録	159
現行イラン・イスラーム共和国民法	婚姻・離婚法
参考文献	177
おわりに	180

## はじめに

昨年9月11日、米国同時多発テロ事件が勃発し、世界の人々の耳目がイスラームに向けられた。1979年のイラン・イスラーム共和革命、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、イスラエル・パレスチナ人のテロと報復など、中東世界が関係する事件はいつも騒乱と結びついている。中東世界がイスラームと密接な関係があることは事実であり、この世界を正しく理解するためにこの宗教（あるいは価値の体系）について均衡の取れた知識を持つことが肝要である。しかるに、マスコミを中心とする中東情報、イスラームに関する知識は、これまであまりにも均衡を欠いた、皮相的かつ一面的なものであり続けた。これに対する責めの多くはマスコミ自体の体質に帰せられるべきであるといえようが、中東研究者、なかんずくイスラーム研究者の怠慢による面もある。

イスラームは一般に信じられているように過激で暴力的な宗教ではない。むしろ多様な価値（地域を越えた文化、民族、言語、など）共存を目指す平和的にして寛容な宗教である。信者の宗教生活のみならず、生活全般、つまり社会、経済、政治、文化にまで及ぶ広範な価値の体系なのである。そして、その価値体系の最基底部分にコーランがあることは周知の事実であるが、具体的な生活の細部に至るまで影響力を及ぼすイスラーム法（シャリーア）については十分に理解されていない。

イスラーム法は我々法治社会に生きる者が慣れ親しんでいる「法」の概念とはかなり異なったものである。実定法、すなわち社会状況の変化に伴って人間による法の改正が可能な法律とは異なり、シャリーアは神与の法であって、不易を原則とする。無論、その根本が形成されるまではムスリム法学者たちの想像を絶する努力が払われたとはいえ、いったん形成された法の体系は、神の法であってもはや変更してはならないのである。

信者の基本的な義務はシャリーアの規定する項目を実践することであり、それによって信者共同体（ウンマ）の一員たる資格を得る。したがって、ムスリムを理解すること、またはイスラームを理解することの根底にはイスラーム法

に関する知識がなくてはならないことになる。しかるに、その内容は極めて煩雑であり、異宗教、異文化に属する者には容易に理解できるものではない。現実に、例えば商取引の現場や国際結婚などを通じて、ムスリムとの直接接​​触を通じてイスラーム法の影響を肌で感じた者にしかその実態は捉えにくいであろう。

無論、これまでイスラーム法に関する概説書や伝承集の翻訳、さらに専門的なイスラーム法学の技術を取り扱った書物がわが国でも公刊されている。しかし、それらの多くはスンナ派に関するものであり、少数派シーア派に関するものはほとんどなかったのが実情である。研究者の中には、スンナ派もシーア派も六信五行など基本的な信仰実践項目が同様であることから両者に大差を認めないものもある。しかしながら、私見では両者の神学の出発点に大きな違いがあり、出発点の相違に起因する法学上の手続きの差異が生じているように思う。

この点の当否はともかく、訳者がこの度大阪外国語大学学術叢書で翻訳文を紹介、解説しようとする書物は、シーア派の宗教学者による法的問題を取り扱ったもので、*Tawzīh al-Masā'el* (『諸問題の解説』) という。

『諸問題の解説』は、イスラーム、シーア派の高級宗教学者(ムジュタヒド、モジュタヘド) ボルージェルディー (1962年没) が多様な法的問題を解説したものである。訳者の知る限り、わが国では『諸問題の解説』のまとまった翻訳は存在しない。そこで、本叢書では大部の同書の中から「売買に関する規定」ならびに「婚姻に関する規定」に関する部分を訳出した。さらに、それに詳細な解説を付した。上記二領域に関する部分を訳出紹介した理由は、イスラーム法において売買および婚姻は契約の基本であって、これを知ることは単に売買、婚姻の規定を知るとどまらず、信者の倫理、道徳的価値を知ることにもなるからである。イスラームの売買と婚姻に関する規定を丹念に調査することによって、様々なイスラーム的特徴を見出すのである。

例えば、売買に関する規定 (*aḥkām-e kharīd o forūsh*, 17ページ以下) を見てみよう。そこでは、

- 1) 等価交換 (同一物交換) の原則
- 2) 即物 (抽象的でないもの) 主義
- 3) 動機の問題

などを顕著な特徴として観察できる。1) の等価交換の原則とは、例えば3キロの小麦を人に貸すすれば、それに対して返却が期待できるのは、同じく3キロの小麦である。それ以上でも以下でもない。これが原則である。さらに、2) の即物主義というのは、あるものの代価として現実に存在しないものを当てることができないということである。例えば、借りたものの代価として、将来実を結ぶであろう果実であるとか、先日来逃げてしまった家畜などを当てることができないのである。これは預言者ムハンマドの時代のアラブ人の中で普通に行われていた現場主義に基づくとされる。すなわち、アラブ人たちは、契約を結ぶ際に、契約現場においてすべてが明瞭な条件の下で取引を行ったのであって、現場を離れて存在しうるいかなる曖昧なものにも信を置かなかったのである。また、すべての真正な契約の前提として、当事者の純正な動機が問題視された。時に、動機が純正であれば上記の原則に反することが容認された（ヒヤル、ḥiyal）。

婚姻も同様の契約であって、商取引の場合同様、契約当事者または代理人の契約現場における証言を絶対条件としたのである。したがって、違約、不正は契約の廃棄をもたらし、相当の補償が要求されることになる。

商取引に代表される契約観念の背後には、リバー（高利とか不労所得と理解される）の概念が存在した。リバーは単に商取引上の不正な高利をさすのみならず、拡大解釈されて、イスラーム教徒の倫理・道徳観念の基盤ともなった。訳者は、この概念を適正に評価することは、イスラームの倫理観を理解するうえで必須事項であると考え。一方、リバーを回避する合法的な商取引の典型としては、ムダーラバ契約があった（訳者による「解説」で一章を設けて論じた）。

ところで、本書の該当箇所を翻訳した今ひとつの理由は、現在継続中のモルタザー・モタッハリーの総合的研究の過程で（『えくすおりえんて』創刊号、「モルタザー・モタッハリ（1919-1979）の社会・倫理思想の理解に向けて」参照）、必要条件であると考えたためである。特に、彼のイスラーム社会・倫理について記述する際、女性の社会的地位の問題を取り扱うことが不可避であり、その研究の基礎資料となるのが『諸問題の解説』の婚姻に関する箇所なのである。

モタッハリーは、伝統的神学、哲学上の問題を新しい時代の枠組みの中で再解釈する企てを行った。そこに新しい意味を見出そうと努めた。イスラーム的



価値の擁護という点では一貫しているものの、新時代を担う若者たちに方向性を与えることを使命と感じていた。その過程で、イスラーム社会論、倫理・道徳論は、彼の膨大な著作、講演の中心的課題であった。

既述の通り、イスラーム法は通常の「法」の概念を超えた意味領域を持っており、そこには信者の生活のほぼすべてを覆う内容が含まれている。確かに、現代社会の常識に照らすと直ちに理解することが困難な項目が多々ある。しかし、逆に、『諸問題の解説』の項目を詳細に検討することで、イスラーム的価値の基礎を知ることになると考えるのである。例えば、一時婚（ムタ、シーゲ）や複数の配偶者の問題がある。このように、我々が慣れ親しんでいる慣行からは理解が困難なものがある反面、おそらく日本人読者の予想に反する女性に対する手厚い権利の保証が規定されているのも事実である。訳者は、これらの問題について極力没価値的に、できる限り多くの研究書を援用しながら解説を行う予定である。

近年女性の社会進出が著しく、いわゆる女性学、フェミニズムなどの重要性が盛んに唱えられている。訳者はこれらの研究の動向や運動の当否を論ずる立場にはないが、論者それぞれの立場をより一層客観的な基盤に基づいて確立する上で、イスラームの事例は興味深い比較の事例を提供するのではないかと思う。訳者の関心はあくまでイデオロギーの相違ではなく、異なる文化圏には独特の価値と表現があることを虚心坦懐に容認することである。自分が予期しなかった価値や慣行の発見は、驚きと同時に喜びと戸惑いを起こさせる。この驚き、喜び、戸惑いを共有することによって、逆に日本人として己がよって立つ立場が明瞭に現れる。そのとき、我々は真の異文化交流の戸口に到るであろう。

## 著者ボルージェルディーについて

『諸問題の解説』の著者は、Sayyid Ḥosein Ṭabāṭabā'ī-ye Borūjerdīである。彼は、1875年にイラン西部の州ロレスタン (Lorestān)、ボルージェルドに生まれた。父は Sayyid 'Alī-ye Ṭabāṭabā'īといい、学識、敬虔に秀でた家系の出身であった。

ボルージェルディーは偉大な法学者 (faqīh) であり、優れた学者 ('ālem) であった。多くの弟子の教育に従事し、1962年に没するまで法学の分野で令名が高かった。また高い倫理性を持った人物として知られていた。19世紀半ば頃から制度化された単一のマルジャイ・タクリード (模倣の源泉、後述) の最後の人物として、影響力を持っていた。

法学への深い造詣と預言者ムハンマドの家系の者 (12人のイマームを始めとする) への崇敬を持ち、これを広めるため宗教学院 (howzeh) の充実、強化に尽力し、新しい制度を導入した。

彼の影響を受けた人物に Mortazā Moṭahhari がいたが、『マルジャイヤトと聖職者 (marja'iyat o ruḥāniyat)』の中で、ボルージェルディーについて以下のように述懐している。少し長くなるが引用してみる：

大きな恵みの一つは、あの方 (ボルージェルディー) の「法学の方法」であって、従うに値するものでした。忘れもしません、私がコムに滞在していた最後の8年間は、あの方が以後何年もお住まいになるために町に入られた時にちょうど当たりまして、授業に出ることができ、あの方の法学の方法を信奉し、それに従い全うする確信を得たのです。

法学者たちはイジュティハードや法学の知識 (faqāhat) において相異なる方法を持っておりまして、多様な方法が存在するようになっていました。

法学は幾つかの時代区分がなされておりましたが、ボルージェルディー師は、法学の歴史に通暁し、様々な法学の方法をご存じでしたので、あの方の特権はシーア派、スンナ派を問わず法学の方法に関する知識でありました。あの方は、

法学を大体4つの時期に分割しておられました：

- (1)、Shaykh Tūsi以前
- (2)、Shaykh Tūsiからおおよそ10世紀まで（おおよそ Shahīd Thānī (1559年没) までの時代。
- (3)、Shahīd Thānīから100年前まで（i.e.19世紀半ば）
- (4)、最近一世紀。

法学の歴史をよくご存じで、新旧様々な思想を弁え、あるものは承認し、またあるものは批判し、それらを法学からの逸脱とされました。

師は伝承や伝承者列伝について完全な知識をお持ちで、語り手 (rowāt) や伝承学者 (moḥaddethīn) の分類を完全に知り、自ら前例のない特殊な分類を行なわれ、一目伝承を見て、もしその伝承に混乱があれば、気づかれました。

師は他のイスラーム分派の法学やそれらの方法について調べ、伝承、伝承者列伝を知悉しておられました。

一方でシーア派とスンナ派の伝承者列伝の知識、他方でイスラーム諸分派の法令や法学に関する情報によって、時には（独自の）伝承の解釈を提示されることがありました。（つまり）最初その伝承から意味と理解に思いを至し、しかる後にあの方は分析を行ない、（例えば）この質問をイマームに対して行なった人物はある町あるいは地域の人々であった、だから、そこでは人々は一般の法学者たちの中のある法学者の法令に従っており、その法学者の法令がこれであった。そして、その人物がその周辺にいて、その法令がその周辺で流布しており、後に彼の意見が先例に基づいていて、その後、彼の質問の意図は（実は）こうであったことが分かる。つまり、（まず）尋ねて、それから答えを聞くというのである。あの方がこれらの理由を分析し、自らの言葉で解析なさる時、私たちは、質問と答えの意味と理解が入れ替わり、伝承が形を変えてしまうことが分かりました。

また、伝承の中で用いられた言葉の中に今日の普通の世俗法 ('urf) ではある程度の意味を持っている言葉があったが、あの方の考えでは、この言葉は、当時その伝承について質問した人の育った特別な環境のものであって、別な意味を持つことが明らかになったのです。

師は法学原理 (oṣūl-e fiqh) に関する該博な知識を持っていて、原理上疑わし

い根拠に基づく法学上の問題は余りありませんでした。また、憶測で問題に対応することは決してなく、時々皮肉でおっしゃいました。学生諸君は、一つの「(確固たる)原理」を手に入れて、それを口実として、討論することを期待しているのでしょう、と。

師はコーランとその注釈に完全に通暁しておられました。コーランを完全に暗記してはおられませんでした。半分は暗記しておられたし、イスラームの歴史を理解し、読み、知っておられました。

これらすべての結論として、コーランが降った状況や、そこに記されている伝承が現れた状況、さらに、そこで法学が徐々に発展していった状況など、知悉しておられました。これらの事柄に師が格別の見解を示されたことは明らかです。

あの方の思考方法やコムでのスタイルは多大な痕跡を残しており、非常に(従来の)やり方が変わりました。できるだけ多く師のやり方が随従されることを私たちは望んでいます。

ボルージェルディーの弟子には上記モタッハリーの他に、ホメイニー(1989年没)の後継者候補であったモンタゼリーなどがいた。

主要な著作としては、次のものがある。

- ① Jāme' ahadīth al-Shīeh (12巻、1巻約500ページから成る伝承集)
- ② Monājerāt-e Mariz
- ③ Ta'ligheh bar asfar-e Mollā Šadrā
- ④ Tabaqāt-e rejjār
- ⑤ Resāleh-i dar manteq
- ⑥ Hāshieh bar Kefāyat al-Oṣūl
- ⑦ Boyūt-e Shīeh (Khānedan-hā-ye 'Elmī-ye Shīeh)
- ⑧ Hāshieh bar Kefayeh Shaykh Tusī
- ⑨ Asātid-e Ketāb-e Tahdhīb wa Min La Yahdarat al-Faqīh-e Rejjār-e Kashshī

ボルージェルディーは1962年、93才の高齢でコムで他界した。同地にある、マアスーム廟の近くに埋葬された。彼は、シーア派の学者全体で公認され

た唯一の宗教学の権威 (marja'-e taqlid) 出あったが、彼以後この地位を認められた宗教学者は出ていない。

## 12 イマーム派シーア主義法学の基本的特徴

12イマーム派シーア主義 (Ithnā 'Ashariyya) は歴史的・神学的に、イスラームの中で特異な位置を占めている。スンナ派もシーア派も信仰儀礼的に大差がないという議論が行なわれてきたが、私見ではこれは正しくない。シーア派、特にイランを主要舞台とする12イマーム派の歴史展開については別の書物でやや詳しく論じたので、参照されたい(「参考文献」参照)。

結局、スンナ派、シーア派両派の相違の根源は霊的指導者イマームを認知するか否かの点に尽きる。これは基本的に教義的(神学的)議論である。根源において著しい相違があれば、そこから派生する諸々の点においても違いが現れるのは必定である。つまり、シーア派ではあらゆる宗教的論議の基本としてイマームの権威を必須の条件とするのであって、彼らに結びつかない伝承は信憑性を疑われることになる。本章では、以上の注意をふまえながらシーア派(得て12イマーム派)の法学の特徴について解説を行ないたい。

既述の通り、一般にシーア派では自らの見解の基本を預言者の家族の中でも特異な構成員(イマーム)の指示に置く。つまり、スンナ派では預言者の伝承(スンナ)を彼の教友を通じて伝えられた通りに受容するが、シーア派では彼の家族(i.e.イマーム)を通じて受け入れるのである。別な面から言えば、スンナ派法学派ではメディナ(特にマーレク派)、イラク(特にハナフィー派)の主要な法学者の見解に従うのに対して、シーア派では預言者の末裔であるイマームの意見に従うということである。シーア派の中で主流である12イマーム派では、6代目イマーム、Ja'far Ṣādeq が格別に枢要な位置を占めており、同派はジャファル派とも呼ばれる。従って、『諸問題の解説』において伝承が引用される場合、この人物に辿るものが圧倒的に多い。

## [シーア派法学の法源]

シーア派法学では、コーラン、伝承（スンナ）、シーア派法学者の意見の一致（イジュマー）、理性（アクル）の四つを法源と認める。コーランはまず問題ないとして、伝承については、預言者とイマームによってなされた発言、行為、暗黙の了解が信頼できる伝承者によって伝えられたものでなければならない。この点で興味深い点は、信頼できるスンナ派の伝承者によるものの方が、邪悪なシーア派の伝承者によるものより優れると考えられていることである。伝承者の見解は余り問題視されていない。

イジュマーはそれ自体では法源とはならない。しかし、これによってイマームの考えを知る手段となりうる。12を数えるイジュマーの機能があると言われるが、最も有力なものは、イマームたちが生存中その近くにいた教友たちの意見の一致である。

四番目の理性の行使は極めてシーア派的である。これは純粋理性ならびに実践理性から引き出される明確な判断を意味している。実践理性の好例としては、公正は正しく、不正は悪であるというような判断である。シーア派の法学原理（*uṣūl al-fiqh*）によれば、「理性の命ずるものはすべて宗教の命ずるものである（*kull mā ḥakam bih al-'aql, ḥakam bih al-shar'*）」。従って、宗教の規則は唯一理性の判定によって推断される。行為とその前提の関係、何らかの規定と禁止の関係などは、すべてシーア派法学の方法上、合理的前提であり、法的規則を見出す純粋理性に基づく法源である。

シーア派法学上最も基本となる伝承集は通常

- (1) *Kitāb al-Kāfi*, Abu Ja'far Muḥammad b. Ya'qūb al-Kulaynī (941年没)
- (2) *Kitāb Man la Yahduruh al-faqīh*, Muḥammad b. 'Alī b. Bābawayh al-Qummi (al-Sadūq として知られる、991-2年没)
- (3) *Tahdhīb al-Aḥkām*, Muḥammad b. Ḥasan al-Tūsī, Shaykh al-Ṭā'ifa (1067年没)
- (4) *al-Istibṣār* (同上の著者)

の四種であるが、この他有名なものにサファヴィー朝期の名著 *Bihār Al-anwār*, Muḥammad Bāqer b. Muḥammad Taqī al-Mailisī (1699年没) などがある。

以上四つの法源は、一種の論理的思惟の方法（法学用語でイジュティハード

という)を用いて実践される。シーア派ではこのイジュティハードは学者たちに開かれたものである一方、スンナ派では初期の学者に限定されている。従ってすべてのシーア派法学者は、何らかの法的判断を下す場合、自らこれらの法源を調査しなければならない。ムジュタヒド(イジュティハードを行使できる高級学者)が他のムジュタヒドの意見を模倣することは非合法である。

### [シーア派法学で取り扱う主題]

イスラーム法学では、取り扱う主題に応じて大きくイバーダート('ibādāt 信仰、儀礼に関する規定)とムアーマラート(mu'āmalāt 世俗的な営為に関する規定)の二つに分類される。スンナ派、シャーフィー派法学者であったガザリー(al-Ghazālī, 1111年没)はさらに細分化して、'ibādāt, 'adat(一般的事柄)、munjīyat(救済を保証する事柄)および muhlikāt(破滅をもたらす事柄)の四つに分類している。

シーア派法学ではその他スンナ派の分類法の影響を受けながら、al-Muḥaqqiq Ja'far b. Ḥasan al-Ḥillī(1277年没)が4分類法を完成した。代表作 *Sharā'i al-Islām* で提示されたこの分類法は、以後の法学者に継承された。それによると、法学で扱う主題は 'ibādāt, 'uqūd(契約、ここでは相互的な義務を表わす)、iqa'at(一方的な義務)および aḥkām である。

例えば Shahīd al-Awwal (Shams al-Dīn Muḥammad b. Makkī al-'Āmilī 1384年没)はこれを受けて、宗教上の規定は地上での生活に関するものか彼岸の生活に関するものかどちらか一方であるとした。前者が mu'āmalāt であり、後者が 'ibādāt である。また mu'āmalāt は個人の営為に関わるものとそうでないものに分類されるが、個人に関わらないものを aḥkām とした。

さらに、法学者の中には、'ibādāt と mu'āmalāt を分類する理由は、前者が本来的に持つ美しさと優位性によると考える者もいた。つまり、信仰はイスラーム教徒にとって、何はさておき果たすべき義務であるからである。いずれにせよ、すべての法学書では、信仰、儀礼に関する規定がまず先に置かれ、世俗的営為に関するものはその後続く。『諸問題の解説』も同様である。

ここで、al-Muḥaqqiq の *Sharā'i al-Islām* の4分類法に従い、シーア派法学が

取り扱う主題について列記する。主題は全部で52である。

**[A] 信仰に関する行為 ('ibadat)**

- 1) al-tahāra (儀礼的潔め) の書
- 2) al-salāt (礼拝) の書
- 3) al-zakāt (喜捨) の書
- 4) al-khums (ホムス、五分の一税) の書
- 5) al-sawm (断食) の書
- 6) al-i'tikāf (モスクでの引き籠り) の書
- 7) al-ḥajj (巡礼) の書
- 8) al-'umrā (小巡礼) の書
- 9) al-jihād (ジハード=聖戦) の書
- 10) al-amr bi'l-ma'rūf wa 'l-nahy 'an al-munkar (善を勧め悪を禁ずる) の書

**[B] 契約 ('uqūd)**

- 1) al-tijāra (交易) の書
- 2) al-raḥn (抵当) の書
- 3) al-mufallas (破産) の書
- 4) al-ḥajr (禁治産宣告) の書
- 5) al-dāmān (債務・不履行などに対する保証人の責任) の書
- 6) al-sulḥ (和解) の書
- 7) al-sharika (共同) の書
- 8) al-muḍāraba (ムダーラバ) の書 (「売買に関する規定」の「解説」において詳細に説明を行なった。)
- 9) al-muzāra'a wa 'l-musāqāt (分益小作) の書
- 10) al-wadī'a (保証金) の書
- 11) al-'āriya (貸与) の書
- 12) al-ijāra (貸借、使用权などの貸借) の書
- 13) al-wikāla (委任) の書
- 14) al-wuqūf wa 'l-ṣadaqāt (ワクフ=宗教的寄進財と慈善的浄財) の書
- 15) al-suknā wa 'l-taḥbīs (使用权の一時的寄贈) の書
- 16) al-hibāt (物品の寄贈) の書



17) al-sabq wa 'l-rimāya (馬、駱駝の競走及び弓術試合) の書

18) al-waṣāyā (遺産) の書

19) al-nikāh (婚姻) の書

[C] 一方的義務 (iqa'at)

1) al-ṭalāq (離婚) の書

2) al-khu'l wal'l-mubāra'a (妻が婚姻を解消できる二種の離婚。「婚姻に関する規定」の「解説」において詳細に説明を行なった。)

3) al-zihāl (ズィハール離婚。同じく「解説」で言及した。)

4) al-īlā' (イラー離婚。夫が妻と性交を4ヵ月以上控えることを誓うことによつて成立する離婚) の書

5) al-li'an (リアーン離婚。法廷において夫と妻が相互に相手を誹謗することによつて成立する再婚不可の離婚) の書

6) al-'itq (奴隸の解放) の書

7) al-tadbīr wa 'l-mukātaba wa 'l-isti'lād (奴隸が自由を獲得する三つの方法) の書

8) al-iqrār (負債、家族関係等の承認) の書

9) al-ju'āla (特定の仕事の対価として一定の金額を支払うための行為) の書

10) al-aymān (誓い) の書

11) al-nadhr (誓い) の書

[D] 規則 (ahkām)

1) al-ṣayd wa 'l-dhabāḥa (狩猟と屠殺) の書

2) al-aṭ'ima wa 'l-ashriba (食物と飲み物) の書

3) al-ghaṣb (強奪) の書

4) al-shufa (先買) の書

5) ihya' al-mawāt (不耕地の開発) の書

6) al-luqaṭa (獲得財) の書

7) al-farā'iḍ (遺産) の書

8) al-qaḍā' (仲介、法的訴訟) の書

9) al-shahādāt (証人) の書

10) al-ḥudūd wa 'l-ta'zīrāt (刑法) の書

11) al-qisās (報復) の書

12) al-diyāt (血の代価その他財政的補償) の書

以上52の主題は、『諸問題の解説』においてもほぼ継承されている。しかし、それぞれのムジュタヒドによって扱い方や法的判断に微妙な齟齬が生じている場合がある。al-Muḥaqqiq の *Sharā'i al-Islām* は12イマーム派法学において最高の権威を持つ書物であり、現在もイランを中心とする宗教学院で基本的文献として研究されている。

### [12イマーム派法学—オスーリー派の確立]

シーア派では、イマームの「お隠れ」以後、100年に一人時代を変える人物(モジャッデド) が現れるといわれている。18世紀の後半のイランに、そのような人物が登場した。ベフベハーニー (1791年没) という人物であった。

ベフベハーニーは、1705年、エスファハーンの町で生まれた。イラクのナジャフで研鑽して後、イラン南西部のベフベハーンの町に30年間滞在した。この地においても当時一世を風靡していた伝承主義を掲げるアフバーリー派が優勢であり、彼はこの一派の影響力を削減する活動を行った。その後、イラクに戻り、イマーム・ホセイン殉教の地カルバラーを本拠地として、アフバーリー派に対する戦いを継続した。

反アフバーリー派の書物を著して同派の主張に反駁を加える一方で、分散するウラマーの権威を極力単一の人物に集中し、シーア派全体を統合しようと企てた。そして、この立場に反対する者を異端宣告(タクフィール) することによって、教敵の勢力を削いだ。目的達成のためには暴力も辞さなかった。精力的な活動の結果、彼が没する18世紀の末から19世紀の変わり目には、アフバーリー派の勢力は、ほぼ潰えてしまったといわれる。こうして、伝承重視に対して、理性の働きを重んじるオスーリー派が力を得るようになった。

オスーリー派の勝利は、モジュタヘドの勝利であった。モジュタヘドとは、法解釈において独自に理性的判断を下す権能(イジュティハード) を許可された宗教学者のことである。元来、イスラームでは聖職者階級は存在しないから、誰であっても一定の学的水準に達した者は、独自の法解釈に基づき行動するこ

とができる。しかし、現実には一般の信者が一定の学的水準に到達することはきわめて困難である。モジュタヘドになるためには、通常何十年もの年月を要したからである。たとえば、アラビア語、文学、論理学、コーラン解釈学、伝承学、聖者伝、法学原理、他の宗派の教義など、幅広い知識を必要とした。従って、一般信者はムスリムとしての宗教的、社会的義務を遂行するとき、その行為の模範を提供する宗教学者に助言を求める。これをタクリード(模倣)という。

シーア派の教義によると、すべての信者は必ず少なくとも一人の模範の対象を持たなければならない。この模範(模倣)の対象(源)をマルジャイ・タクリード(marja' al-taqlid)という。マルジャイ・タクリードは生きたモジュタヘドであって、故人であってはならない。信者と宗教学者のこの関係は、オスリー派の勝利によって一層強化された。

ペフバハーニーの没後、19世紀も半ばに近づく頃、ウラマー階層全体を最も学識のある単一のマルジャイ・タクリードの下に統合しようという動きがあった。その結果、初代の単一のマルジャイ・タクリードになったのがサーヘベ・ジャヴァーヘル、そしてその後を受けたのがシャイフ・モルタザー・アンサーリーであった。特に、アンサーリーは「法学者の封印」とさえ言われ、12イマーム派シーア主義教学に、大きな足跡を残した。こうして単一のマルジャイ・タクリードがシーア派世界に君臨する体制が出来上がった。この経過と以後の発展について、モタッハリーは、「宗教学者組織の基本的問題(Moshkkel-e Asāsī dar Sāzemān-e Rūhāniyat)」という論考の中で次のように簡潔に説明している。

新しい(西洋)文明がまだイランに来ておらず、都市間の交流手段が今よりも乏しかった100年程前まで(この文が書かれたのは、1960年代の初めである、訳者)、各都市の人々は、自分たちの資金(vojūhāt、ここでは宗教税ホームス=五分の一税のこと)を同じ町のウラマー(宗教学者)に支払っていた。そしてそれらの資金の大半は同じ町で費やされていた。しかし、この一世紀において、それぞれの地点相互に接近する新しい手段が発明されたために、資金はマルジャイ・タクリードという人物に支払うことが習慣となった。これ以後、(マルジャイ・タクリードの居住する)中心地は注目を受けるばかりか、彼の命令が従われるようになった。その結果、(これ

らの宗教的資金のうち) イマームの取り分 (sahm-e Imām) といわれる部分が、新しい土地からもたらされて、宗教学院 (howzeh-ye 'Ilmīch) (の収入として) 入ることになったため、学院は拡大した。全体として、(人々の) 往来が盛んとなり、人々が身近にマルジャと面会し、学院が拡張し、学生や卒業生の数が増えて、徐々に町や村が (マルジャの) 影響下に入ったので、指揮権と (riyāsat va ze'amat-hā) 権力が拡大されたのである。同時代にこの指揮権と権力を十分に行使し、その指揮権と権力を拡大するために新しい手段を活用した人物が、シーラーズィー (Āyatollah Hājī Mīrzā Moḥammad Ḥasan-e Shīrāzī) であった。この権力と指揮権をはじめて明らかにしたのが、かの有名なタバコ利権に対する教令(ファトワー)であった。

単一のマルジャイ・タクリードの体制が出来上がったため、経済的にも基盤が安定した宗教学者層は、イランの近・現代史上、特異な社会・政治的役割を演じることができたのである。

このようにして、12イマーム派シーア主義法学者の権力の基盤が据えられていった。詳しくは、拙訳・著『イスラームの祭り』(法政大学出版社)に収められた「シーア派小史——誕生からイラン・イスラーム共和革命まで」を参照されたい。

売買に関する規定

翻 訳 文

## 売買に関する規定

### 売買において推奨されるべき (moštaḥab) 事項

2059: 売買においては5つの事項が推奨される: 第一、その(売買)規定を記憶すること。サーデク様(彼に平安あれ)は次のように述べ給うた:「売買を行うことを望む者は、その規定を記憶しなければならない、そして、もしその規定を記憶する以前に売買を行うなら、無効で疑わしい取引によって身を滅ぼすであろう。」、第二、品物(jens)の価格において、ムスリムである購買者の間に相異がないこと、第三、品物の価格について厳しく取り立てないこと、第四、販売する者はより多く与え、購入する者はより少なく受け取ること、第五、ある人と取引を行う者が、後悔して、取引を廃棄することを望むなら、取引の廃棄の備えをすること。

2060: もし人が行った取引が有効(ṣahīḥ)あるいは無効であることを知らなければ、獲得した富(mālī)を所有することはできない。

2061: 財を持たず、妻や子に対する(扶養費の)支出が義務(vājeb)である者は、事業(kasab)を行わなくてはならない。家族を増やしたり(vasat dādan beh-ayālat)、貧者を救済するという推奨されるべき行為のために事業を行うことは、推奨されるべきである。

### 忌み嫌われる(makrūh) 商行為

2062: 忌み嫌われる商行為の主要なものは次のとおりである: 第一、土地売り、第二、肉屋、第三、棺売り、第四、穢しい人々との取引、第五、朝のアザーンと日の出の間に行われる取引、第六、小麦、大麦及びその他同様の者のために(その)商取引きを業とすること、第七、他の者が購入したい品物を購入するために(その)商取引きに介入すること。

## 絶対禁忌 (ḥarām) の商行為

2063：絶対禁忌の商行為は6つある：

第一、尿や大便のような不浄な物 ('ain-e najes) の売買、第二、略奪された財の売買、第三、財でない物、例えば逃亡した獣の売買、第四、その取引きからの利益が絶対禁忌 (ḥarām) である物の取引き、例えば、賭博用の道具、第五、そこにリバーの存在する取引き、第六、他の物と混ざった品物の売買、例えば、獣脂 (peyeh) と混ざった食用油 (rowghan) を販売するように、その品物が不明であり、売り手が買い手に対して (混入の事実について何も) 言わない場合であり、このような商行為を ghash という。偉大なる預言者 (彼に神の祝福があるように) は次のように述べ給うた：「ムスリムに対する商行為において ghash を行なったり、あるいは、彼らに損害を与えたり、あるいは、欺き (tagallob va ḥeileh) を行なう者は我々の仲間ではない、そして、自らの同胞であるムスリムに対して ghash を行なうような者に対して、神はその日々の恵み (barakāt-e rūzī) を取り去り、その者が日々の糧を得る方途を閉ざし給う。そして、その者を放置し給う。

2064：不浄となったがそれを洗浄すること (ab keshīdan-e ān) が可能であって、元が淨い物の販売は差しつかえない。しかし、購入者が、清浄であることが条件とされる行為 (例えば、それを着て礼拝を行なう衣服など) のために品物の購入を望む場合、販売者は義務的注意として (banābar-e eḥtiyāt-e wājeb) その品物が不浄であったことを告げなくてはならない。

2065：洗浄することが不可能な食用油や石油 (naft) の様なもので、清浄であった物が不浄になった場合、条件として清浄であることが定められている行為のためにそれを求めるなら、例えば、不浄な食用油を食するなら、その販売は絶対禁忌である。そして、もし条件として清浄であることが定められていない行為のためにそれを求めるなら、例えば、不浄な石油を燃料とするなら、その販売は差しつかえない。

2066：不浄な薬品 (dava) を販売することは絶対禁忌である。しかし、金子が薬品の容器 (zarf) 又は薬売りの労のために支払われる場合、差しつかえない。

- 2067: 食用油や液体の (ravān) 薬物及び非イスラーム諸国より入ってきた香水の販売はそれらが不浄であることが不明な場合、差しつかえない。しかし、死後の獣からとった食用油 (rowghan) について、異教徒の町で異教徒の手から獲得されたり、またその血管が切断された場合、そこから血液が流失するような (i.e. 血抜きしていない) 動物から (獲得されれば、その食用油は) 不浄であり、その取引は無効である。
- 2068: 狐をイスラーム法 (shar') で定められたやり方 (dastūr) 以外の方法で殺したり、あるいは、それ自らが死んだ場合、その毛皮の売買は絶対禁忌であり、その取引は無効である。
- 2069: 非イスラーム諸国から輸入されたり、異教徒の手から獲得された肉、獣脂及び毛皮の売買は無効である。しかし、人がそれらの物がイスラーム法の法令通りに殺された動物から取られた物であることを知っていれば、それらの売買は差しつかえない。
- 2070: イスラーム教徒の手から獲得される肉、獣脂及び毛皮の売買は差しつかえない。しかし、人がそのイスラーム教徒がそれを異教徒から獲得したことを知っていたり、イスラーム法に従って屠殺された動物であるかそうでないかを調査しなければ、その購入は絶対禁忌であり、その取引は無効である。
- 2071: アルコール類 (moskerāt) の売買は絶対禁忌であり、それらの取引は無効である。
- 2072: 略奪された財の売買は無効である。そして、売人は買い手から得た金子を彼 (略奪された人) に返却しなくてはならない。
- 2073: もし買い手が品物の代金を支払わないという意図であるなら、その取引には問題がある。
- 2074: もし買い手が品物の代金を後に不法な物 (ḥarām) から支払うなら、取引は有効である (ṣāḥih)。しかし、負担額を合法的な財 (māl-e ḥalāl) から支払わなくてはならない。
- 2075: 遊興の道具、例えばタールや楽器 (sāz) は小さいものであっても、それらの売買は絶対禁忌である。
- 2076: もし合法的な利益がそこから得られるものを絶対禁忌の事柄において用いるなら、例えば、ブドウをそれを用いてワインを製造する目的に販売する



なら、その取引きは絶対禁忌であり、無効である。

2077：人の姿を描いた物 (mojasameh) の売買は絶対禁忌である。しかし、人物の描かれた石鹸の売買は、もしその人の目的が石鹸の取引きであるのなら差しつかえない。

2078：賭博や盗み、あるいは無効な取引きによって獲得された物の購入は絶対禁忌である。そして、もし人がそれを購入すれば、元の持主に返却しなければならない。

2079：もし獣脂の混入した食用油を販売する時、その事 (実) を明記している場合、例えば、(売り手が) 私はこの1マンの食用油を売ります、と言う場合、その取引きは、その油の中に含まれている獣脂の量によって無効である。そして、売り主がその獣脂の分として得た金子は買い手のものであり、獣脂は売り主のものである。買い手は、(既述の混ざった油の中の) 純粋な食用油の取引きについても廃棄することができる。買い手は、その食用油を返却し、純粋な食用油を要求することができる。

2080：もし人がある量の品物の重さや長さの尺度で計測された後、それよりも多量の同一種の品物として販売するなら、例えば1マンの小麦を1.5マンの小麦と交換に販売するなら、それはリバーであり、絶対禁忌である。1ドラクマ分のリバーの罪は、その者との関係が絶対禁忌である者との70回の姦淫以上の罪に当たる。さらに、二つの品物のうち一つが健全で、他のに欠陥があったり、あるいは一つが良く他が悪い場合、もし人に与える以上に得るならば、やはりリバーであり、絶対禁忌である。従って、もし人が良い銅を与え、自分の与えた以上の不良な銅 (mes-e shekasteh) で受け取れば、あるいは、人がサドリー米 (berenj-e şadri) を与えて円形の米で受け取ったり、また加工した黄金を与えて未加工の黄金を受け取れば、リバーであり、絶対禁忌である。

2081：販売する品物以外に余分に付加した物、例えば、1マンの小麦を1マンと1ケラーンの金額で販売するならば、やはりリバーであり、絶対禁忌である。さらに、もし品物を余分に受け取らない場合でも、買い手が彼 (売り主) のために何か仕事 ('amalī) を行なうことを条件づけるなら、リバーであり、絶対禁忌である。

2082：もし人が、少ない量を与え何か品物を追加するなら、例えば、1マンの

- 小麦と1枚のハンカチを1マン半の小麦で売るなら、差しつかえない。また、相方が余分に加える場合も同様である。すなわち、1マンの小麦と1枚のハンカチを1マン半の小麦と1枚のハンカチと引き替えに販売する場合である。
- 2083: 布地のようにメートルやザル単位で販売する物、あるいはクルミ (gerd) や卵のように数で取り引きする物を販売し、より多くを得る場合、例えば、10個の卵を与えて11個得る場合 (その取引きは) 差しつかえない。
- 2084: いくつかの町で重さや寸法で販売され、又その他のいくつかの町では数で売られている品物について、義務的注意として (eḥtiyāt-e vājeb) その品物をそれ (それぞれの町で販売される価格) 以上で売ってはならない。
- 2085: 販売する物と受け取る代価 ('evaz) が同一の品物でないなら、多くを受け取っても差しつかえない。従って、1マンの米を売って10マンの小麦を受け取っても、その取引きは有効である (ṣahīh)。
- 2086: 受け取る代価が同一の物による販売が行なわれた場合、取引きにおいて多くを受けとってはならない。従って1マンの食用油を売ってその代価として1マン半のチーズを受け取れば、リバーであり絶対禁忌である。熟した果実 (mīveh ye resīdeh) を熟していない果実 (mīveh ye nares) と取引きする場合、多く受け取ってはならない。
- 2087: リバーに関して、大麦と小麦は同一物と見做す。従って、もし1マンの小麦を与えて1マンと5シールの大麦を受け取ればリバーであり、絶対禁忌である。同様に、例えば収穫期に (sar kharmān) に10マンの小麦を与える (条件で) 10マンの大麦を買うなら、大麦を現物 (naqd) として受領しており、しばらくの後に小麦を与えるのであるから、多くを受け取ったことであり、(それは) 絶対禁忌である。
- 2088: イスラームの庇護の下にない (dar panāh-e Islām nīst) 異教徒からイスラーム教徒がリバーを受け取っても、差しつかえない。また、父、子、妻、及び夫は互いにリバーを受け取ることができる。

### 売り主と買い手の条件

- 2089: 売り主と買い手には6つの事項が条件としてある: 第一、成人している

こと (bālegh)、第二、理性を用いることができること (‘āqel)、第三、狂人 (safieh) でないこと。すなわち、自らの財産を無駄なことに浪費しないこと、第四、販売の目的を持っていること、従って、例えば、私は自らの財を売却したと虚言 (saukfi) を言えば、その取引は無効である、第五、何人も彼ら (i.e. 売り手と買い手) を強制しないこと、第六、与える品物とその代価物に対して (彼らは) 所有者 (mālek) であること。以上についての規定は、以後の諸問題において取り扱うであろう。

2090：成人していない子供との取引は無効である。例え、その子供の父親や祖父が彼に取引を行なう許可を与えていても (無効である)。しかし、もし子供が金を売り主に与えたり、品物を買手に届けたり、あるいは、品物を買手に与えたり、また金を売り主に届けたりする手段 (vasīleh) であるなら、実際には二人の成人が互いに取引を行なったのであるから、その取引は有効である。しかし、売り主も買い主も、子供が品物と金子をその所有者に届けることを確認してはならない。

2091：もし、成人していない子供から物を買ったり、あるいは、彼に物を売るなら、その子から受け取った品物又は金子をその持主に与えるか、あるいは、その持主の承諾 (rezāyat) を求めなければならない。もしその持主を知らず、かつ彼について知る手段のない場合、子供から獲得したものを、その持主による MAZALEM とする。

2092：もし人が成人していない子供と取引を行ない、かつ子供に与えた品物あるいは金子を紛失しても、その子供又は彼の代理人に請求することはできない。

2093：買い手、あるいは売り主を取引きについて強要した場合、取引きの後で承諾し、「承諾いたします (満足しております)」と言うなら、その取引きは真正である。しかし、推賞されるべき (moštahab) 注意として、二度、取引契約を読むことである。

2094：もし人が誰かの財産をその人の許可を得ずに売却するなら、その財の持主がその財の販売を承諾せず、許可を与えないなら、その取引は無効である。

2095：父親や子供の父方の祖父 (jabh-e pedarī)、及び父親の代理人 (vasī)、父方の祖父の代理人は、子供の財産を売却することができる。公正なるムジュ

タヘド (mojtahed-e 'āqel) はまた、狂人、あるいは孤児である子供、あるいは不在中 (ghā'eb) の人物の財産を売却することができる。

2096: もし人が何かの財を篡奪し、売却する、そしてその売却の後、財の所有者がその取引きを認可すれば、取引きは真正であり有効である。篡奪者が購入者に与えた物、及び取引きによって生じた利益は、購入者のものである。さらに、購入者が与え、その取引きから生じた利益は、彼の財を篡奪した人のものとなる。

2097: もし人が、ある財を自らのものとするために、財を篡奪し、売却する場合、その財の所有者がその取引きに許可を与えないなら、その取引きは無効である。さらに、篡奪を行った人のために許可がなされるとしても、その取引きが有効であるためには問題がある。

#### 品物とその交換物 ('evaz) の条件

2098: 売却される品物、及びその交換物として獲得される物には、5つの条件がある: 第一、その量は、重量、長さ、数量その他で知られること、第二、それを配達することができること。従って、逃走した馬の売却は有効ではない。しかし、逃走した馬を配達できる物、例えば一枚のカーペットと共に売却するなら、その馬が見つからなくてもその取引きは有効である。第三、品物とその交換物にもともとある、それによって人々の取引きに対する好み (meil) に相異が生じる特徴を定めておくこと、第四、人は品物あるいは、その交換物に権利を持っていない(財)、たとえば人が誰かに抵当 (gerv) に入れた財を、その人の許可を得ずに売却することはできない、第五、品物そのものを売却するのであって、その用益権 (manfa'at) (を売却するの) ではない。従って、例えば一年分の利益 (家賃) を売却するなら、(その取引きは) 有効でない。しかし、買い手が金子の代わりに自らの財産 (普通は土地 melk) の用益権 (manfa'at) を与えるのであれば、例えば、カーペットを人から買って、その交換物として一年分の家の利益を相手に委ねるなら、差しつかえない、そして、それらについての規定は、これから先に論じるであろう。

2099: ある町で重量あるいは寸法で取引きが行われている品物は、その町では

重量あるいは寸法で購入しなければならない、しかし、同じ品物を目分量 (bā dīdan) で取引している町では、目分量で購入することができる。

2100：重量で売買が行なわれている品物を、寸法であっても次の方法で取引することができる。例えば、10マンの小麦を売りたいなら、1マン分の小麦の寸法で10だけ与えるのである。

2101：もし（既に）述べた諸条件の一つが取引きにおいて存在しない場合、その取引は無効である。しかし、買い手と売り主が互いの財の所有を承認しているならば、それらの所有は差しつかえない。

2102：ワクフ (i.e. 宗教的寄進財) とされた物の取引は無効である。しかし、財がワクフとされた（本来の）利益をもたらすことができない程に荒廃している場合、例えば、モスクの敷物がその上に座って礼拝 (namaz) できない程に破損している (pāreh shavad) なら、その敷物を販売しても差しつかえない。出来るならば、ワクフ設定者の意図に近いように、その売却金を同一のモスクで消費しなくてはならない。

2103：財をワクフとして設定された人々の間で、もしそのワクフ財を売却しなければ財産あるいは生命が損なわれる (talaf) 恐れがあるという（見解に）相異が生じる場合は何時でも、その財を売却することができる。そして、売却金をワクフ設定者の意図に近いように消費することができる。

2104：他人に貸与してある (ejāreh dādeh-and) 土地（財）の売買は差しつかえない。しかし、その財からの利益は、貸与期間中は貸人 (mosta'jer) のものである。そして、もし、買い手がその財は貸与されたものであることを知らなかったり、あるいは、貸与期間がわずかであると思ってその財を購入してしまった場合、通告を行なった後、（買い手は）自らの取引を廃棄することができる。

### 売買契約

2105：売買において、アラビア語の契約書 (sigheh) を読む必要はない。例えば、もし売り主がこの財をこの金子と交換に販売したとペルシア語で言い、買い手が了承した (qabūl kardam) と言えば、その取引は有効である。しかし、

買い手と売り主は（契約内容を）書く意図（qasad-e enshā'）を持っていないとはならない。すなわち、（上記の）この二つの言葉を言うことによって、彼らの意図は売買でなければならない。

2106：もし取引に際して契約書を読まないが、売り主が買い手から受け取る財に対して、自らの財を彼（買い手）のものとし、そして彼が、（それを）受け取るのであれば、その取引は有効である。二人は共に所有者（mālek）になる。

### 果物の売買

2107：花が散り、実を結んだ果実を収穫前に売却することは可能である。そして、また木になっている酸味のあるブドウ（ghowreh）を売ることも差しつかえない。

2108：もし木になっている果実を、それが実を結び、花が散る前に売却したいなら、その土地から収穫される物、例えば青野菜（sabz-hā）と共にそれを売却しなくてはならない。あるいは、果実を結ぶ前に摘み取るか、あるいは、一年以上の果実を彼（購入者）に売ることを購入者に対して条件づけなければならない。

2109：黄色又は赤くなったナツメヤシを樹上にあるまま売却しても差しつかえない。しかし、その代価としてナツメヤシを受け取ってはならない。しかし、人が一本のナツメヤシの木を他の人の家や庭の中に所有しているのであれば、その量を見積もり、その木の所有者がそれを家、または庭の持ち主に売却し、その代価としてナツメヤシを受け取る場合、受け取るナツメヤシが見積もった量より少なくとも多くもなければ、（この取引は）差しつかえない。

2110：キュウリ、ナス、青野菜のように年に数回収穫されるものの販売は、買い手が年に何回それを収穫できるのか明らかであり、かつ定めている場合、差しつかえない。

2111：小麦や大麦の穂（khowsheh）を、実を結んだ後に小麦や大麦以外のもの（と交換）で売却しても差しつかえない。

## 現金 (naqd) と信用取引 (nesīeh)

- 2112: もしある品物を現金で売却するなら、買い手と売り主は、取引の後、品物及び代金を相互に要求し、移転 (tahvīl) することができる。家屋や土地その他の移転は、それを買い手が処分できるように彼の権威の下に置かれるというものである。そして、カーペットや衣服その他の移転は、買い手がそれを他の場所へ移したいと思えば、売り手が妨げることができないように彼の権威の下に置かれるというものである。
- 2113: 信用取引の場合、期間が完全に明らかでなくてはならない。従って、その代金を収穫期に得るべくある品物を売却するならば、その期間が完全に明らかにされていないので、取引は無効である。
- 2114: もしある品物を信用で販売するなら、定められた期間が完了する以前にその代価を買い手に対して要求することはできない。しかし、買い手が死んで、(買い手自身に所属) する財産を所有する場合には、売り主は期間の完了する以前に、所有する権利 (talabī) を彼の遺産の中から要求することができる。
- 2115: もしある品物を信用で販売するなら、定められた期間の完了後にその代金を買い手に要求することができる。しかし、買い手が支払うことのできない場合、彼に猶予 (mohlat) を与えなければならない。
- 2116: もし品物の価格を知らない人に対してある量 (の品物) を信用で与え、その価格を人に言わないなら、その取引は無効である。しかし、その品物の現金価格を知っている人に信用で与え、(その価格) 以上の値段で計算するなら、例えば、「あなたに信用で与える品物を1トマーンにつき1リヤルだけ現金で売却するより高価に計算しています」と言って、彼 (相手) がそれを了解すれば差しつかえない。
- 2117: ある品物を信用で販売し、その代価を得るのにある期間を定めた人が、例えば、その期間の半ばを過ぎた後に、自らの要求する量を減らし、残余を現金で受け取っても差しつかえない。

## 空売り (salaf) 取引

2118：空売り取引とは次のようなものである。すなわち、買い手がある期間の後に品物を配達する (tahvil) べく代金を支払うというものである。例えば、彼が「6ヶ月後にある品物を配達するべくこの代金を支払います」と言い、売り主が「了解しました」と言えば、あるいは、売り主が代金を受け取り、「6ヶ月後に配達するべくある品物を販売しました」と言えば、その取引は有効である。

2119：もし金子を空売りで販売し、その代替物として金子を受け取るなら、その取引は無効である。しかし、ある品物を空売りで販売し、その代替物を他の品物や金子で受け取るなら、その取引は有効である。販売する品物の代替物は、金子で受け取り他の品物で受け取らないというのが推奨されるべきである (mostahab)。

## 空売り取引の条件

2120：空取引には6つの条件がある：第一、その品物の価格に相異を生じさせるような(品物の)特徴を明示すること (mo'ayen konad)。しかし、さ程の詳細は不要である。人々がその特徴が明らかにされた、と言う程度で十分である。従って、パン、肉、獣の皮のようにその特徴を完全に明示することができない物の空売り取引は無効である。第二、買い手と売り主が互いに別れる以前に買い手は全代価を売り主に支払うこと。あるいは、その(品物の)代価の一部について、売り主に対して負債を負う、そして、自らの負債(額、talab)を品物の代価に従って計算し、(それを)彼(売り主)が承認すること。その品物の代価の一部を与える場合、例え取引がその部分について有効であっても、売り主は同部分に関する取引を廃棄することができる、第三、期間を完全に定めること。従って、例えば、最初の収穫期までに品物を配達しますと言うなら、期間が完全に明らかではないので、その取引は無効である。第四、売り主が配達することができない程に品物が不足していない時期を配達(の時期として)定めること、第五、品物の配達場所を明



示すること。しかし、当事者の言葉によってその場所が明らかであれば、その場所の名前を（わざわざ）持ち出す必要はない。第六、その品物の重量や寸法を明示すること。一般に目分量で (bā dīdan) 取引きされる品物を空売りで販売する場合は、(明示しなくとも) 人々がさ程の注意をしなくとも分かるクルミや卵の様な個々の相異が微少なものでなくてはならない。

### 空売りの規定

- 2121：人は空売り取引きで購入した品物を、その期間の完了する以前に売却することはできない。そして、その期間の完了後にその（品物）が配達されなければ、それを販売することは差しつかえない。しかし、小麦や大麦のような穀物 (ghallah) をその配達以前に売却することは忌み嫌われるべき行為 (makrūh) である。
- 2122：空売り取引きにおいて、もし売り主が契約で定められた (qarārdād kardeh) 品物を与えるなら、買い手は（それを）受け取らなくてはならない、また、規定されたものより良い物を与えたり、同一の品物で計算された通りであるなら、購入者は（それを）受け取らなくてはならない。
- 2123：もし売り主が与える品物が規定されたものより質が悪ければ、買い手は（それを）受け取ることはできない。
- 2124：もし売り主が規定された品物の代わりに他の品物を与える場合、買い手が承諾すれば差しつかえない。
- 2125：空売りで販売された品物が、それを配達しなければならない時に入手が不可能になり (nāyāb)、それを準備できない場合、買い手は準備できるまで待つことができる。あるいは、(彼は) その取引きを廃棄することができる、そして、与えた物を取り戻すことができる。
- 2126：ある品物を販売し、ある期間の後に配達し、その代金をもある期間の後に受け取るなら、その取引きは無効である。

## 黄金及び銀による黄金及び銀の販売

- 2127: もし黄金を黄金で、あるいは銀を銀で販売するなら、鑄造したものであっても、鑄造したものでなくても、一方の重量が他のものより多い場合、その取引きは絶対禁忌であり、無効である。
- 2128: もし黄金を銀で、あるいは銀を黄金で売却するなら、その取引きは有効である。それらの重量が等しい必要はない。
- 2129: もし黄金又は銀を黄金あるいは銀で売却するなら、売り主と買い手は、互いに別れる前に、品物と代替物を互いに移転しなければならない。そして、契約で定められた物の一部を全く移転しない場合、その取引きは無効である。
- 2130: もし売り主が買い手が契約した物をすべて移転し、相手はその一部を移転して互いに別れるなら、その取引きはその部分に関しては有効であるが、財のすべてが自らの許に届いていない人は、その取引きを廃棄することができる。
- 2131: もし銀を含有した鉱土 (khāk-e noqreh-ye ma'dan) を製成した銀 (noqreh-ye khales) で、また黄金を含有した鉱土を製成した金で売却するなら、その取引きは無効である。しかし、銀の鉱土を黄金で、黄金の鉱土を銀で売却することは差つかえない。

## 人が取引きを廃棄することができる場合

- 2132: 取引きを廃棄できる権利をヒヤール (khiyār=選択) と言い、買い手と売り主は11の場合に取引きを廃棄することができる: 第一、取引きの場 (khiyār-e majles) から解散していないこと、このヒヤールをヒヤール・マジジュレス (khiyār-e majles) と言う。
- 第二、欺された場合 (khiyār-e ghabn)、
- 第三、取引きに際して、定められた期間までに双方、あるいはどちらか一方が取引きを廃棄できる (ヒヤール・シャルト、khiyār-e shart、条件のヒヤール)、
- 第四、売り主あるいは買い手が、自己の財を実際以上に良い物であると見せて、その財の価格を人々の目に多いように見せる場合 (ヒヤール・タドリー

ス、khiyār-e tadlīs),

第五、売り主あるいは買い手が、仕事 (=取引) を完了すると条件づけたり、あるいは、与える財は特別な物であることを条件づけ、しかもその条件に従い行動しない、このような場合、(取引の) 相手方は取引を廃棄できる (khiyār-e takhallof-e shart),

第六、品物あるいはその交替物に欠陥 ('aib) のある場合 (khiyār-e 'aib),

第七、販売した品物の一部が他人の財であることが明らかな場合。もしその所有者がその取引を了承しないなら、買い手はその取引を廃棄することができる、あるいは、その部分の代金を売り主から得ることができる。また、買い手が代替物として定めた物の一部が他人の財であることが判明し、その所有者が了承しない場合、売り主はその取引を廃棄することができる、あるいは、その一部の代替物を買手から得ることができる。(khiyār-e sherkat),

第八、売り主は、買い手が見ていない定まった品物の特徴を彼 (=買い手) に述べる。その後、述べた通りでないことが判明した場合、買い手はその取引を廃棄することができる。また、買い手が与える定まった代替物の特徴を述べ、後に述べた通りでないことが判明する場合、売り主はその取引を廃棄できる (khiyār-e ru'yat)。

第九、買い手が現金で購入した品物の代金を三日間支払わず、かつ売り主がその品物を配達しない場合、もし買い手が代金の支払いの遅延を条件として定めていなければ、売り主はその取引を廃棄できる。しかし、買った品物が、例えば、一日置いておけば腐ってしまう果実のような物である場合、夜までに (買い手が) その代金を支払わず、代金の支払いを遅延するという条件を定めていないなら、売り主はその取引を廃棄することができる (khiyār-e ta'kheir)。

第十、動物を購入した場合、三日まで取引を廃棄することができる。もし購入した動物の代替物として他の動物を与えるなら、売り主もまた、三日間でその取引を廃棄することができる (khiyār-e heivān)。

第十一、売り主が売却した品物を配達することができない場合、例えば、売った馬が逃げたような場合、買い手はその取引を廃棄することができる (khiyār-e ta 'dhdhor-e taslīm)。

以上の規定に関しては、以後の諸問題において論じるであろう。

2133: 買い手が品物の価格を知らなかったり、あるいは、取引きの時不注意であり (ghaflat konad)、現行 (ma'mūlī) 価格より高価でそれを購入する場合、人々がそれを重大視する (mardom beh an ahamiyat mi-dahand) 程高価で購入したなら、彼はその取引きを廃棄することができる。売り主が品物の価格を知らなかったり、あるいは、取引きの際不注意であり、品物をその (現行) 価格より安く販売する場合、人々が安く販売した程度を重視する程であれば、(彼は) その取引きを廃棄することができる。

2134: 条件付販売取引き (mo'ameleh-ye bay'-ye shart)、において、例えば、1,000 トマーンの家屋を200トマーンで売却する場合、売り主が期限通りに代金を与えても取引きを廃棄できると同意する時、買い手も売り主も売買の意図 (qasad) を持っていた場合は、その取引きは有効である。

2135: 条件付販売取引きにおいて、売り主が期限通りに代金を与えなくても買い手は財を自分に与えるという確信があれば、その取引きは有効である。しかし、期限通りに代金を支払わなければ、財を買い手から要求する権利を持たない。かつ、もし買い手が死亡しても、その財を彼の遺産から要求することはできない。

2136: もし上等の茶 (chā-ye 'ela) を下等な茶と混合し、上等な茶として販売するなら、買い手はその取引きを廃棄することができる。

2137: もし買い手が入手した財に欠陥のあることが分かった場合、例えば、動物を購入して、その一方の目が盲であることが分かった場合、その欠陥は取引き以前に財の中にあり、しかも (それについて) 知らなかったのであるから、(買い手は) その取引きを廃棄することができる。あるいは真正な (sālem) 価格と偽りの (ma'yüb) 価格の差額を定め、売り主に対して支払った代金の中から真正なものと偽りの差額代金を取り返すことができる。例えば4トマーンで購入した財について、欠陥のあることが分かった場合、その真正な価格が8トマーンであり、偽りの価格が6トマーンである場合、真正な価格と偽りの価格の総異は1対4であるので、(買い手は) 与えた代金の1/4、すなわち1トマーンを売り主から取り返すことができる。

2138: もし売り主が獲得した代替物に欠陥があることが分かった場合、その欠

陥は取引き以前にその代替物の中にあり、(そのことを)知らなかったのであるから、(売り主は) その取引きを廃棄することができる。あるいは、真正な価格と偽りの価格の差額を上記問題において述べた方法で取り返すことができる。

2139：取引きの後で、その財の配達の前に何らかの欠陥が見つかった場合、買い手はその取引きを廃棄することができる。また、その財の代替物の中に、取引き後で配達以前に欠陥が見つかった場合、売り主はその取引きを廃棄することができる。しかし、もし価格の差額を受け取ることを望むなら問題がある。

2140：取引きの後で欠陥に気づき、即座に取引きを廃棄しないなら、もはや取引きを廃棄する権利を持たない。

2141：品物を購入した後で欠陥に気付いた場合は何時でも、たとえ売り主がその場にいなくてもその取引きを廃棄することができる。

2142：4つの場合において、たとえ買い手が財に欠陥のあることに気づいても、その取引きを廃棄したり、価格の差額を受け取ることができない。第一、購入の際、財の欠陥を知っている場合、第二、財の欠陥を承認している場合、第三、取引きの際して、「たとえ財に欠陥があっても、返却いたしませんし、代金の差額も受け取りません。」という場合、第四、売り主が取引きの際して、「(その財にある) 欠陥のあるままその財を売ります。」という場合。ただし、ある欠陥を指定し、「この欠陥のあるまま財を売ります。」と言って、他にも欠陥のあることが明らかになった場合、買い手は、売り主が指定しなかった欠陥について、財を返却できるし、あるいは価格の差額を受け取ることができる。

2143：3つの場合において、買い手が財に欠陥があることに気付いた場合、取引きを廃棄することができる。第一、取引きの後でその財に差し押え(tasarrof)のある場合、第二、取引きの後、財に欠陥があることに気づき、それを返却する権利が行なわれない(sāqet) にすぎない場合、第三、財の配達の後、そこにその他の欠陥が見つかった場合。ただし、欠陥のある動物を購入し、三日経過する以前にその欠陥が見つかった場合、たとえそれを配達してしまっても、それを返却することができる。さらに、買い手だけが、ある期間取引

きを廃棄する権利を持っており、その期間中にその他の欠陥を発見する場合、たとえその（財が）配達されても、取引きを廃棄することができる。

2144：人が自ら見たことがなく、他人がその特徴について彼に告げた財を持っている場合、彼が同様の特徴について買い手に告げ、それを売却する、そして販売の後で（実際は）それ以上のものであったことが分かったなら、その取引きを廃棄することができる。

### 様々な問題

2145：売り主が品物の売り値を買い手に告げる場合、財の価格の増減に関係を持つあらゆる事項について告げねばならない。たとえ（その財を）同一の価格、あるいはそれより廉価で販売するにせよ（そうしなければならない）。例えば、現金で購入したのか、あるいは信用（nesieh）によるものか告げなくてはならない。

2146：人がある品物を誰かに与え、その価格を定める、そして「この品物をこの価格で販売しなさい。そして、どれ程（その価格より）高く売っても、その儲はあなたのものだ。」と言う場合、その価格より高く売るすべてのものは、財の所有者のものである。売り主は、単に財の所有者から自らの労の賃金（mozd）を得ることができるだけである。しかし、（所有者が）「この品物をこの価格であなたに売却しました。」と言い、（売り主が）「承知しました。」と言うなら、あるいは、（所有者が）彼（売り主）に売却することを目的にしてその品物を与え、彼が購入を目的として（その財を）受け取るなら、（定まった）その価格以上で売った（利益の）すべては、彼（売り主）自身のものとなる。

2147：もし肉屋が雄の肉（güsh-t-e nar）を売り、それに代えて雌の肉（güsh-t-e mädeh）を与えるとすれば、罪（ma'siyatt）を犯したことになる。従って、その肉を指定して、「私はこの雄の肉を売ります。」と言えば、買い手はその取引きを廃棄することができる。また、それ（＝肉）を指定せず、買い手が手にした肉に満足しない場合、肉屋は雄の肉を彼（買い手）に与えなくてはならない。

- 2148: もし買い手が布商 (bazzāz) に対して「色のおちない (rang-e an na-ravad) 布地を下さい」と言い、その布商が色のおちる布地を販売するなら、購入者はその取引きを廃棄することができる。
- 2149: 取引きにおいて誓いを立てる (qasam khordan) ことは、(その取引きが) 有効であるならば忌み嫌われること (makrūh) であり、また偽りであるなら、絶対禁忌 (ḥarām) である。

### 協業 (sherkat) に関する規定

- 2150: もし二人が共に協業を行ないたいと望むなら、自らの財のいずれの部分も相手のものと区別がつかない様に混合し、アラビア語かその他の言語で協業の契約を読むか、あるいは、互いが協業者 (sharik) であることが明らかな仕事を行なうなら、彼らの協業は真正であり有効である。
- 2151: もし何人かの人が自らの仕事から得る賃金において互いに協業を行なうなら、例えば、(何人かの) 床屋が賃金として得たものをすべて共に分割することを取り決めるなら、彼らの協同業は有効でない。
- 2152: もし二人の人が互いに協業を行ない、各々が自らの信用で、ある品物を購入し、その価格について自ら負債者となるが、各々が購入した品物、及びその利益において互いに協業者となるなら、(その協業は) 有効でない。しかし、各々が相手方を代理人 (vakīl) とし、品物を彼のために信用で購入し、二人とも負債者となるなら、その協業は有効である。
- 2153: 協業契約 ('aqd-e sherkat) によって協業者となる人は、(宗教的) 義務を遂行できる人 (mokallef) であり、理性を行使できる人 ('āqel) でなければならない。また、目的と自発的選択 (= 権威, ekhtiyār) によって協業を行なわなければならない。さらに、自らの財を処分 (tašarrof) できなくてはならない。従って、自らの財を事業において無駄に費する愚者 (ādam-e safīhī) は、自らの財を費する権利を持たないために、彼が協業を行っても (それは) 有効ではない。
- 2154: もし協業契約において、仕事を行なう者あるいは、他の協業者より多く仕事を行なう者が、より多くの利益を取ることが条件として定められてあれ

ば、定められたものを彼に与えなくてはならない。しかし、仕事をしない者、あるいは、仕事量の少ない者がより多くの利益を取ると定めてあれば、彼らの協業には問題がある。

2155：もしすべての利益を一人が取るか、あるいは、すべての損害又はより多くの損害を一方が蒙るなら、その協業は無効である。

2156：協業者の一人がより多くの利益をとるという条件がない場合、彼らの資本 (sar māyeh) は一つの割合 (andāzeh) であり、利益も損害も共に一つの割合である。もし彼らの資本が一つの割合でない場合、利益と損害を資本の割合に従って分配しなければならない。例えば、二人の人が協業を行ない、彼らの一方の資本金が他の資本金の2倍であれば、彼の利益及び損害の配分は他の2倍である。(それは)二人が同一の仕事をして、一方がより少ない仕事をして、あるいは、全くしなくても(同様である)。

2157：もし協業契約において、二人が共に売買を行なうか、あるいは、各人が各々取引きを行なうか、また彼らの一方が取引きを行なうかが条件づけてあれば、規定に従って行動しなければならない。

2158：もしどちらか一方が資本を用いて売買を行なうと規定していなければ、彼らのうちいずれも相手の許可なしでその資本を用いて取引きを行なうことはできない。

2159：協業資本に選択権(権威)を持つ協業者は、協業の規約に従って行動しなければならない。例えば、もし信用で買うとか、現金で売る、あるいは、特定の地区から品物を買うというようなことが(その協業者と)定められていなければならない。もし(そのようなことが)定められていなければ、慣行に従い、協業に損害をもたらさないように取引きを行ない、事業を行わなければならない。そして、信用で購入したり、信用で販売したり、あるいは協業の財を旅行に携帯するようなことがあってはならない。

2160：協業資本を用いて取引きを行なう協業者が、彼と結んだ契約に反して販売を行ない、協業のために損害が生じた場合、彼は(それを)保証しなくてはならない(zāmen)。しかし、後になって彼と結んだ契約に従って取引きを行なうのなら、(その取引きは)有効である。また、もし彼と契約を結んでおらず、彼が慣行に反して行動しても、彼に責任がある。しかし、後になって



慣行に従って取引きを行なうなら、彼の取引きは有効である。

- 2161: 協業の資本を用いて取引きを行なう協業者が、(資本を) 増大させず、また資本の管理において減少させないが、偶然その一部、あるいは全部に損害が生じて、(talaf shavad) なら、彼に責任はない。
- 2162: 協業の資本を用いて取引きを行なう協業者が、資本に損益が生じたと言ひ、法学者 (hākem-e shar') の前で誓うなら、彼の言葉を受け容れなくてはならない。
- 2163: もしすべての人の協業者が財の消費について互いに与えた許可を撤回する (bar gardand) なら、何人も協業の財について、これを消費することはできない。そして、彼らのうち一人が自らの許可を撤回するなら、他の協業者たちは、(財を) 消費する権利を持たない、しかし、自らの許可を撤回した人は、協業の財を消費することができる。
- 2164: 協業者の一人が協業の資本を分配することを要求した場合は何時でも、たとえ協業の期間が (残って) いたとしても、他の協業者はこれに同意しなくてはならない。
- 2165: もし協業者の一人が死亡するか、あるいは狂人になるか、また、意識不明 (bīhosh) になれば、他の協業者たちは、協業の財を消費することはできない。彼らの一人が愚人となれば、すなわち、自らの財を事業において無益に用いる場合も同様である。
- 2166: もし協業者が、ある物を信用で自らのために購入すれば、利益も損失も彼のものである。しかし、協業のために購入し、他の協業者が「満足です。」と言えば、利益と損失は二人のものである。
- 2167: もし協業の資本で取引きを行ない、後にその協業が無効であることが分かった場合、もしその協業が有効なことを知っており、(しかも) 財の消費について互いに承認していたような場合、その取引きは有効である。そして、その取引きによって生じる物は何であれ、すべて彼らのものである。また、以上のようにない場合、他の人々の消費を承諾していなかった人々が、「我々はその取引きに満足である。」と言えば、その取引きは有効であり、さもなければ、無効である。いずれの場合も、協業を行なった者のいずれも、感謝の意を以って (beh-qasad-e majjānī) 行なったのでない場合は、自らの労に対す

る報酬を、慣行に従って他の協業者から得ることができる。

### 和解に関する規定

- 2168：和解とは次のようなものである。すなわち、人が自らの財または利益の一部を他人の所有とし、あるいは、自らの請求権のある金子 (talab) や権利を放棄することに同意することである。(その結果、後者に対して) また、自らの財あるいは、財からの利益を譲渡するか、または持っている請求権のある金子や権利の一部を放棄することを意味する。さらに、代替物を受け取ることなく、自らの財又は利益をある人に譲渡するか、あるいは、権利を有する金子又は権利を放棄することも意味する。(以上のような) 和解は有効である。
- 2169：あるもので互いに和解を行なう二人の人は、成人しており、かつ理性を行使できる人 (‘āqel) でなければならない。何人も彼らに強制力を行使しては (majbūr) ならないし、かつ彼らは和解の意図 (qasad) をもっていなければならない。
- 2170：和解契約書 (siġheh) は、アラビア語で読む必要はない、また、和解及び同意に達した人々に理解できる言葉 (lafz) で (行なわれた和解は) 有効である。
- 2171：ある人が、自らの羊を羊飼いに与えたとする、例えば、一年間世話してもらって、そのミルクを利用してもらい、獣脂についてはその一部を与える場合、羊のミルクを羊飼いの労力に対して (報酬として与え)、その獣脂を和解とするなら、(その和解は) 有効である。しかし、もし羊を一年間羊飼いに賃貸し (ejāreh)、そのミルクを (自ら) 利用し、その代価として獣脂を与えるなら、(その和解には) 問題がある。
- 2172：ある人が、自らの権利 (talab va haqq-e khod) を他人に和解したい場合、彼 (=相手) が同意する場合、(その和解は) 有効である。しかし、自らの権利を放棄する (beh godhārad) 場合、相手の同意は不要である。
- 2173：人が自らの負債 (bedehī) を知っており、債権者 (talabkār) が知らない場合、債権者が実際よりも少ない額で和解するなら、例えば、50トマーン

負債額があり、自らの権利を10トマンで和解する場合、負債者にとって(余りに)多額の(和解は)合法(halāl)ではない。ただし、(負債者が)自らの負債額を彼(債権者)に告げ、後者がそれを了承する場合は別である。あるいは、(債権者が)自らの権利のある金子の額を知っており、しかも和解を行なうような場合も別である。

2174: (人々が)種類の違いを重量によって明らかにする二つの物で互いに和解したい場合、一方の重量が他よりも多くならないようにすることが義務的注意として必要である(eḥtiyāt-e vājeb)。しかし、それらの重量が明らかでない場合、一方の重量が他よりも多い可能性があっても、その和解は有効である。

2175: 二人の人が一人の人に債権を持つ場合、あるいは、二人の人が他の二人に債権を持ち、自らの権利を互いに和解したい場合、彼らの権利が同一の種類であり、重量であるなら、例えば、二人とも10マンの小麦の債権がある場合、その和解(maṣāleheh)は有効である。また、彼らの権利を有する物(talab)が同一でない場合、例えば、一方が10マンの米、他は12マンの小麦の債権を持つ場合も同様である。しかし、彼らの権利を有する物が、現行で重量又は寸法で取引が行なわれる品物である場合、それらの重量又は寸法が等しくない場合、それらの和解には問題がある。

2176: 一定の期間を経てから獲得する権利のある人に対して持っている場合、自らの権利をより少ない量で和解を行なうが、彼らの意図が彼らの権利の一部を廃棄することであれば(gozasht konad)、残余を現金で受け取っても問題はない。

2177: 二人の人が、ある物について互いに和解を行なう場合、互いの承認(rezāyat)によって和解を解消することができる。また、取引に際して、双方にあるいは一方に対して取引を廃棄できる権利が規定してある場合、その権利を持つ者は、和解を解消することができる。

2178: 買い手と売り主が取引きの場(majles-e mo'ameleh)から別れないうちは、取引を廃棄することができる。また、買い手がある動物を買う場合、三日までその取引を廃棄する権利を持つ。同様に、現金で購入した品物の代金を三日までに支払わず、かつ品物が配達もされない場合、売り主はその取引を廃棄することができる。しかし、何らかの財を和解する人は、以上

の三つの場合に和解を廃棄する権利を持たない。さらに、売買の規定において述べた他の八つの場合においては、和解を廃棄することができる。

2179：和解によって獲得した物に欠陥がある場合、その和解を廃棄することができる。しかし、真正なものと欠陥のあるものの価格の差額を要求するなら問題がある。

2180：自らの財を何人かに対して和解とし、「(私の) 死後、被相続者がいないなら、あなたに和解したものをワクフにして下さい。」と条件をつけ、その人(＝相手)が了承すれば、後者は条件に従って行動しなければならない。

### 賃貸 (ejāreh) に関する規定

2181：貸与者 (ejāreh dahandeh) ならびに何らかの物を賃貸する者は、(宗教的) 義務を遂行できる者 (mokkallef) であり、理性を行使できる者でなくてはならず、自らの選択(＝権威)で賃貸を完了できなくてはならない。また、自らの財について消費する権利を保有していなければならない。従って自らの財を無駄な事業に費する者は、自らの財を消費する権利を持たないので、もし彼が賃貸しても、あるいは貸与しても、有効ではない。

2182：人は他人のために代理人 (vakil) になることができ、彼の財を貸与することができる。

2183：子供の代理人 (vakīl) あるいは後見人 (qayyām) が、その子供の財を貸与するか、あるいは、彼(＝子供)自身を他の者の被雇用人 (azir) にしても差しつかえない。また、その子が成人するまでのある期間を賃貸の期間に定めている場合、その子が成人した後、残余の賃貸(契約)を廃棄することができる。しかし、もしその子供が成人である期間の一部が賃貸期間の一部と定めていなくてもその子供の福利 (maṣlahat) に反して、(後見人は) その賃貸(契約)を廃棄することはできない。

2184：後見人のいない幼児 (bachcheh-ye saqḥīr) について、モジュタヘド (mojtahed) の許可なしに(その児を)被雇用人にすることはできない。身近なモジュタヘド (mojtahed-e dastrasī) がいない人は、公正な ('ādel) 何人かの信者 (mū'men) によって許可を得ることができ、その児を被雇用人にする

ことができる。

- 2185:貸与者と賃借人 (mosta'jer) は、アラビア語の契約書を読む必要はない。また、所有者 (mälek) がある人に、「私自身の財をあなたに貸与しました。」と言い、彼 (=相手) が「了解しました。」と言えば、その賃貸は有効である。さらにまた、言葉を用いず、所有者がその財を貸与すると言う意図でそれを賃借人に譲渡し、一方 (賃借人も) 賃借する意図でそれを受け取るなら、その賃貸は有効である。
- 2186:もし人が契約を読まずに何らかの仕事 ('amali) を行なうために被雇用人になることを望むなら、彼がその仕事に従事する時、その賃貸契約は有効である。
- 2187:喋ることができない人が、身振りで (ba cshārch) 財を貸与するか、あるいは賃借することを (人々に) 理解させれば、(その賃貸は) 有効である。
- 2188:家屋、店舗、あるいは部屋を賃借し、その財の持ち主が、かれ (賃借人) のみがそれらを利用することを条件づけるならば、賃借人はそれを他の者に賃貸することはできない。また、もし条件づけていないなら、それを他人に賃貸することができる。しかし、賃借した以上の量 (=価格で) それを賃貸したいと望むなら、その物件について、修理や漆喰を施すなどの手を加えるか、あるいは、賃借した物件以外の物でそれを賃貸しなければならない。例えば、金子で賃借したのであれば小麦やその他のもので賃貸しなければならない。
- 2189:もし被雇用人が、人に対して、その人のみのために仕事をするを条件づけるなら、彼を他人に貸与することはできない。また、条件づけていないなら、彼の報酬 (ojrat) として定めてあった物で彼を貸与する場合、それ以上を受け取ってはならない。また、もしその他の物 (を報酬として) 貸与するなら、それ以上を受け取ることができる。
- 2190:家屋や店舗、部屋、被雇用人以外にその他の物、例えば土地を賃借し、地主が彼 (賃借人) のみが利用することを条件づけないなら、賃借した額以上でそれを賃貸しても、問題はない。
- 2191:もし家屋、あるいは店舗を一年間100トマーンで賃借し、その半分は自らが利用する場合、他の半分以上を100トマーンで賃貸することができる。しかし、

その半分を賃借した額より高額で、例えば、120トマーンで賃貸するなら、その（物件について）、修理のような手を加えていなければならない。

### 賃貸する財の条件

2192：賃貸する財にはいくつかの条件がある：第一、定まっていること。従って、「自分の家のうち一軒を貸与しました。」と言っても正しくない、第二、賃借者はその（物件を）見るか、あるいは、それを賃貸する者は、完全に明らかになるように、それについて述べること、第三、その（物件の）移転が可能であること、従って、逃げた馬を賃貸することは無効である、第四、その財は、利用することによって消失しないこと、従って、パンや果実、その他の食物を賃貸することは真正でない、第五、財を賃貸した（本来の）使用が可能であること。従って、耕作用の土地を賃貸することは、雨水がその土地の利用に十分でなく、水路の水がその土地を灌漑しない場合、有効でない、第六、賃貸する物件は、本人の所有物であること。また、他人の財を賃貸するなら、その場合、その所有者が承諾すれば有効である。

2193：果実を利用するために樹木を賃貸することには問題がある。

2194：婦人はその（母）乳を利用するために雇用されることができ、自分の夫から許可を得る必要はない。しかし、乳を与えることによって夫の権利がおろそかになるなら、彼の許可なしに雇用されえない。

### 財の賃貸によって生じる用益権の条件

2195：財の賃貸によって生じる利益には、次の四つの条件がある。第一、合法的（hālal）であること。従って、ワインを販売する店を賃貸したり、あるいは、ワインの管理、ワインの運搬のために動物を貸与することは無効である、第二、その利益のために金子を与えることが、人々の目で見ても無駄でないこと、第三、賃貸する物件にはいくつかの利益があること。賃借人がそこから生み出さねばならない利益を定めておくこと。例えば、乗るためや荷物を運搬する動物を賃貸すれば、乗ること、あるいは荷を運搬すること、またその

利益（用）のすべてが賃借人のものであっても、実際に定められた賃借を行なわねばならない、第四、利用の期間を定めること。また、期間は明らかではないが、行為（amal）が定まっている場合、例えば、仕立屋と（khayat）、定まった衣服を特別な方法で縫い上げるような約束するようなら、それで十分である。

2196：もし最初に賃貸の期間を定めないなら、その（賃貸の）開始は、賃貸契約を読んだ後である。

2197：家屋を、例えば一年間賃貸し、その開始を契約を読んだ一ヵ月後に定めても、その賃貸は有効である。たとえ契約を読んでいる時にその家が他の賃貸（契約）に入っている（有効である）。

2198：賃貸の期間を明らかにせず、「家に住み込んだ時が何時であれ、その賃貸料は月に10トマーンである。」と言え、その賃貸は有効ではない。

2199：もし賃借人に対して、「家屋を月10トマーンで貸しました。」と言うなら、その後、どれだけ（賃借人が）住んでいても、その家賃は月に10トマーンである。最初に賃貸の期間を定めるか、あるいは、その開始が明らかである場合、最初の月の賃貸料が有効である。

2200：外国人（gharib）や巡礼者（zavvār）が住んでおり、どの位そこにとどまるのか不明な家屋について、もし、例えば一晩で1トマーン与え、その家の主人が同意するなら、その家屋の利用は差しつかえない。しかし、賃貸の期間を明らかにしないなら、その賃貸は有効でない。それで、家の所有者は、望む時に何時でも彼らを出てもらうことができる。

### 賃貸に関する様々な問題

2201：賃借人（mostajjer）が賃貸のために与える財は、明らかであること。従って、例えば、小麦のように重量で取引きされる物は、その重量が明らかでなければならない。また、卵のように数で取引きされる物は、その数が定まっていなければならない。また、羊がいる（とする）。賃借人は、それを調べ、あるいは、賃貸人はその特徴を彼（賃借人）に告げなくてはならない。

2202：ある土地を大麦あるいは小麦の耕作のために賃貸し借地料（māl al-ejāreh）

- を同一の土地からの大麦または小麦と定めるなら、その賃貸は有効でない。
- 2203: ある物を賃貸した人は、その物を移転する (tahvīl) までは、その賃貸料を請求する権利を持たない。また、ある行為を完了するために雇用された場合、その仕事を完了してしまうまで、賃金を請求する権利を持たない。
- 2204: 賃貸したものを移転する時は何時でも、たとえ賃借人が (物件の) 移転を受けようと受けまいと、あるいは、賃貸期間の終了までそれを利用しなくても、賃借料 (māl al-ejārch) を支払わなくてはならない。
- 2205: もし人が被雇用人となり、指定の日にある仕事を完了し、その日にその仕事を完了するために準備しているなら、彼を雇用した人は、たとえ彼にその仕事をするように指示していなくても、彼への賃金を支払わなくてはならない。例えば、仕立屋を、ある日衣服を縫わせるために雇用し、その仕立屋がその日仕事の準備をしているなら、たとえ縫うための布地を彼に与えていなくても、彼の賃金を支払わなくてはならない。(その日に) その仕立屋が仕事をしなくても、あるいは、自分の仕事か他人の仕事をするとしても同様に賃金を支払わなくてはならない。
- 2206: 賃貸期間が終了してから、その賃貸が無効であることが明らかになった場合、賃借人は、賃借料を現行額に従って財の所有者に支払わなくてはならない。例えば、ある家屋を1年間100トマーンで賃貸して、後にその賃貸が無効であると分かった場合、その家屋の家賃が現行で50トマーンであるなら、50トマーンを返却しなければならない。また、200トマーンであるなら、200トマーンを (賃借人は) 支払わなければならない。また、賃貸期間のある期間が経過してから、その賃貸が無効であることが明らかになった場合、その期間の賃借料を現行額に従って、その財の所有者に支払わなくてはならない。
- 2207: もし賃借した物件が消滅すれば (az bin ravad)、その管理に手落ちがなく、その利用において過剰でなかったのであればは、保証はない (zamen nīst)。また、例えば、仕立屋に与えた布地が失くしたら、その仕立屋が過剰 (な行為) を行っておらず、その管理においても落ち度がなければ、その代替物を返還する必要はない。
- 2208: 職人 (sana'atgar) が受け取ったものを破損した (zāye') 場合は何時でも彼に責任がある。



- 2209: もし肉屋が動物の頭を切り取り、その結果それを絶対禁止事項 (ḥarām) としてしまったなら、彼が有償あるいは無償で (majjānī) (雇用されていてよ)と、その(動物の)代価を持ち主に支払わなければならない。
- 2210: ある動物を貸借し、どの程度の荷物をそれに運ばせるかを定めるなら、それ以上を積んで、その動物が死んだり、欠陥が生じたりした場合、(賃借人に)責任がある。また、荷物の量を定めておらず、慣例より多くを積み、その動物に害を与えた (talaf) り、欠陥が生じた場合も、彼に責任がある。
- 2211: ある動物を破損し易い荷物の運搬のために賃貸する場合、その動物が震えたり、恐れたりして荷物を破損すれば、その動物の所有者に責任はない。しかし、(動物を)打ったり、同様のことによって動物が倒れ、荷物を破損すれば、彼に責任がある。
- 2212: もしある人が子供に割礼を施し、その子に何らかの害が及んだり、あるいは死亡した場合、その人が慣例以上に傷つけたのであれば、彼に責任がある。また、慣例以上に傷つけていないのであれば、責任はない。
- 2213: もし医者が自らの手で患者に対して薬を与えるか、あるいは、患者の痛みや薬について彼に言って(助言して)、その患者がその薬を飲む場合、その処方 (mo'alejeh) に誤りがあり、患者に害が及んだり、死亡すれば、その医者に責任がある。しかし、単に何々の薬が何々の病気に効果があると言うだけであり、その薬を飲むことによって患者に害が及んだり、死亡する場合、その医者に責任はない。
- 2214: 医者が患者あるいはその代理人に対して、「害が患者に及んでも、責任はない。」と言う場合は何時でも、医者自らが注意を払い、しかも患者に害が及んだり、あるいは死亡する場合、その医者に責任はない。
- 2215: 賃借人及び物を賃貸する者は、互いの同意を得て、取引きを廃棄することができる。また、賃貸(契約)において、双方、あるいは一方が取引きを廃棄する権利を持つと条件づけているなら、取り決めに従って、その賃貸を廃棄することができる。
- 2216: もし賃貸人、あるいは賃借人が、欺かれた (maghbūn) と気づいた場合、契約書を読む際に欺かれたことに気付いていないなら、その賃貸を放棄することができる。しかし、賃貸契約書に、例え欺かれても取引きを廃棄する権

利がないと条件づけられていれば、その賃貸を廃棄することはできない。

2217：ある物を賃貸し、それを配達する前に誰かがそれを篡奪 (ghasb) すれば、賃借人はその貸借を廃棄することができ、賃貸人に対して与えた物を取り戻すことができる。あるいは、貸借 (契約) を廃棄しないで、篡奪者 (ghasb konandeh) が所有した期間の賃借料を、現行の尺度に従って彼から取り戻すことができる。従って、もしある動物を1カ月10トマーンで賃貸し、ある人がそれを10日間篡奪する場合、現行の賃貸料が10日間で15トマーンであれば、その15トマーンを篡奪者から得ることができる。

2218：賃貸した物が配達され、その後他の者がそれを篡奪すれば、その賃貸を廃棄することはできない。ただ、その品物の料金 (kerāych) を現行額で、篡奪者から取り返すことができるだけである。

2219：賃貸期間が完了する前にその財を賃借人に売却する場合、その賃貸は廃棄されないままである (be-ham na-mi-khord)。それで、賃借人は貸借料を売り主に支払わなければならない。また、その (物件を) 他人に売却した場合でも同様である。

2220：賃貸期間の開始以前に、財が全く利用できないか、条件づけられているような利益に値しない程破損すれば、その賃貸は無効である。賃借人がその財の所有者に与えた金子は、彼に戻される。また、消滅された利益 (estefādeh-ye mokhtasari) が (その財から) もたらされる場合でも、その貸借を廃棄することができる。

2221：ある財を賃借し、賃借期間の一部が経過した後に、全く利用に値しないか、あるいは規定された利益に値しないほど破損すれば、残余の期間の貸借は無効となる。例え消滅された利益が上がっていたとしても、残余の期間の貸借を廃棄することができる。

2222：例えば二部屋ある家屋を賃貸し、そのうち一部屋が破損した場合、すぐにそれを造り (直し)、全く利益が消失しないならば、その賃貸は無効とはならない。賃借人もまた、その貸借 (契約) を廃棄することはできない。しかし、その建造が余りにも長引き、賃借人の利益の一部が損なわれるなら、その (損失した) 部分に対する貸借は無効となり、賃借人は、残余の貸借を廃棄することができる。

- 2223：賃貸人あるいは賃借人が死亡しても、その賃貸（契約）は無効とならない。しかし、その家屋が賃貸人の所有物でない場合、例えば、他の者が、彼（賃貸人）が活着している限り、その家屋の利益は彼のものであると遺言していたならば、その家屋を賃貸し、賃貸期間の完了以前に死亡すれば、彼（賃貸人）が死んだ時からその賃貸は無効となる。
- 2224：もし仕事の主任（*ṣāḥeb kār*）が、自らのために労働者を確保するために石工を派遣する場合、その石工が仕事の主任から得る金額より少ない額を労働者に対して与えるなら、その儲け分（*ziyādī*）は絶対禁忌であり、それを仕事の主任に返却しなければならない。しかし、建物を完成するために雇用され、自ら建設すべき権威を有するか、あるいは、（その権威を）他人に与えるなら、雇用された額より少ない額を他人に与えても、儲け分は合法（*ḥalāl*）である。
- 2225：もし染物屋が、例えば布地を青（*nīl*）に染める約束をする場合、他の色に染めてしまえば、彼に（代替）物（報酬）を得る権利はない。

#### 褒賞（*ja'aleh*）に関する規定

- 2226：褒賞とは、人々が自らのためにしてもらった仕事に対して、定まった財を与えることを定めることである。例えば、「誰でも私の失くした物を見つけてくれば、10トマンあげます。」というような場合である。この約束をする人を褒賞授与者（*ja'el*）、その仕事をする人を実行者（*'āmel*）と言う。褒賞とある人を何らかの仕事のために雇うことの相違は、賃貸の場合、被雇用人は、契約を読んだ後で行為を完了しなければならず、かつ彼を雇用する者は、その人に対して賃金を負債する（*bedehkār mi-shavad*）。しかし、褒賞において、実行者はその仕事に専従（*mashghūl*）することはできない。それで、仕事を完了しないうちは、褒賞授与者は負債を負わない。
- 2227：褒賞授与者は成人しており、理性を行使できる者（*'āqel*）でなければならず、目的と権威（＝選択）をもって契約し、合法的に（イスラーム法的に、*shar'an*）自らの財を消費することができなくてはならない。従って、自らの財を無駄に消費する愚者の褒賞は有効でない。

- 2228：褒賞授与者が自分のために行なうように述べる仕事は、絶対禁忌であったり、無益なものであってはならない。従って、もし、「誰でもワインを飲めば」あるいは「夜中に暗い所へ行けば、10トマーンをあげよう。」と言っても、その褒賞は有効ではない。
- 2229：約束する財を与える場合、(その財を)指定(しなくては)ならない。例えば、「誰でも私の馬を見つけてくれれば、この小麦を上げましょう。」と言う様に。(ただし)、その小麦はどこにあるもので、値段はいくらだと言う必要はない。しかし、財を指定していない場合、例えば、「私の馬を見つけてくれた人に10マンの小麦をあげましょう」と言えば、その(小麦の)詳細(khošūsiyāt)を完全に明らかにしなければならない。
- 2230：褒賞授与者が定まった褒賞(mozd)を仕事の(報酬として)定めていなければ、例えば、「誰でも私の息子を見つけれくれば、金子をあげます。」と言って、その金額を定めなければ、ある人がその仕事('amal)を完了した場合、その人の仕事が人々の判断によって(dar nazar-e mardom)その価値があると思われる額の褒賞を与えなければならない。
- 2231：実行者が約定以前に仕事を完了してしまったり、あるいは約定の後で、金子を受け取らないことを意図して(仕事を)完了するなら、彼に褒章に対する権利はない。
- 2232：実行者が仕事を開始する前に、褒賞授与者と実行者は、褒賞(契約)を廃棄することができる。
- 2233：実行者が仕事を始めた後で、褒賞授与者が褒賞(契約)を廃棄したいと望むなら、問題がある。
- 2234：実行者は仕事を未完了で放置することができる。しかし、仕事の未完了によって褒賞授与者に被害が及ぶなら、それを完了しなければならない。例えば、ある人が、誰か私の目を手術してくれれば、ある金額をあげます。」と言い、外科医が手術を開始する場合、その手術を完了せず、目に欠陥が生じるなら、それを完了しなければならない。未完了のまま放置する場合、褒賞者に対して(実行者は)権利を持たない。
- 2235：実行者が仕事を未完了のまま放置する場合、その仕事が馬を見つけるような仕事であって、それを完了しない限り褒賞授与者に利益が生じないなら、

実行者は何も（褒賞授与者に）要求することはできない。また、褒賞授与者が仕事の完了に対して褒賞を定める場合、例えば、「誰でも私の衣服を縫ってくれば、10トマーンあげます。」と言うような場合にも同様である。しかし、彼の意図が、してもらった仕事（の結果得られる利益の）いずれかの部分を、褒賞の一部として与えようとするものなら、褒賞授与者は、仕事が完了した時、その褒賞を実行者に与えなくてはならない。ただ、和解の方法で互いが了解していることに注意を要するが。

### 分益小作 (mazāre'ah) に関する規定

2236: 分益小作とは、次のことを意味する。すなわち、地主 (mālek) が、耕作人 (zāre') と次のように取引（契約）することである。すなわち、土地を彼（耕作人）が耕作し、その収穫の一部を地主に与える限りにおいて、（土地を）彼の権威の下に置く（ということである）。

2237: 分益小作にはいくつかの条件がある：第一、土地の所有者は、耕作人に対して、「（その）土地をあなたに委譲しました。」と言い、耕作者は、「承知しました。」と言うこと。あるいは、言葉がなくても、地主は土地を委譲し、耕作者は（それを）承認すること、しかし、この場合、耕作者が仕事に専念しない限り、地主と耕作者は、契約を廃棄することができる。第二、土地の所有者も耕作者も義務を遂行することができ、理性を行使できる者でなければならず、自らの意志と権威（＝選択）で耕作契約を実行できなくてはならない。また、彼は愚者であってはならない。すなわち、自らの財を無駄なことに費してはならない。第三、地主も耕作者もその土地の全収穫から利益を得ること (az tamām-e hāṣel-e zamīn be-barand)。従って、最初あるいは最後に収穫された物が（すべて）彼らのいずれか一方のものとなるなら、その分益小作契約は無効である。第四、各々の分け前は、収穫の半分、あるいは1/3その他でなければならない。従って、地主が、「この土地で耕作しなさい、そして、あなたが好きなだけ私に与えなさい。」と言うなら、有効ではない。第五、土地が耕作者の権威の下になければならない期間は定まっていること、あるいは、その期間は、その間に収穫が可能であるものでなければならない。

第六、土地は耕作に値するものでなければならない。また、そこでの耕作が可能となる作業をすることができるなら、その分益小作契約は有効である。

第七、(契約者)相方の目的が、特別な耕作 (zara'at-e makḥṣūṣī) である場合、耕作者の耕作する物を特定すること。しかし、定まった耕作について考えていなかったり、双方が考えている耕作が明らかである場合、それを特定する必要はない。第八、地主は土地を特定すること。従って、何片かの土地を持っており、それらが互いに異なっている(土地を持っている)人が耕作者に「この土地のうち一つで耕作しなさい。」と言って、それを特定しないなら、その分益小作契約は無効である。第九、双方が出す費用 (kharjī) を定めること。しかし、双方の出す費用が明らかな場合は、それを特定する必要はない。

2238：地主が小作人と、収穫の一部は自分のものであり、残余は彼ら(小作人たち)の間で分けるよう取り決める場合、その一部を控除した後、まだ、残りがあることを知っているなら、その分益小作契約は有効である。

2239：分益小作の期間が完了し、収穫が行なわれていない場合、地主が賃貸契約の有無を問わず耕作物が自らの土地に残ったままであることを承認し、耕作者も了承すれば障害はない。また、地主が承認しない場合、(地主は)耕作物を収穫させることができる。もし、耕作物を収穫することで耕作者に被害が及ぶ場合、その代替物を彼(小作人)に与える必要はない。しかし、耕作者が地主に何か物を与えることで了承していても、地主に対して耕作者が(地主の)土地に残るよう強制することはできない。

2240：何らかの事情によって、土地での耕作が可能でなければ、例えば、水が土地から切されてしまえば、分益小作契約は廃棄される。また、耕作者が理由もなく (bedūn-e 'odhr) 耕作をしない場合、土地が彼の使用権 (taṣarrof) の下にあり、地主が使用権を持たないなら、(耕作者は)その期間の借地料 (ejāreh) を、現行額に従って地主に支払わなければならない。

2241：もし地主と耕作者が契約書を読んだのであれば、互いの承認なしで分益小作契約を廃棄することはできない。また、地主が分益小作を目的として土地をある人に引き渡す場合、その人物が作業に従事した後は、互いの承認なしで契約を廃棄することは許されない (jāyez nīst)。しかし、分益小作契約書を読んでいる際に、双方あるいは二人のうち一方が契約を廃棄する権利を持

つことを規定したのなら、決定した規定に従ってその契約を廃棄することができる。

2242：分益小作契約の後に、地主あるいは耕作者が死亡すれば、分益小作契約は廃棄されず、彼らの相続者 (vāreth-e-shān) が後を引き継ぐ。しかし、耕作者が死亡し、耕作者自らが耕作を終了する旨を条件づけていたなら、分益小作契約は廃棄される。また、耕作物が現われている場合、彼の取り分は彼の相続者たち (varathah) に与えなくてはならず、かつ、耕作者の持っていた他の権利もまた、彼の相続者たちに相続される。しかし、地主に耕作物を土地に残すよう強制することはできない。

2243：耕作の後に分益小作契約が無効であることが分かった場合、種子が地主のものであるなら、収穫される収穫物は彼のものである。そして、耕作者の報酬や使った費用、耕作者の所有である。その土地で仕事を行った牛あるいはその他の動物の使用料 (kerāyeh) を彼 (耕作者) に支払わなければならない。また、種子が耕作者の所有である場合は、耕作物は彼のものであり、土地の賃借料と地主が支払った支出及び彼 (地主) の所有である。その土地で耕作を行った牛またその他の動物の使用料を彼 (地主) に支払わなくてはならない。

2244：種子が耕作者のものであり、耕作の後に分益小作契約が無効であると分かった場合、地主も耕作者も共に、有償であれ無償であれ耕作物がその土地に残ることを承認していれば問題はない。また、地主が承認していなければ、耕作物が実る前に、耕作者に対し耕作物を収穫させることができる。また、耕作者が何らかの物を地主に与えることを承認しても、耕作物がその土地に残るよう彼 (地主) に強制することはできない。また、地主は地代を支払うことや耕作物をその土地に残るよう耕作者に強制することはできない。

2245：収穫物を集め、分益小作契約の期間が完了した後、耕作物の根がその土地に残っており、後年再度収穫物をもたらす場合、地主と耕作者がその耕作物を無視しなかったなら、二年目の収穫物もまた一年目のものと同様に分配しなければならない。

## 果樹分配 (mosāqāt) についての規定

- 2246：人がある人と次のように宣誓して取引を行なう場合、これを（果樹）分配（契約、mosāqāt）という。すなわち、果樹について、その果実を所有するか、あるいはその果実に対する権威（ekhtiyār）を持つ（果樹を）、定められた期間の間、その人物に世話をし、水を与え、定められた量の果実を取るようさせる（ことである）。
- 2247：（果樹）分配取引は、柳やスズカケの木のような実を結ばない木々については有効ではない。また、葉を利用するヘンナ（ḥannā）の木のようなものには問題がある。
- 2248：（果樹）分配取引において、契約書を読む必要はない。また、（果）樹の所有者が（果樹）分配の意図の下に（be-qasad-e mosāqāt）それを引き渡し、仕事を行なう人が同様の意図の下に作業をするなら、その取引は有効である。
- 2249：地主と（果）樹の世話の任に当る人は、責任を果たし、理性を行使できる者でなければならず、何人も彼らを強制してはならない。また、彼らは愚者であってはならない。すなわち、自らの財を無駄なことに消費してはならない。
- 2250：（果樹）分配契約の期間は明らかでなくてはならない。最初それを定め、最後にその年の果実が収穫される時に実際に定めるなら、それは有効である。
- 2251：各人の取り分（sahm）は、収穫物の半分あるいは1/3のようであればならない。もし例えば、果実のうちの100マンは地主のものであり、残りが仕事をする者の取り分であると定めるなら、その取引は無効である。
- 2252：（果樹）分配契約は、果実が現われる以前に結ばなくてはならない。また、果樹が現れた後であり、それが成熟する（resīdan）前に定め、さらに果樹の世話のために必要な灌漑のような作業が残っている場合は、その取引は有効であるが、さもなければ問題がある。たとえ、果樹の摘み取りやその世話のような仕事が必要であったとしても（問題がある）。
- 2253：メロンやキュウリ及び同様のもの（būtah）の分割契約は有効ではない。
- 2254：雨水や大地の湿り気を利用し、灌漑が必要でない木は、鋤を打ったり、肥料を与えたりする必要がないなら、その分割契約は有効である。



2255：分配契約を結んだ二人の人は、互いの承認を得て取引きを廃棄することができる。また、分配に関する契約書を読む時に、双方、あるいは一方が取引きを廃棄する権利を有するように条件づけてあれば、取り決められた事柄に従ってその取引きを廃棄することに問題はない。また取引きにおいて条件をつけ、実行しなければ、利益が定められていた人は、その取引きを廃棄することができる。

2256：もし地主が死亡しても、分配契約は廃棄されず、彼の相続人が彼に代わる。

2257：もし果樹の世話が委ねられている人物が死亡した場合、彼自身がそれら（果樹）の世話をしよう契約書に定められていなければ、彼の相続人が彼に代わる。また、自ら作業を完了せず、労働者を雇っていない場合は、法律学者 (hākem-e shar) が、死亡者の財によって労働者を雇い、収穫物を死亡者の相続人と地主の間で分配する。また、彼自身が果樹の世話を行なうことが定められ、そして、他の者には委ねないと定めてある場合、彼が死亡するとその取引きは廃棄される。また、定めていなかった場合は、地主が契約を廃棄することができる。あるいは、彼（死亡者）の相続人、または彼らが雇う人が、果樹を世話することに同意することができる。

2258：収穫物の全部が地主のものであると定めれば、その分配契約は無効であり、果樹は地主のものであり、仕事を行う者は賃金を要求することはできない。しかし、その他の理由で分配契約が無効であるなら、地主は、果樹を世話した人に対して現行額に従って灌漑とその他の作業の賃金を支払わなければならない。

2259：ある土地を、そこで（果）樹を植え付けるために他の者に委ね、実った物を双方のものとするなら、その取引きは無効である。従って、果樹が土地所有者のものであるなら、育成の後もまた彼の所有物であり、その果樹を育てた人の賃金を支払わなければならない。また、（その土地が）果樹を育てた人のものであるなら、育成の後もまた彼のものであり、樹木を（植えるために）掘ってもよい。しかし、樹木を掘ることによって現れた穴 (gūdāl-hā) は、埋めなくてはならず、樹木を植えた日からの借地料を土地の所有者に支払わなければならない。また、地主は、樹木を掘るよう強制することができる。そして、樹木を掘ることによって（樹木に）欠陥が生じた場合、その代価の

差額を樹木の所有者に支払わなければならない。また（地主は）、借地料の有無を問わず、樹木をその土地に残すよう強制することはできない。

### 自らの財を消費することのできない人々

2260:成人していない子供は、(イスラーム) 法的に自らの財を消費することできない。成人したことの証拠は、次の三つの中の一つである。すなわち、第一、濃い毛が、陰部の上部、腹部の下に生えてくること、第二、精液を射精できること、第三、男子は太陽暦で15年を経過していること、女子は、太陽暦で9年を経過していること。

2261:濃い毛が顔、唇のまわり、胸及びわきの下に生えてきたり、声変わりをすること (dorosht shodan-e sedā) などは、よしんば人々がこれらのことによって成人したことの証明としていても、成人したことの証拠とはならない。

2262:狂人や愚者、すなわち自らの財を無駄なことに消費する人は、自らの財を消費することができない。

2263:時に理性的であり、時に狂人のようである人が、狂人の状態の時に自らの財について行なう消費は有効ではない。

2264:人は、その病気が原因で死亡するような病気の時に、自らの財のいずれの部分をも、自らや家人 (ʿayal)、客人及び浪費と見做されない事業のために費することができる。また、自らの財をある価格で売却したり、あるいは、賃貸しても問題はない。しかし、例えば、自らの財をある人に贈与したり、あるいは、(本来の) 代価より廉価で売却した部分が、1/3あるいは、それ以下であるなら、その消費は有効である。また、もし1/3あるいはそれ以上であるなら、相続者が許可を与えていれば有効であるが、許可を与えていない場合は1/3以上の部分について、その消費は無効となる。

### 代理に関する規定

代理とは次の事を意味する。すなわち、人が自らの関与する (dakhālat) 仕事を完了するために、他人にそれを委ねることである。例えば、ある人を、自ら

の家屋を売却したり、婦人と（結婚のための）契約をしてもらうために代理人（wakīl）にする。従って、自らの財を無駄に消費する愚者は、自らの財を消費する権利をもたないので、それ（＝彼の財）を売却するために人を代理人にすることはできない。

2265:代理において、契約書を読む必要はない。もし人が、他の人を代理とし、彼もまた同意した旨を相手に理解させるなら、例えば、自らの財を売却してくれるようある人に与え、その人がその財を受け取るなら、その代理（契約）は有効である。

2266:もし人が、他の町に居る人を代理人とし、彼に代理人任命書（vakālatnāmeḥ）を送り、彼がそれを了承すれば、例え任命書が期間の後で届いても、その代理（契約）は有効である。

2267:代理人任命者（mowakkol）、すなわち、他の者を代理人にする人、及び代理人になる者は、成人しており、理性を行使できる人でなければならない。また、（自らの）意図（qasad）と権威（＝選択）によって行動しなくてはならない。

2268:人が完了することのできない、あるいは、（イスラーム）法的に完了してはならない仕事を、その完遂のために他人を代理人とすることはできない。例えば、巡礼の清浄の期間（ehram）にあたる人は、結婚の契約をしてはいけないので、その契約書を読むために他人を代理人にしてはいけない。

2269:もし人が、（他の）ある人を自らの仕事を全て完了するために代理人とするなら、（その代理は）有効である。しかし、自らの仕事の中の一つのために代理人とし、その仕事を特定しないなら、その代理（契約）は有効ではない。

2270:もし代理人を罷免するなら、すなわち、仕事をやめさせるなら、その知らせが彼に届いた後は、（彼は）その仕事を完了することはできない。しかし、知らせが届く以前であれば、その仕事を完了をしても、（代理契約は）有効である。

2271:代理人は、代理人職を退くことができる。また、代理人任命者が不在の場合には問題はない。

2272:代理人は、自らに委ねられた仕事を完遂するために他の者を代理人にすることはできない。しかし、代理人任命者が（代理人の）代理人を得ること

に許可を与えているならば、指示通りに行動することができる。従って、「私のために代理人を得て下さい。」と言ったのであれば、彼のために代理人を得なければならない。また、(代理人) 自らのためにある者を代理人とすることはできない。

2273: もし人が自らの任命者 (mowakkol) の許可を得て、ある人を彼のために代理人とするなら、その代理人を罷免することはできない。また、第一代理人が死亡するか、あるいは、代理人任命者が彼を罷免しても、第二代理人は無効とはならない。

2274: もし代理人が任命者の許可を得て、ある人を自らのために代理人とするなら、代理人任命者と第一代理人は、彼を罷免することができる。また、第一代理人が死亡するか、あるいは、罷免されれば、第二の代理権は無効となる。

2275: もし何人かの人々をある仕事を完了するために代理人とし、かつ、彼らの各人が独自でその仕事に関して手段を講じる (aqdām konand) ことができる許可を与えておれば、彼らは各々その仕事を独自に行なうことができる。また、彼らの中の一人が死亡した場合、その他の者の代理権は無効とはならない。しかし、共同でか、あるいは単独でかのいずれかで仕事を完遂することが述べられていなければ、あるいは、共同で完遂するように述べてあれば、単独でその仕事を完了することはできない。また、彼らの中の一人が死亡すれば、その代理権は無効となる。

2276: もし代理人か代理人任命者が死亡するか、あるいは、狂人、愚者になれば、代理権は無効となる。また、その処理のために代理人となった品物が紛失すれば、例えば、羊を売却するために代理人になり、(その羊がいなくなれば)、代理権は無効となる。

2277: もし人が、ある人をある仕事のために代理人とし、ある物を(報酬として) 彼に定めたのであれば、その仕事の完了後、定めた物を彼に与えなくてはならない。

2278: もし代理人が自らの権威の下にある財の管理において落度がなく、自らに許可された物の消費以外には他の物を消費せず、偶然にその財を紛失した場合、その代替物を供出する必要はない。

2279: もし代理人が自らの権威の下にある財の管理において落度があるか、あ

るいは、彼に許可された物の消費以外に他の物を消費し、かつその財が紛失した場合、彼に責任がある。従って、販売するように言われた衣服を着用し、それを破損すれば、その代替物を供出しなければならない。

2280：もし代理人が自らに許可された物の消費以外に、その財の中から他の物を消費すれば、例えば、販売するように言われた衣服を着用し、後に、自らに許可された物（として）使用しても、その消費（使用）は有効ではない。

### 貸与 (qarz) に関する規定

貸与することは推奨さるべき (mostahabī) 事項であって、コーランや伝承 (akhbār) では、そのことに関して大いに勧められている。偉大なる預言者 (S) によれば、「自らの同胞ムスリムに対して貸与する者は何人といえども、その財を増大し、天使たちはその者に慈悲を垂れる。もし自らの負債に対して中庸であれば、計算なしに、即座に（神の）道 (serat) を行くであろう。そして、同胞のムスリムが借用を申し出ているのに貸与しない者には、天国は禁止されたもの (ḥarām) となる。」

2281：貸与においては、契約書を読む必要はなく、また、ある物が貸与を動機として (niyyat) ある者に与えられ、その者も同じ意図で受け取るのであれば、その貸与は有効である。しかし、その量は完全に明らかにされなければならない。

2282：負債者 (bedehkār) が自らの負債を与える場合、債権者 (ṭalabkār) はそれを承認しなければならない。

2283：もし貸与契約において、その支払いについて期限を設けるなら、債権者は、その期間の完了以前に自らの債権を要求しないことが義務である (ehtiyat-e vājeb)。しかし、期限のない場合、債権者は何時でも望む時に、自らの債権を請求することができる。

2284：債権者が自らの債権を請求する場合、負債者が自らの負債を支払えるなら、彼は、至急にそれを支払わねばならない。もし遅延すれば罪 (gonahkār) である。

2285：もし負債者が、居住している家屋と家具 (athāthieh-ye manzel) 及び他の

- 必需品以外に何も所有していなければ、債権者は自らの債権を請求することはできず、また、(負債者が)負債を支払えるまで待たなくてはならない。
- 2286: 負債があり、負債を支払えない者は、商売 (kāsebi) ができるなら、商売を行なって負債を返済することが義務的注意 (ehtiyat-e vājeb) である。
- 2287: 債権者との接触ができない人は、彼を見つげ出す望みのない場合、法学者 (ḥakem-e shar') の許可を得て、その負債額を貧者に与えなくてはならない。しかし、彼の債権者が預言者の末裔 (セイエド, sayyid) でないならば、その債務を貧しいセイエドに与えないことが義務的注意である (ehtiyāt-e vājeb)。
- 2288: 死亡者の財が、棺や埋葬の支出、及び彼の負債以上でないならば、彼の財は以上の支出に使われねばならず、彼の相続者には何物も与えられない。
- 2289: ある人が、ある量の黄金又は銀を借用し、その代価を少なくしたり、あるいは何倍かにするならば、獲得した同額を返却すればそれで十分である。しかし、双方共に (上記の方法) 以上で同意すれば、問題はない。
- 2290: 借用した財を紛失せず、その財の所有者がそれを請求する場合、債務者はその財を彼に返却することが推奨的注意 (ehtiyāt-e mostaḥab) である。
- 2291: もし貸与する人が、与える以上に受け取ることを条件づけるなら、例えば、1マンの小麦を与えて、1マンと5シールを受け取ったり、あるいは、11個の卵を受け取るために10個の卵を与えるなら、それはリバーであって絶対禁忌である。また、負債者が彼 (債権者) のために何らかの仕事をしたり、あるいは借用した物と共にその他の物を返却すること、例えば、借用した1トマンを1箱のマッチをつけて返却することを条件づけるなら、それはリバーであり、絶対禁忌である。また、(負債者) に対して、借用する者を何らかの特別の仕様、例えば、加工していない黄金 (tallā-ye nasākhtch) を与えて、加工したものを返却するよう条件づけるなら、それもリバーであり、絶対禁忌である。しかし、条件づけがなく、負債者自らが借用した物以上を返却するならば、問題はないし、推奨されるべき (mostaḥab) である。
- 2292: リバーを与えることは、リバーを受け取ることと同様に絶対禁忌である。リバー性のある借用 (garz-e ribā'i) を行なう者は、その所有者とはなれず、またそれを使用することができない。しかし、リバーの契約をしておらず、

金子所有者が、借用者 (gīrandeh-ye garz) がその金子の中から消費することに同意していたのであれば、借用者はその金子を使用することができる。

2293: もし小麦、あるいは同様の物をリバー的借用の方法で入手し、それを用いて耕作するならば、それによって入手する収穫は債権人のものである。

2294: もし衣服を購入して、後に、リバー的借用で得た金子で、あるいは、リバーと混ざった合法的 (ḥalālī) 金子で、衣服の持主に対して支払いを行なうならば、その衣服を着用し、それを着用して祈りを行なっても問題はない。しかし、売り主に対して、「この衣服をこの (不法な) 金子で買います。」と言うならば、その衣服を着用することは絶対禁忌である。また、それを着用することが絶対禁忌であることを知っておれば、それを着用して行なう祈りは無効である。

2295: もし人がある金額の金子を商人に与え、他の町で彼から (前の額より) 少なく受け取っても問題はない。これを sarf-e barāt と言う。

2296: ある額の金子を人に与え、数日後に他の町でより多くの額を受けとれば、例えば、990トマーンを与えて10日後に他の町で1,000トマーン受け取れば、それはリバーであり、絶対禁忌である。しかし、より多くを受け取る者がより多く受け取ったものに対する代償として品物を与えるか、あるいは何らかの仕事 ('amālī) を行なう場合は問題はない。

2297: 人に対して持っている債権に対する、手形 (saftah 又は berāṭī) を保有しており、自らの債権を約束の期日以前に額以下で売却しても、問題はない。

#### 為替手形振り出し (havāleh dādan) に関する規定

2298: もし人が、自らの債権を他の者から得るために、債権者に手形を振り出し、債権者も同意するならば、手形を整えた後、手形が振り出された者は、債務者となる。そして、債権者は、もはや持っている債権を最初の負債者に対して請求することはできない。

2299: 負債者と債権人、及び手形が振り出された者は、責任を果たし、理性を行使できる者でなければならず、何人も彼らを強制してはならない。また、患者であってはならない。すなわち、自らの財を無駄なことに消費してはな

らない。

2300：負債者でない人に対して手形を振り出すことは、彼が承認する場合は有効である。また、ある品物の負債者である人に、他の品物を手形振り出しすれば、例えば、大麦の負債者に対して小麦で手形を振り出せば、彼が了承するまで、その手形は有効ではない。

2301：人が手形を振り出す場合、彼は負債人でなければならない。従って、ある人から借用 (garz) したいなら、その人から借用していない限り、何人にも手形振り出しをすることはできず、後に貸与する物をその者から取り戻さなくてはならない。

2302：手形振り出し人 (havāleh dahandeh) と債権人は、手形の額とその品物を知っていなければならない。従って、もし例えば、10マンの小麦と10トマンの金子を一人の人に対して負債しており、その人に対して、「自分の債権の一方をある人から受け取って下さい。」と言って、それを確定しないのなら、その手形は有効ではない。

2303：負債が実際に定まっているが、負債人と債権者が手形を振り出す際に、その額、あるいはその品物を知らない場合、その手形は有効である。例えば、ある人の債権を帳簿に記載しておき、その帳簿を見る前に手形を振り出し、後に帳簿を見て、債権者に対して債権額を言う場合、その手形は有効である。

2304：債権者は、手形を受け取らないことが可能である。たとえ手形を振り出された者が貧者でなく、手形の支払いに落度がなかったとしても（そのようにしてよい）。

2305：もし負債者でない人に手形を振り出せば、彼が手形を受け取れば、手形を支払う以前に、手形の額面を手形振出人から得ることができる。しかし、債権者が自らの債権を（額面より）少ない額で和解 (solh) すれば、手形を受け取った者は、同額を手形振出人に対して請求することができる。

2306：手形が整えられた後、手形振出人と手形が振り出された者は、その手形を廃棄することはできない。また、手形が振り出された者が手形（振り出し）の際に貧困でない場合は何時でも、たとえ後に貧困になったとしても、依頼者は、その手形を廃棄することはできない。また、手形（振り出し）の際に貧困であり、債権者もそれを知っている場合も同様である。しかし、彼が貧



困であることを知らず、後に分かった場合、手形が振り出された人の要請に従って、与えた物を彼から得ることができる。また、彼から要請がないのに与え、その代替物を受け取らないという意図 (qasdash) であったのであれば、与えた物を彼に請求することはできない。

2307: 負債者と債権者及び手形が発行された者、あるいは彼らの中の一人が、自分のために手形を廃棄する権利を定める場合、彼らが定めた取り決めに従って手形を廃棄する事ができる。

2308: 手形発行者が自ら債権者の債権を与えるなら、手形が発行された人の希望に応じて与えた場合、与えたものを彼から取り返すことができる。また、彼(手形が発行された人)の希望がないのに与えたり、彼の意図が(与えたものの)代替物を得ることはない場合、彼に与えたものを取り返すことはできない。

### 担保 (rahn) に関する規定

2309: 担保とは、負債人が自らの財の一部を債権人の元に置き、(負債人が)彼の債権を支払わない場合に、その債権をその(負債人の)財の中から獲得することである。

2310: 担保において、契約書を読む必要はなく、負債人が自らの財を担保 (gerv) とする意図で債権人に与え、債権人もまた同じ意図で受け取るなら、その担保は有効である。

2311: 担保提供者とその財を担保として受け取る者は、責任を果たし、理性を行使することができる者でなければならず、また、何人も彼らを強制してはならない。また、彼は愚者であってはならない。すなわち、自らの財を無駄なことに消費してはならない。

2312: 人は、合法的に (shar'ān) 利用できる財を担保とすることができる。また、他人の財を担保とする場合、その財の所有者が「担保とすることを了承します。」と言う場合に有効である。

2313: 担保とする物は、その売買が有効なものでなければならず、従って、ワインやそのような物を担保とすることは正しくない。

- 2314：担保とする物の利用（権）は、それが担保とされた者のものである。
- 2315：債権人及び負債人は、担保に設定された財を互いの許可なしに、例えば贈与したり、売却したりするなど、何人の所有物にすることはできない。しかし、二人のうち一方が、それを贈与したり、あるいは売却し、後になって、他方が「了承します。」と言えば、問題はない。
- 2316：もし債権者が、担保として取り上げられた（*gerv bar dāshteh*）物を、負債人の許可を得て販売する場合、その代金は自らの財同様に担保となる。
- 2317：負債を支払わなければならない時、債権者は請求を行ない、（負債人が）支払わない場合、債権者は担保に取り上げられた財を売却することができ、自らの負債を解除することができる。そして、残余を負債人に与えなければならない。しかし、法学者（*hākem-e shar'*）が身近にいる場合は、その（財）の売却について、その法学者の許可を得なければならない。
- 2318：もし負債人が、居住している家屋及び家具のような必需品以外には何も所有していない場合、債権者は自らの債権を彼に請求することはできない。しかし、担保に設定された財が家屋及び家具である場合は、債権者は（それら）を売却し、自らの債権を解除することができる。

### 保証人となることに関する規定

- 2319：もし人が、ある人の負債を支払うべく保証人になることを望むなら、アラビア語でなくてもいかなる言語で（*be-har lafzi*）あっても債権人に対して、「私は保証人になりました。あなたの債権を支払います。」と言い、債権人が了承する場合、彼の保証人としての資格は有効である。しかし、負債人の了承は条件ではない。
- 2320：保証人と債権人は、責任を果たし、理性を行使することができなくてはならない。また、何人も彼を強制せず、また、彼らは愚者であってはならない。すなわち、自らの財を無駄に消費してはならない。しかし、これらの条件は負債人には当たらない。例えば、ある人が、子供や狂人の負債を支払うべく保証人となっても、それは有効である。
- 2321：自らが保証人になるのに条件を設定すれば、例えば、「負債人があなたへ

の負債を支払わなければ、私が支払います。」と言うような場合は何時でも、その保証人としての資格は無効である。

2322：人が誰かの負債の保証人となる（その）者が負債人でなければならない。従って、もしある人が他から借用する場合、彼が借用するまでは、人は彼の保証人のとなることができない。

2323：債権人及び負債人、負債物件のすべてが確定される場合に、人は保証人になることができる。従って、二人の人が請求を行ない、人が「あなた方一方の債権を支払うために保証人になります。」と言って、いずれの債権を支払うのか確定しなければ、彼の保証人としての資格は無効である。また、ある人が二人の者に対して請求を行ない、人が、「私は二人のうち一方の債務を支払うべく保証人になります。」と言い、いずれの債務を支払うのか確定しない場合、彼の保証人としての資格は無効である。同様に、ある人が他に対して、例えば、10トマーンの金子を請求し、人が「私はあなたの二つの債権のうち一方の保証人となります。」と言って、小麦の保証人、あるいは金子の保証人となる旨を確定しないなら、有効ではない。

2324：もし債権人が自らの債権を保証人に与えても、その保証人は、負債人から何物をも得ることはできない。また、(債権人が) その一部を与えても、(保証人は) その一部を請求することができない。

2325：人がある人の負債を支払うべく保証人になれば、自らの保証人としての責任を解除することができない。

2326：保証人と債権人は、何時でも望む時に保証人の保証人としての資格を廃棄するように条件を付けることができる。

2327：人は保証人となる時、債権人の債権を支払えれば、例え後に貧困になったとしても、債権人は彼が保証人となる資格を廃棄することができず、かつ自らの債権を最初の負債人に請求することもできない。また、もしそのような場合に、(保証人が) (債権人の) 債権を支払えず、しかしながら、債権人が(そのことを) 知っており、彼の保証人であることを承認する場合も同様である。

2328：人が保証人なる時、債権人の債権を支払えず、その時点で債権人が(そのことを) 知らず、後になって知らされた場合、彼の保証人としての資格を

廃棄することができる。しかし、債権人が知らされる以前に保証人が富裕になっていれば、彼の保証人としての資格を廃棄することを望むことには問題がある。

2329：もし人が負債人の許可なしに彼の負債を支払うべく保証人となる場合、彼からは何も得ることはできない。

2330：もし、人が負債人の許可を得て彼の負債を支払うべく保証人となる場合、保証人となった部分（の債務）を彼に請求できる。しかし、負債人の（債務となった）物に代えて、他の物を債権者に与えるなら、与えた物を彼（債権人）に返却請求することはできない。例えば、10マンの小麦の債務があり、保証人が10マンの米を与えても、その米の返却請求をすることはできない。しかし、本人が米を与えることを了承するなら、問題はない。

### 供託 (kafālat) に関する規定

2331：供託とは次のようなものである。すなわち、債権人が負債人に（支払い）請求を行なう場合に何時でも、彼の手に（請求額が）渡るように人が保証することでである。このように保証人となる人を供託者 (kafil) と呼ぶ。

2332：供託（契約）は、供託者がアラビア語でなくともいかなる言語であれ、「私は保証人です。あなたの債務者を要請する時は何時でも、あなたの手引き渡します。」と言い、債権人がこれに同意する場合、有効である。

2333：供託者は責任を果たし、理性を行使できるものではなくてはならない。さらに、供託（行為）において、何人にも強制されず、供託者とされた人を準備しなければならない。

2334：次のうち一つが行なわれた場合、供託は廃棄される：第一、供託者が、負債人を債権人の手に渡す時、第二、債権人の債権が支払われた場合、第三、債権人が自らの債権を見逃す場合、第四、負債人が死亡する場合、第五、債権人が供託者を解雇する (āzād konad) 場合。

2335：もしある人が、権力で (be-zūr) 負債者を債権人の手から解放する場合、債権人が身近にいなかったのなら、負債人を解放した人は、彼（負債人）を債権人に与えなければならない。

## 信託 (vadī'eh, 又は amānat) に関する規定

- 2336：人が自らの財をある人に与え、「あなたのところへ信託します。と言ひ、相手もまたこれに同意すれば、あるいは、言葉を述べなくとも、その財の所有者が、その財を管理のためにその人に与えると理解し、その人もまた管理する目的でそれを受け取る場合、これ以後に述べる信託に関する規定に従って行動しなければならない。
- 2337：信託保有者 (amānat dār) 及び財を信託する人は、共に成人しており、かつ理性を行使できる者でなければならない。したがって、人がある財を子供やあるいは狂人に信託したり、あるいは、狂人や子供がある財をある人に信託すれば、(その信託は) 有効でない。
- 2338：もし子供、あるいは狂人からある者を信託として受け取れば、それをその持ち主に渡さなければならない。また、その品物が子供あるいは狂人自身のものであれば彼の代理人に渡さなければならない。また、その財を彼ら(代理人又はその持ち主)に届ける際に落度があったり、損失があった場合、その代替物を与えなければならない。
- 2339：信託(物)を管理できない人は、義務的注意(として) (banā bar ehtiyāt-e vājeb) (それを) 受け取ってはならない。
- 2340：もし人が財の所有者に対して、自分はその財の管理の備えができていない旨を納得させるなら、その財を置いて行ってしまい、その財に損失があっても、信託(物)を受け容れなかった人に責任はない。しかし、推奨されるべき注意として、できればその(財)を管理する(方が良い)。
- 2341：ある物を信託する人は、何時でも望む時にそれを取り戻すことができる。また、信託を受け入れる者は、何時でも望む時にそれを持ち主に返却することができる。
- 2342：もし人が信託物を管理する気を変え、信託を廃棄するなら、出来るだけ早期にその財をその持ち主、あるいはその持ち主の代理人 (vakīl ya valī) に届けるか、あるいは、その財が損失を蒙った旨を彼らに知らせなければならない。また、理由 ('odhr) もなく、その財を彼らに届けなかったり、知らせを行なわない場合、その財に損失があれば、その代替物を与えなければなら

ない。

2343：信託を受け入れる者は、そのためにふさわしい場所がない場合、ふさわしい場所を準備しなくてはならず、人々が信託に際して詐欺 (khiyānat) を行なったとか、その管理に落度があったなどと言わない方法でそれを管理しなければならない。もし、ふさわしくない場所に置き、損失が生じれば、その代替物を与えなければならない。

2344：信託を受け入れる人はその管理において落ち度がなく、不正 (ta'dī) や詐欺 (ziyāh ravī) を行なわず、しかも偶然その財が損失を蒙った場合、その責任はない。しかし、もしその (財) を、不正者 (zālemī) が知り、持ち出す恐れのある場所に置き損害を生じる場合は、その代替物を持ち主に与えなければならない。

2345：もし財の所有者が自らの財の管理のために場所を定め、信託を受け入れた人に、「財をこの場所で管理しなさい。そして、(その財が) 消失する可能性があっても他の場所へ持って行ってはいけません。」と言うなら、信託保有者は、その場所では (財が) 消失する可能性があり、その場所 (i.e. 現在の場所) が財の保有者の見解で保管のためにより良いので、そこから外へ持ち出してはならないと言った (にすぎない) ことを知っている場合、彼 (信託保有者) は、その (財) を他の場所に運ぶことができる。また、その場所に持って行き、損失のあった場合、責任はない。しかし、(信託者が) どのような理由で他の場所に持って行ってはならないと言ったのか知らない場合、他の場所へ運び損害が生じるなら、義務的注意として、その代替物を与えなくてはならない。

2346：もし財の保有者が自らの財の管理のために場所を定めるが、信託を受け容れた人に対して「それを他の場所へ運んではならない。」と言わない場合、信託保有者は、その場所では (財が) 消失する可能性があれば、それをより安全に保管できるほかの場所へ運ぶことができる。また、その財がそこで損害を蒙っても責任はない。

2347：もし財の所有者が狂人になれば、信託を受け容れた人は、速やかに信託 (物) を彼の代理人に届けるか、あるいは、その代理人に知らせなければならない。もし合法的な理由 ('odhr-e shari') なしに、その財を代理人に届けな

かったり、連絡に落ち度があったり、その財に損害の及ぶ場合、その代替物を与えなくてはならない。

2348: もし財の所有者が死亡すれば、信託保有者はその財を彼の相続人 (vareth) に届けるか、あるいは、彼の相続人に知らせなければならない。財を彼の相続人に与えず、その連絡人に落ち度があって、その財に損害が生じれば、彼 (信託保有者) に責任がある。しかし、「私が死亡者の相続人です。」と言う人が正しいことを言っているのかどうか、あるいは、死亡者には他に相続人があるのかどうか知りたいために、その財を与えず、かつ連絡に落ち度があり、その財に損害が生じる場合は彼には責任はない。

2349: 財の所有者が死亡し、何人かの相続人がある場合、信託を受け容れた者は、その財をすべての相続人に与えるか、あるいは、(相続人の) すべてがその財を譲渡した人に対して与えなくてはならない。従って、他の (相続人の) 許可なしに、すべての財を相続人の一人に与えるならば、他の者たちの分配について責任がある。

2350: もし信託を受け入れた者が死亡するか狂人になった場合、相続人あるいは彼の代理人は、できる限り早期に、その財の所有者に知らせるか、あるいは信託 (財) を彼に届けなければならない。

2351: もし信託保有者が、自らの死の兆候を見る場合、可能であるなら、その信託 (財) をその所有者、あるいは彼の代理人に届けなくてはならない。もし不可能であるなら、それ (信託財) を法学者 (hākem-e shar') に与えなくてはならない。もし法学者が身近にいないのなら、彼 (信託保有者) の相続人が信用でき (amīn)、その信託について知っている場合、遺言をする必要はない。また、そうでない場合は、遺言をし、証人を立て、遺言執行人 (vazī) と証人に対して、その財の所有者の名前、その物件、及びその財の特徴と所在地について言わなくてはならない。

2352: 信託保有者が死の兆候を見、前項 (i.e. #2351) で述べられた義務を果たさない場合、その信託 (財) が消失すれば、その代替物を与えなければならない。例えその管理において落ち度がなく、彼の病気が回復したり、あるいはしばらくしてから遺言したことを悔やんでも (同様である)。

## 貸しつけ（ローン、‘*arīeh*）に関する規定

- 2353：貸しつけとは、利益を得る為に自らの財を他人に与え、その代替として物を受け取らないことである。
- 2354：貸しつけにおいて契約書を読む必要はない。従って、例えば衣服を貸しつけの目的で人に与え、その人もまた同じ目的で受け取るなら、その貸しつけは有効である。
- 2355：略奪品（*chīz-e ghasabī*）やある人の財であるがその利益を他の人に譲渡している物、例えば貸与（*ejāreh*）している物を貸つけることは、略奪品の所有者、あるいはその物を借用した人が、それを貸つけすることを承認すると言う場合、有効である。
- 2356：その利益（*manfa’tash*）がある人のものである物、例えば借用している場合は、貸つけすることができる。しかし、借用に際して、彼自らが利用する旨が規定されている場合、それを他人に貸しつけることはできない。
- 2357：狂人や子供が自らの財を貸しつけるのは有効でない。しかし、子供の代理人が彼の財を貸しつけることが（その子の）ためになる（*maṣlahat*）と考え、その子供がその財を代理人の指示通り貸しつけられる人（‘*arīeh konandeh*）に届けるなら、問題はない。
- 2358：貸しつけられた物の管理に落ち度がなく、そこからの収益にも偽りがなく、しかも偶然に損失が及ぶ場合、彼（貸しつけられた人）に責任はない。しかし、損失が生じた場合貸しつけられた人に責任があると規定されていたり、あるいは貸しつけられた物が黄金や銀である場合、その代替物を与えなければならない。
- 2359：黄金や銀の貸しつけを受け、それに損失のある場合責任がないと規定されていれば、それに損害が及んでも責任はない。
- 2360：貸しつけ人が志望した場合、貸しつけられた人は、貸しつけを受けた物を彼の相続人に返却しなければならない。
- 2361：貸しつけ人が合法的に自らの財を処理できなくなる場合、例えば狂人になった場合、貸しつけを受けた物を彼の代理人に返却しなければならない。
- 2362：ある物を貸しつけた人は、何時でも望む時にそれを取り戻すことができる。



- 2363：その利用が許されていない物、例えば黄金や銀の器 (zarf) を貸し付けることは無効である。
- 2364：羊を乳及び羊毛を利用するために貸しついたり、雄の動物を雌とかけ合わせる (barāye kashīdan bar mādeh) ために貸しつけることは有効である。
- 2365：貸しつけを受けた物を持ち主あるいはその代理人に返し、その後その物に損失がある場合、貸しつけられた人に責任はない。しかし、その財の持ち主やその代理人の許可を得ずに、その財をその財の持ち主が普通連れて行った場所へ連れて行くなら、例えば、馬をその持ち主がその馬のために整えた馬舎につなぎ、その後で損失があったり、あるいは、ある人がその馬に被害を与える場合、彼（貸しつけられた人）に責任がある。
- 2366：清浄な仕事のために不浄な物を貸しつける場合、例えば、衣服をそれを着用して礼拝するために貸しつける場合、義務的注意として、それが不浄である旨を貸しつけを受ける人に告げなくてはならない。
- 2367：貸しつけを受ける物をその持ち主の許可を得ずに他人に貸与したり、貸しつけしたりすることはできない。
- 2368：貸しつけを受けた物を、その持ち主の許可を得て他人に貸しつける場合、第一の貸しつけ人が貸付けを行ってから死亡するか、狂人になっても、第二の貸しつけは無効にはならない。
- 2369：貸しつけを受けた財が略奪品であることが分かれば、それを持ち主に返却しなければならず、貸しつけ人に与えることはできない。
- 2370：略奪品であることを分かっている財の貸しつけを受け、そこから利益を得、そして（後）彼の手にある時に消失すれば、その所有者は、その財の代替物及び貸しつけられた人の得た利益の代替を、その人あるいは、その財を略奪した人に対して請求することができる。また、（その代替物を）貸しつけられた人から得れば、彼（貸しつけられた人）は、（財の）持ち主に対して返却することはできない。
- 2371：貸しつけを受けた財が略奪品であることを知らず、その人の手にある時に（その財が）消失する場合、その財の所有者がその財の代替物を得ておれば、彼（貸しつけられた人）もまた、財の所有者に対して返却した者を貸付人に対して請求することができる。しかし、貸しつけを受けたものが黄金や

銀であったり、あるいは、貸しつけ人はその財が消失すればその代替物を貸しつけ人に対して請求することはできない。

# 「売買に関する規定」解説

## 「売買に関する規定」解説

### イスラームの商業倫理（理論）について

おまえたち信徒のもの、集会の日（金曜日）の礼拝に人々を喚ぶ声が聞こえたら、急いでアッラーのお勤めに赴き、商売など放っておけよ。そのほうが身のためになる。と言うても、お前たちにはよく分からないかもしれないが、礼拝が終了したら方々に散って、今度は大いにアッラーのお恵みを求める（商売に打ち込む）がよい。但し、繰り返しアッラーを念ずることだけは忘れぬよう。そうすれば必ず商売繁昌しよう（比喩的に魂の救いを意味する）。

コーラン：62：9—10<sup>(1)</sup>



A PERSIAN FRUIT-SHOP.

イスラームは単なる宗教ではなく、生活の体系であるとしばしば言われる。すなわち、ムスリムの宗教儀礼、信仰の領域のみならず、彼らの政治、社会、経済その他のすべての領域に至るまで多かれ少なかれその影響が見られるということである。したがって、イスラーム理解のために多様な視座を設定することが可能である。一方、やはりすべての出発点として規範宗教としてのイスラームが厳然として存在することを看過してはならない。本解説ではイスラーム商業倫理を取り扱うが、上に引用したコーランの一節が如実に示すように、イスラームはすべての行為に先立つ大前提として「アッラーへの絶対的服従」が存在するという建前に立っている。人間は経済活動の主体ではあるが、その活動の基本となる財の捉え方についても、「すべては挙げてアッラーに属す。(アッラーは)一切にわたる権威を持ち給う(5:食卓:120)」<sup>(2)</sup>といわれており、神の絶対優位は揺るがない。

このように、イスラーム的経済観の最下部においては、至高の神アッラーの存在が絶えず意識され、そのことによって必然的にムスリムの経済活動そのものに宗教的、倫理的、道徳的要素が入り込むことになった。もちろん、このように述べることは、ムスリムが他の宗教の信者たちより倫理、道徳的に優れているという意味ではない。逆に、経済に関する立法の規定から明らかに乖離した慣行が存在したのが実情であった。しかしながら、この事実によってイスラーム法そのものの存在を軽視したり、あるいは無視することは、大きな過ちを犯すことになろう。

以上の問題意識から、本解説では、イスラーム経済倫理の一事例として、イランの12イマーム派シーア主義の場合を紹介、検討したい。

### Towzīh al-Masā'el の検討

Borūjerdīによる Towzīh、「商売に関する規定」の冒頭において、売買に関して推奨されるべき事項として次の5つが数えられている。

- (1) それ (i.e. 売買) に関する規定を知ること (6代目イマーム Ja'far al-Šādeq の言葉を引用<sup>(3)</sup>)

- (2) 商品の価格についてムスリムの間に相違がないこと、
- (3) 商品の価格について、厳しく取り立てないこと、
- (4) 販売する者はより多く（購入者に与え）、購入者はより少なく受け取る  
こと、
- (5) 取引した人物が（取引を）後悔し、廃棄することを望むなら、進んで  
廃棄すること。

この5つの項目によって、イスラーム商業倫理の基本的性格を知ることができる。特に（1）に示されるように、商取引行為が適切であることを保証する最終的權威を、神を除けば、シーア派共同体で最高の位置を占めるイマームの伝承に求める点、さらに、（3）（4）において明記されている商業倫理は重視されねばならないであろう。

以上の売買に関する全般的規定に続き、具体的規定が掲載されている。それらは全て、5段階の基準（i.e. 義務的行為—*vājeb*、推奨されるべき行為—*mostahab*、どちらでもない行為—*mobāh*、忌み嫌われる行為—*makrūh*、絶対禁忌—*ḥarām*）に従って判断されたものである。

イスラーム商法のいわば中心軸というものは、リバーの概念であろう。<sup>(4)</sup>（後述、「*Towzīh al-Masa'el*に見られる *ribā* の用法について」参照）この言葉は普通「高利」と訳されるが、実は、はるかに広範な内容を持つ概念である。単に商取引の領域ばかりでなく、幅広くムスリムの倫理的価値判断の根底にある概念といえる。「忌み嫌われる行為」と「絶対禁忌の行為」、特に後者の諸項目は、多かれ少なかれリバー（不正な取引、不労所得、など）をめぐるイスラームに独特な倫理観に根ざしている印象を受ける。リバーについては、次節でさらに詳細に検討する。ところで、「忌み嫌われる行為（*mo'āmelāt-e makrūh*）」および「絶対禁忌の行為（*mo'āmelāt-e ḥarām*）」の主要なものは次の項目である。

#### [忌み嫌われる行為]

- (1) 土地売買
- (2) 肉屋
- (3) 棺売り
- (4) 卑しい人々と商行為を行うこと、
- (5) 朝のアザーン（礼拝時間を知らせる告示）とその日の出の時間に行わ

れる商行為

- (6) 小麦、大麦および同様の物の取引を業とすること、
- (7) ほかの者が購入したい物を購入するために(その)取引に介入すること。

#### [絶対禁忌の行為]

- (1) 不浄な物(例、尿 *būl*、大便 *ghayāt*)を売買すること、
- (2) 略奪された財を売買すること、
- (3) 財でない物(例、逃げた動物)を売買すること、
- (4) 通常、その利益が絶対禁忌になっている物(例、賭博道具)の取引、
- (5) そこにリバーの存在する取引、
- (6) ほかの物と混ざっている物の販売(例、食用油 *rowghan* が獣脂 *peyeh* と混ざっている場合)。これを *ghash* という。

これらの規定は、*Towzīh* に記載された微細にわたる項目の全てを覆うものでは必ずしもないが、これによってイスラーム商法の全般的方向性を知ることができよう。以下においてこれまでに述べた前提をふまえながら、12イマーム派の伝統内における商法の主要な特徴についていくつか紹介、検討してみたい。

#### A. 等価交換(同一物交換)の原則

*Borūjerdī* の *Towzīh*、「売買に関する規定(#2059)」の(2)が示すように、商取引が行われる商品の価格に相違があってはならない。もちろん、いずれの世界においても、商取引が行われる場合、当事者間で取り扱われる商品の価格には不平等がないように決定されるわけであり、少なくとも理論的には両者の納得の下に取引がなされる。問題は、具体的にどのような形で取引が行われるときに最も公正であると当事者が考えるかである。その思考の過程と表現がわれわれにとって最大の関心事である。12イマーム派の学者は、等価交換の原則を次のように説明する；

もしある人がある量の品物が計器を用いて計測された後、それよりも多量の同一種の品物との交換のために販売する場合、例えば、人が1マンの

小麦を1.5マンの小麦と交換するために販売するなら、それはリバーであり、絶対的禁忌である1ドラクマ分のリバーの罪は、その者との関係が絶対的禁忌である者との70回の姦淫以上の罪に当たる。さらに、二つの品物のうち一つが健全で、他に欠陥があったり、あるいは、一つがよく他が悪い場合、もし人が与える以上に得るならばやはりリバーであり、絶対禁忌である。したがって、もし人がよい銅を与え、自分が与えた以上の劣悪な銅で受け取れば、あるいは、人がサドリー米を与えて円形の米で受け取ったり、また、加工した金を与えて未加工の金を受け取れば、リバーであり、絶対禁忌である。(6)

同一物交換の原則は物に限定されず、たとえば、交換物に余分な労働を条件づけた場合もリバーであり、絶対禁忌とされる。(7) しかし、取引する商品が異なる場合は何ら問題はない。例えば、人が1マンの米を売って2マンの小麦を受け取っても良い。(8)

この原則の基本は、そのほか様々な取引、契約においても適用される。しかしながら、同時にこの原則とは明らかに矛盾する規定が多々存在し、同一交換の原則が事実上無効にされる場合がある。この点に関して、もっとも興味深く、本節の主題である商業倫理と関連する事例を紹介したい。これは、貸し出し(qarz)に関する規定である。

もし人が与える以上に受け取ることを規定するなら、例えば、その人が1マンと5シールの小麦を受け取ることを条件に1マンの小麦を与えたり、あるいは、11個の卵を条件に10個の卵を与えれば、それはリバーであり、絶対禁忌である。さらに、ある人が負債者は彼(債権者である「ある人」)のために何かを行うとか、借りた物を何か他の物とともに返済することに同意するなら、例えば、貸した1トマンに人がこのマッチをつけて返済することを条件付けるならば、それはリバーであり、絶対禁忌である。同様に、借りたものをある特定の状態で返却することを義務づけた場合、例えば、手を加えていない黄金を与えて、仕上げた黄金として返済させるな



ら、それもリバーであり、絶対禁忌である。しかし、負債者が自らの借りた物以上を感謝の表現として返済する事には問題はないし、彼がそうする事は推奨されるべき事である。(下線部訳者)<sup>(9)</sup>

この引用に典型的に見られるように同一物等価交換の原則は本来遵守されるべきであるが、そこに当事者のきわめて主観的な動機 (niyyat) の要素が入り込んでいる。その結果、原則に反するばかりか逆にそれが奨励されている。ここでは、当事者の(神に対する)動機の純粋さだけが基準であり、悪意をもって余分なものを強制する取引と比べて外面的な区別は全く不可能となる。

## B. 即物(抽象的でないもの)主義

イスラーム商法では、抽象的なもの、あるいは、物理的に存在しないもの、その存在が疑わしいもの、また、存在しても欠損の可能性の高いものについては、その取引を極力回避しようとする傾向がある。Khomeiniの Towzīh, #2090 には、商品とその交換に関する諸条件が記されている。その中で重要な条件は、次のものである。

- (1) (商品)はその量が重さ、寸法、数で知らされていること。
- (2) 配達できること。したがって、逃げた馬の販売には問題がある。しかし、逃亡奴隷その他の販売可能なもの、例えば、カーペットとともに販売すれば問題はない。
- (3) 人は品物(物件)を販売できるが、その利益を販売できない。したがって、人が家屋の一年分の利益を販売すれば正しくない。しかし、購入者が現金の代わりに自己の財産から得た利益を与えることに問題はない。例えば、彼がある人からカーペットを購入し、自己の家屋の一年分の利益を支払う場合である。

同様に、果物の販売に関しても次のような規定がある。果物を木から摘み取る前 (i.e. 未だ熟さず、木にある状態) ではあっても、花が散り、種子が形成

された後の果物の販売は、もはや害虫に犯される恐れのない場合、正しい。さらに、まだ木にある未成熟の葡萄の販売にも問題は無い。ただし、花が散る前の果物の販売については、その果物は、同一の土地が生産するほかの何か (i. e. 牧草) とともに販売しなくてはならない。<sup>(10)</sup> このほか、#2118が規定するように、人が商品を販売し、その商品を未来において配達することに同意し、更にその代金を未来のある時点で受け取る場合、その取引は無効になる。

以上の規定は、眼前の物品によらない取引によって生じる量、寸法、数の相違が不公平な商行為の原因となることを防止するためのものである。「はじめに」で触れたように、これはムハマドの時代のアラブ人の間で行われた現場主義による。

### C. 動機 (niyyat)

本節の中心テーマであるイスラーム商業倫理を論じる場合、動機の問題は極めて重要である。既に述べたように、ムスリムにとって、先ず何はともれ神を喜ばせるといふ動機が存在する。さらに、同胞ムスリムに対する相互扶助的動機は、*Towzīh* のみならず、すべての宗教書に一貫して観察することができる。

こうして、商行為をめぐる宗教学者の見解には、商人や商行為を行なう人々に対する様々な倫理、道徳的規範が盛り込まれることになった。そこで、彼等の商業倫理を理解するうえで必須と考えられる商業観そのものを検討し、それに立脚して動機の問題について考察を行ないたい。

イスラームの発展と商業活動は不可分であると考えられている。歴史的に見て、両者の関係を否定することはまず不可能であり、預言者ムハンマド自身が商人であったことを、いまさら想起する必要もあるまい。<sup>(11)</sup> しかしながら、ムスリム宗教学者 (伝承学者、神学者、法学者) の商業観とは、商行為に対して必ずしも好意的であるとは言えないようである。例えば：

Ubaid b. Rifa'a は、預言者が次のように語ったと、父の権威に基づいて

報告している。「商人たちは、復活の日に悪行を働くものとして復活させられるであろう。ただし、神を恐れ、正直であり、真実を語る者たちは別ではあるが。」<sup>(12)</sup>

といわれている通りである。

では、われわれが具体的なケーススタディーの事例として取り扱っている12イマーム派シーア主義の伝統においては商業、および商行為をどのように理解するのであろうか。同派神学における最大の権威の一人である Bāqer Majlisī<sup>(13)</sup>の著作に基づき、この問題について考察してみたい。

Majlisīは *Holyat al-Mottqin*<sup>(14)</sup> において、具体的に預言者やイマームの伝承を引用しながら次のように解説している。

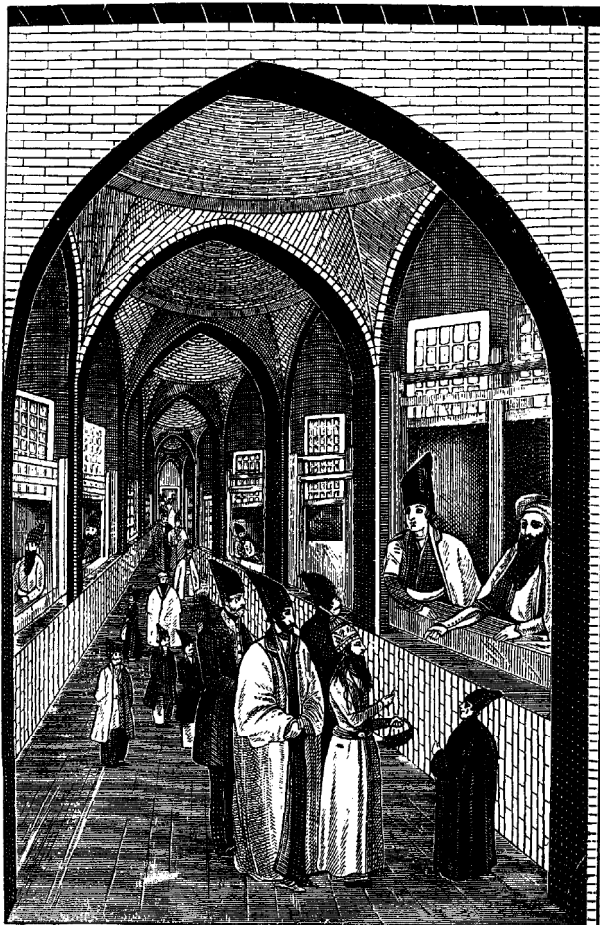
まず、人間が商行為によって日々の糧 (ṭalab-e rūzīまたは ṭalab-e donyā) を獲得しようとすることは、イスラームでは自明の事項と考えられており、Majlisīもこの点には何も触れていない。ただし、問題となるのは、商行為を行なう主体の心の向いている方向である。無論、合法的な (ḥalāl)、しかも度を越えない商行為を行なうことは全く問題とならない。それどころか、ムスリム同胞の扶助のために行なう商行為は、無為に日を送る人々の信仰よりも優れていると考えられている。Majlisīは、イマーム Jafar al-Ṣādeq に辿る次のような伝承を紹介している：

その君 (i.e. 6代目イマーム) は、ある人物の様子について聞き給うた。すると別のある人が、その人は落胆しております、と答えた。御君は、その者は一体何をしているのか、とお聞きになった。(すると) 彼は、家に座して、神への礼拝を行っております、という答えであった。(今度は) 御君が「その者はどのようにして生活をしているのか」という質問をされたのに対して、信者である幾人かの兄弟が彼を養っております、との答えであった。そこで、御君は言われた。「その(信仰生活を行なっている)者に日々の糧

を与えている者、その者たちの信仰 ('ibadat) は、彼の信仰よりも優れている。」と。<sup>(15)</sup>

しかし、総じて生活の物質的基盤を得る行為、とりわけ商行為については、その行き過ぎに対する警戒を読み取ることができる。そして、その背後には不正な取得によって富を獲得しなくとも、神は被造物である人間の必要を満たしてくれる、という信頼感が存在するように思われる。<sup>(16)</sup>

それでは、具体的にいかなる理由で商行為は警戒されなくてはならないのであろうか。次にこの点を検討してみたい。Majlisīは、まずおよそ商行為を行なう者は商行為に関する諸問題について記憶すべきであり [p. 17 Borūjerdī, Towzīh 推奨されるべき事項] (1) 参照]、その後商行為に従事すべきであるという。そして、リバーが商行為における諸悪の根源であるかのよう



A PERSIAN BAZAR, ISPAHAN. (From a Persian Ink-sketch.)

に次のように述べている。

リバーはその社会 (unmat) において、固い岩のうえの蟻の足跡よりも隠されたものである。決して虚偽 (dorūgh) を言ってはならない。まさしく、商人は姦淫を行なう者 (fajer) であり、姦淫者は地獄の者である。もし、その人が真実を告げることがなければ。<sup>(17)</sup>

したがって、そのような商人が集まり、リバーが行なわれうる市場 (バーザール) は、特別な警戒を要する場所となる。

預言者による伝承によって次のように伝えられている。地上で最悪の場所はバーザールであって、それは悪魔 (sheytān) の広場である。彼は毎朝、自分の旗をバーザールに立て、腰掛けをしつらえてそれに腰掛ける。そして、悪魔は自分の子供を拡散させ、一人には計り (taraz) をごまかさせ、また他の者には目方 (kayl) を少なめにさせ、また他の者には尺 (gaz) でいかさまをやらせて誑かす。そしてまた、他の者は値段 (rās al-māl) で虚偽を言う。かくして、悪魔は子供達に言う、「その父、すなわちアダムが死んでしまった人々の群れについては、お前たちに責任がある。しかるに、お前たちの父、すなわち悪魔は (こうしてまだ) 生きておるのじゃ。」と。かくして、バーザールに入る最初の人とともに悪魔は入り、最後にバーザールから出てくる者とともに出てくるのである。地上で最良の場所は神のかたわらのモスクである。最も愛すべき人々は、より速やかにモスクへ行き、より遅れてそこから出てくる人の近くにいたのである。<sup>(18)</sup>

このように、商人及び商行為が忌避される最大の理由として、商行為には虚偽がつきものであり、これが神を喜ばせないためであることが分かる。既にイスラーム商法で忌避される職業については触れた。それらの職業が好ましくないと見做される理由の背景にはやはり動機の問題がある。Majlisīはこの点を次

の伝承を用いて解説する：

Ja'far al-Šādeq に辿る伝承の中で、イマームは Eshāq b.'Omar という人物に告げた。「自分の子供を両替商 (šarrāfi) にしてはならないぞ。両替商は利子避けることができないからじゃ。また、子供を棺屋にしてはならないぞ。棺屋は人々が死ぬことを望み、多くの人が彼を喜ばせるからじゃ。また、大麦や小麦商にしてはならないぞ。富を集中することに満足しないで、値段をつり上げるために退蔵するからじゃ。また、屠殺者にしてはならないぞ。彼の心には憐れみというものがなくなっているからじゃ。心の固い者は神から遠い。また、奴隷商人 (bardeh forūsh) にしてはならないぞ。最悪の人間とは、人間を売却する者だからじゃ。(19)

以上の Majlisī による商業、商人観が果たしてイスラーム的商業観の全般的基調を代弁するものか、あるいは、何らかの形で12イマーム派的特徴を表すものなのか、はたまたイラン社会内部でも限定された知的エリートの商業観を示すものなのか断定できない。



THE MONEY-CHANGERS, ISFAHAN BAZAAR

ただ、ここで紹介したいくつかの事例から言えることは、Majlisi<sup>1</sup>の全般的基調は、Towzi<sup>h</sup>の基調とはいささかも矛盾せず、むしろ相互補完的であるということである。いずれの場合も、商行為におけるイスラーム的倫理観というものを想定している。概して、商行為およびそれに関する諸行為において潜在的に存在する、イスラームの基本原則と抵触する不正な行為（虚偽、高利、不勞所得、など）に対する強い警戒感を表しているのが特徴である。ただし、Majlisi<sup>1</sup>の場合は、純理念的である点の特徴である一方、Towzi<sup>h</sup>の場合は、理念以上に判例的性格が濃厚である。

## 売買に関する規定 解説註

- 1) 井筒俊彦、『コーラン』、下、198頁。
- 2) 同上、169-170頁。
- 3) Borujerdi, Towzih, #2059によれば、Ja'far Sadeq が次のように述べたと記されている。  
「もし人が取引を行いたいのであれば、その規定 (ahkam) を知らなければならない。  
もしそれを知る前に取引を行えば、無効で疑わしい取引によって身を滅ぼすであろう。」
- 4) リバーについてはさまざまなイスラーム法学の書物で詳細に論じてある。本解説では、この章に引き続きリバーについて若干説明を行った。
- 5) Borujerdi, 上掲書、433-434.
- 6) Khomeini, Towzih al-Masa'el, #2072.
- 7) 同上、#2073.
- 8) 同上、#2077.
- 9) 同上、#2283.
- 10) 同上、#2100.
- 11) Baqer Majlisi, Holyat al-Mottaqin, p. 289. ここでマジュリシーは、Ja'far al-Sadeq の伝承によって、商行為をやめるべきかと問う者に対して、イマームご自身が預言者 (ムハンマド) が商行為を行っていたことをよもや知らぬわけではあるまい、とたしなめた趣旨のことを述べている。
- 12) Baghawi, Mishkat al-Masabih, p. 599.
- 13) Molla Mohammad Baqer Majlisi は、サファヴィー王朝 (1501-1722) 末期に活躍した12イマーム派シーア主義最大の神学者の一人である。著書は多いが、中でも巨巻 Bahar al-Anwar が有名である。マジュリシーについては、Mirza Mohammad Tonkaboni, Qesas al-'Olama その他を参照。
- 14) Kitab-e Holyat al-Mottaqin は、イスラーム的倫理の書である。以下の説明は、同書 288-295によっている。
- 15) 同上、289.
- 16) 同上、290.
- 17) 同上、290.
- 18) 同上、293.
- 19) 同上、294.



## ムダーラバについて

イスラームでは高利や不労所得（すなわちリバー）を禁じる。そしてこれに抵触しない合法的な方策がムダーラバである。特に、イスラームを新国家設立の基本原則に据えて独立を果たしたパキスタンや、1979年後のイランなどにおいて無利子銀行が取りざたされたとき、これを理論的にも実践的にも支持したのがムダーラバである。

一般的な定義として、ムダーラバは交易や商取引を通じて利益を獲得するという究極的目的を達成するために資本と労役が結合したものと見える。商取引以外に、この言葉は製品の製造における資本と労役の結びつき、あるいは商取引と製造の結びつきについても用いられる。後述するように、法学者による古典理論では、第一の形態（商取引）が基本であって、他の形態のムダーラバは問題があるとされた。

一方、この慣行に対して批判的な現代のイスラーム経済学者の立場から、ムダーラバ資本は古い時代の諸条件の産物であり、複雑化した現代の資本主義経済体系の中では機能し得ないものとされる。つまり、ムダーラバは中世的制度であり、ムザーラア（分益小作）<sup>(1)</sup> 同様に原初的な「自然経済」の中での有機的構成部分を占めている。それは中世期の特殊な社会・経済的条件下で機能していたものであって、産業資本（機械、作業場、在庫品、など）が存在し、資本形成、資源配分、プロジェクト評価、産業化、経済計画、製品製造が大規模な科学的基礎に基づく時代には機能することができないというのである。

これに対して、欧米のイスラーム法学研究者の中には、この制度がイスラーム法的に確立した地位を占めている点を認めた上で議論を展開する者もいて、ムダーラバを匿名組合契約と解釈している。クールソンによれば；

（ムダーラバとは）当事者の一方が資金を提供し、他方が一定割合の利益の

配分を受けることを条件に、労務を提供することを約する契約である。雇われる商人の報酬の額や労務の量は不確定であるのに、すべての学説はこの契約を有効と認めている。契約期間が特定されていなければならないかどうかだけが争点となっている。

匿名組合契約の場合、前の小作契約と同様、賃貸借契約と組合契約とを区別する基準は曖昧である。Mudāraba を一種の組合契約とする学者もあるが、通説は、組合契約における組合員はできるだけ同種の物の出資をなすべきであるとして、組合契約説を採ることには反対している。

すなわち、財産上の組合契約 (sharikat amwāl) と労務上の組合契約 (sharikat ‘amal) を区別し、前者は財産を出資し、後者は労務または専門技術を出資する。各組合員が財産と労務の双方を出資するという両方を併合した組合契約もあり得るが、匿名組合契約は、別の当事者が別の性質の出資をするのであるから組合契約とするのは適当でないとして、多数説は、mudāraba を賃貸借の範疇に入れているのである。<sup>(2)</sup>

では、次にこの引用にも言及されているムスリム法学者によるムダーラバの古典理論について述べてみたい。

### ムダーラバの古典理論

mudāraba の語は元来 al-darb fī al-ard, すなわち生活の糧を得るために陸上を旅することを意味している。イスラームの法学の用語としては、2人またはそれ以上の人々の間の契約を意味し、それに従って、一人の人または仲間、つまり資本家 (ṣāhib al-māl, rabb al-māl) が代理人 (‘āmil) に対して資本を与える。後者はその資金を用いて事業を行い、利益が生じた場合、両者の間であらかじめ明確に定められた割合、例えば三分の一とか三分の二などに応じて分割する。

この契約の根本理念は、資本金提供者は自らが提供した資金のゆえに分け前に預かる権利を有し、一方代理人はその労役に対する代償として利益の割り当

てを受けることができるという点である。この際、通常の事業の遂行の過程で生じた損失については、全面的に資本提供者が負うのであって、代理人には一切責任がない。

Mālik b. Anas によれば：

一般的に承認され真正とされる qirad (=ムダーラバ) の形態は、代理人が資本(金、māl)を資本所有者から受け取り、彼がその資本を用いて働くが、その損失については責任がないことを規定した契約である。彼の事業活動期間に、旅行、食物、衣服といったものに対する通常常識の範囲内で真正と考えられる労働によって生じた支出目的は元資金から充当される。ただし、その金額が全投資資本のうちの納得行く割合の範囲であることが条件づけられる。その場合において、(上記)支出に用いることができる。ムダーラバ事業の期間中、代理人が自分の家族とともに家にとどまっている場合は、すべての私的支出は彼自身が負うことになる。<sup>(3)</sup>

既述の通り、この慣習はすべての法学派によって合法的な制度として承認されている。この慣行は、イスラーム誕生以前のアラブ社会では普通に行われており、ムハンマドもこれを容認していたし、彼自身ハディージャの代理人として交易事業に従事したことはよく知られている。

ムダーラバには3種ある。現金ムダーラバ、品物ムダーラバ、そして非交易ムダーラバである。最後の形態は、資本提供者が代理人に対して製品の材料、製造、販売までを任せるもので、このムダーラバ契約には第二の品物によるムダーラバ同様問題があるとされる。

「等価交換(同一物交換)の原則」「即物(抽象的でないもの)主義」の箇所解説したとおり、イスラームでは契約内容に不確定要素が入り込むことを極力回避しようとする。この意味で、ムダーラバ契約の実際において、現金を用いて行う形態が唯一真正なものと思なされた。品物、未収穫の麦穂、未成熟の果物などには価格の変動その他の不確定要素が多いと考えられたのである。Sarakhsi

によれば：

真正な現金ムダーラバとは、資本所有者が代理人に自分の現金資本のある部分、たとえば、1,000ディルハムを、労力提供者（代理人）が事業で獲得した利益のうち三分の一（または五分の一とか三分の二）を得るという規定に基づいて与えるものである。ムダーリブ（代理人）はその規定に従って自らの取り分を得る。残余の利益は資本金所有者のものである。分配金の分配は、ムダーリブには（合法的な）規定（shart）によって、利益のこの部分に対する権利があるという原則に基づいている。そして、資本所有者は財（māl）の所有者であるということによって、残余の利益を得る資格がある。<sup>(4)</sup>

因みに、シーア派法学でも現金ムダーラバ以外の投資は認めない。

すでに触れたとおり、ムダーラバの慣習について、ハク（Ziaul Haque）は、この慣習はコーランや伝承に基盤を持たず、単に類推に依るにすぎない<sup>(5)</sup>と述べ、この制度のイスラーム法学的合法性に疑義をさしはさんでいる。特に、この制度を現代資本主義経済に導入することの時代錯誤を厳しく指摘している。その根拠として、（1）これが原始的経済の下（資本主義以前の時代）においてその時代に適合するように形成された制度であること、（2）無制限の利益を得ることができる可能性があり、経済倫理上問題がある。高利（リバー）を回避する方策とされながら、かえって常識外の利益率をもたらす事業となりうる、（3）当事者相互の関係は決して対等ではなく、隷属的である、などが挙げられている。<sup>(6)</sup>

この批判の当否はともかく、ムダーラバはイスラーム法が厳禁するリバーを回避する正当な手段として、すべての法学派によって承認されてきた慣習である点を再度確認しておきたいと思う。

## ムダーラバ解説註

- (1) A. K. S. Lambton『ペルシアの地主と農民』、岡崎正孝訳、p308、によると：

地主と農民の関係は、多くは、収穫分益契約に基づいている。また、別種のものとして、定額小作料に基礎をおくものもある。いずれの場合にも、地主の対する支払いは、通常、一部は現物そして一部は現金でなされている。分益契約の方がはるかに広く行われており、まずこれから述べていくことにする。

この関係の基礎をなしているものは、第一そして主として、地方慣行である。全国的ある同質性が見られるとはいえ、細部にわたってみれば、これには著しい地方差が認められる。古くはイスラム法学者たちが、また近年では民法立案者たちが、この形態における地主と農民との関係を、法体系の中に組み込もうと試みた。それにもかかわらず、これはいぜんとして主に慣行によって規制されたままである。

伝統的に、五要素が収穫配分にさいして考慮されている。すなわち、それは土地、水、役畜、種子及び労働である。理論的には、各要素に収穫物の五分の一が割り当てられ、その要素の提供者に、それが帰することになっている。しかしながら実際には、これは理論上の抽象にすぎない。これら五要素の所有と提供が、現実の収穫配分に大きな影響を及ぼしているが、各要素に対して、均等に収穫の配分が行われることはほとんどない。

農民が労働のみを提供している場合、これは分益契約すなわちモザラエではない、という見解を採っている法学者もいる。しかしながら、ある地方においては、地主の提供する役畜、種子ならびに農具を使って耕作を行う農民に対し、収穫の一定割合の納入を条件として、実際には土地が引き渡されている。この種の農民の地位は、分益契約に基づく農民への土地配分から除外された土地において、地主のために働

く労働者のそれとは異なっており、したがって、彼らもまた分益農の範疇に加えられるべきであろう。この種の農民も、本来の分益農と同様に、賦課ならびに賦役の負担を課されており、また、定期的に土地の割替えが行われる所では、彼らの土地も割り替えられる。

さらに、*Tawzīh al-Masa'el*, 2236-2245を参照。

(2) ノエル・J・クールソン『イスラムの契約法、その歴史と現在』、志水巖訳、pp37-38.

(3) Ziaul Haque, *Riba, The Moral Economy of Usury, Interest, and Profit*, p. 132.

(4) Ibid. p. 137.

(5) Ibid. p. 143.

(6) Ibid. p. 133.

## Towzīh al-Masā'el に見られる ribā の用法について

既に「イスラームの経済と倫理」で指摘したように (pp.72-「Towzih の検討」を参照)、イスラーム商法の中心軸といえるのが ribā の概念である。(1) この言葉は一般に「利息」とか、「高利」と訳されてきたが、これらの用語は金融活動の領域においては妥当としても、ribā なる語の全般的な意味の一部を表すにすぎない。すなわち、Towzīh al-Masā'el を見ても、ribā という語は金融的用法以外にも様々な使われ方をしていることが分かる。それは、一口で「利子」や「高利」で表現しきれぬ概念ではなく、その出発点としてイスラーム的価値観、なかんずく倫理観の経済活動に現れた表現の一つであった。

また、クールソンに依れば：

法律家の頭の中で、リバーの禁止と賭博の禁止が一緒になって、リバーという言葉は、単なる高利貸に止まらない意味と重要性を持つに至った。コーランの啓示から引き出してくるべき原則は、単に経済的弱者からの搾取を阻止するというだけのものではなく、およそ投機的な行為やリスクを伴う取引から発生したものであって、当事者が正確に予測できるものではないという意味で、対価性のないあらゆる種類の所得や利益を不法視するということであった。

この定義は、広汎なイスラーム法学資料を駆使した結果到達されたものであり、かなりの説得力を持つように思われる。クールソンの用いた事例は、おそらくスンナ派法学の法学者から得られたものであると推測できるが、解説者が Towzīh al-Masā'el やその他の12イマーム派シーア派主義の事例を検討した結果、基本的には同様の内容である印象を受けた。従って、本節では上の定義を念頭に置きながら、ribā の具体的な内容を翻訳文を通じて検討してゆきたいと思う。

本「売買に関する規定」中、ribā の語は23回使用されている。それらは、問題番号、2063、2082、2081、2086、2087、2088、2291、2293、2294、2296、であり#2063以外は、「絶対禁忌 (ḥarām) の商行為」と「貸与 (qarz) に関する規定」に集中している。

これらの項目を検討することによって、ribā が適用される具体的な商行為として次の場合が知られる：

- (1) #2080、ある量の品物が計測された後、それよりも多量の同一種の品物として販売する場合。例として、1マン (= 3 kg) の重量の小麦を1.5マン (= 4.5kg) 小麦と交換に販売する場合が挙げられている。(cf. #2291)
- (2) また、二つの物の一方が良質で他の物には欠陥がある場合や、(一般的に) 与える以上に受け取る場合。例として、純良な銅を与えて、与えた以上の不良な銅で受け取ったり、種類の異なる米の授受、加工した金と未加工の黄金の交換などが挙げられる。
- (3) #2081、取引する品物に余分な物を付加する場合。例として、1マンの小麦を1マンに少額の金子を付加する場合や、余分な労働を条件的に付加する場合などである。(cf. #2291)
- (4) #2086、受け取る代価が同一の品物について、交換に際してその代価に変動がある場合。例えば、1マンの食用油を売って、その代価として1マン半のチーズを受け取る場合や、熟した果物と未成熟の果物の売買に適用される。
- (5) #2087、大麦と小麦は同一と見做され、#2080などの原則が適用される。
- (6) しかし、#2088、非ムスリム (異教徒) からムスリムがリバーを受け取ることは問題とならない。さらに、父、子、妻、夫にはリバーの罪は適用されない。
- (7) #2291、11個の卵を得るために10個の卵を与える場合。
- (8) 借用した1トマーンを、返却に際してマッチをつけることを条件づける場合。
- (9) #2292、リバーを与えることは、リバーを受け取ることと同様に禁止される。従って、リバー性のある借用 (qarz-e ribā'ī) を行う者は、その(借用財)の所有者となれず、必然的にそれを利用することができない。
- (10) リバー性のある手段で耕作して得た作物は、耕作者の物とはならず、債権人(その手段の提供者)のものとなる。
- #2294、リバー性のある金子で衣服の代金の金額、又は一部を支払い、その衣服を着て行なう礼拝は有効である。しかし、最初から分かっている同様のことを行なうなら、その礼拝は無効となる。
- #2296、ある金額の金子を与え、それ以上を受け取ることは禁止されているが、その差額の品物、又は労働を付け加えれば問題はない。



以上の諸規定に共通して見られる特徴は、「同一物交換の原則」が貫徹されている点である。一定の品物は同一の一定の品物と交換されなくてはならない。これはいわゆるリバー商品（黄金、銀、小麦、大麦、ナツメヤシ、乾シブドウ、など）について適応されるとされるが、ribā の適用範囲は単にこれらの物品に限定されない。すなわち、ribā が適用される範囲は、債権人が負債人の負担から得る利益であり、それは上のリバー商品間の交換に見られる元物（'ain）の余剰分のみならず、用益権（manfa'at）や余剰の労働（#2081）にも適用されるのである。

勿論、イスラームでは商行為そのものが否定される訳ではなく、それはむしろ自明の人間の営為であると考えられている。預言者ムハンマドが商人であった事実が何よりも雄弁にこのことを物語っているであろう。当然のことながら、異なる品物間の取引きは計量に差異があっても行うことができる。ただし、ここでも交換価格が同一であることが条件となる（#2086）。以上から我々が容易に想像し得ることは、もし、これらの諸原則が現実の商行為に厳格に適用されれば、非常に窮屈な事態が生じるであろう、という点である。では、これらの諸条件の基本的に意味することは何なのであろうか。次にこの問題について少し考察してみたい。

商行為というものは、何らかの利益を目的として行なわれるのであるから、もしこの点が否定されるなら、商業活動そのものの否定あるいは大巾な制限につながることは明らかである。我々がこのように感じるのは、「同一物交換の原則」、「等価物交換の原則」が、ムハンマドの時代あるいは、中世の法理論形成期に見られた商取引きの習慣に基づき引き出された結論であるからであろう。特に、品物の引渡しが契約締結現場においてなされることが義務付けられている「リバー商品」についてはこの点が特に著しいと推測することができる。

しかしながら、以上の議論によってイスラーム商法の規定全体がアナクロニズムであるとして廃棄すれば、大きな過誤を犯すことになる。なぜなら、法学全般の取り扱う領域は、程度の差こそあれ、ムスリムの日常生活に現実に影響を行使しているからである。礼拝の潔めや、家族法の分野における程顕著ではなくとも、イスラーム商法が何らかの影響力を現実に発揮している事実がある。イスラーム無利子銀行論を中心とする ribā 論がその例であることは言うまでも

なからう。

それでは、リバーとは何か。例えば(1)で見たように、3 kgの小麦を4.5kgの小麦として交換するのは現代人の目から見ても低利であるとは思われない。しかし、概して *Tawzīh al-Masā'el* に見られるリバーの語が適用される意味の領域は、利得の多寡に重点が置かれているより、むしろ当事者(リバーを与える者も受け取る者も共に)の動機、あるいは動機の問題に重点が置かれている印象が強い。

例えば、種類の異なる米の交換、良質、不良の金属の交換、余分な労働の義務づけ等々、具体的にどの程度の利益をもたらすのか不明である。さらに、3 kgの小麦に小額の金子を付して返却したり、11個の卵を10個の卵を貸した代償として受け取ったり、あるいは3 kgの小麦に75gの小麦を余分に付したものを受け取るような場合、(当時の物価の水準を考慮に入れる必要はあろうが)果たして高利と言えるのかどうか疑問である。

以上から、*ribā* の語の持つ意味の重要な部分として、「労せず利する」ことに対する強い倫理、道徳的警戒感を讀みとめることはさほど困難ではないと思われる。例えば、ムダーラバ契約に見られるような、イスラームの理想的商行為に対し、*ribā* 取引においては、当事者間のリスク分担の不公平や、投機性等々、「労せず利する」要素が濃厚であると考えられていたことが分かる。

*ribā* の定義が熱心に行われた中世の法理論を現代に適応することはできない、という態度ではなく、それらの法理論の伝統を現代法学者がどのように受けとめているかを考える時、少なくとも *ribā* の持つ現代的意味の一つとしてこのようなイスラームの経済倫理(道徳)との関連から眺める必要があろう。

婚姻に関する規定  
翻 訳 文

## 婚姻に関する規定

婚姻の契約によって、女は男に対して合法的 (ḥalal) となる。それ (婚姻の契約) には、二種あって、永続的なもの (dā'yem) と非永続的なもの (gheir dā'yem) である。永続的契約とは次の通りである。すなわち、婚姻の期間がここでは定められておらず、この分類に従って契約を行なう女は、ダーエム (dā'yem, 永続) と呼ばれる。一方、非永続的契約とは次の通りである。すなわち、婚姻期間がここでは定められており、例えば、女を一時間とか一日、あるいは一ヶ月、一年間、あるいはそれ以上の契約を行なうのであって、この分類に従って契約する女を、ムタ (muta'h) やシーゲ (sīgheh) と名付ける。

### 契約に関する規定

- 2372 : 永続的であれ非永続的であれ、婚姻においては、契約書 (sīgheh) が読まれねばならない。単に男女が同意しているだけでは十分ではない。契約文書を男女自らが読むか、あるいは、二人のために読むべく第三者を代理人 (wakil) とする。
- 2373 : 代理人は男である必要はない。女もまた、他者のために契約文書を読むことができる。
- 2374 : 男も女も、自分たちの代理人が契約文書を読んではしまったことを確認するまで、互いをこっそり (mahramāneh) 見ることはできない。代理人が読んではしまったとの憶測 (gomān) では不十分である。しかし、代理人が契約書を読みましたと言えば、それで十分である。
- 2375 : もし女がある人物を代理人に定め、例えば10日間その人を男との契約に連れてゆくことにし、しかもその10日間の初めの日を定めていない場合、その代理人は、自分の望む時いつでも、10日間その男の契約のために出かけることができる。しかし、女が定まった日、又は時間を意図していた場合は、(その代理人は) 彼女の意図に従って契約書を読まなくてはな

らない。

2376 : 一人の人が、永続的契約又は非永続的契約を読むために、二人の人の代わりに代理人になることができる。また、人 (ensān, つまり男) は女のために代理人になることができ、彼女と自らのために永続的であれ非永続的であれ、契約することができる。しかし、推奨されるのは (ehtiyāt-e mostaheb)、契約を二人で読むことである。

### 永続的契約の規則

2377 : 永続的契約の文書を男女自ら読む場合、まず女が *zawwajtu-ka nafs-ī 'ala ṣ-ṣadāqi l-ma'lūmi* : (すなわち、定められた婚資金に従い、自らを汝の妻といたしました)。その後、間髪入れず、男が言う。 *qabiltu t-tawwīja* (すなわち、婚姻を承諾いたしました)。このように行なわれた場合、契約は真正である。また、第三者を代理人に立て、(男女) の代わりに契約文書を読む場合、例えば男がアフマドで女がファーテメであるならば、女の代理人は、 *zawwajtu muwakkilat-ī faḡimata muwakkila-ka 'ahmada 'ala ṣ-ṣadāqi l-ma'lūmi* : と言う。間髪を入れず男の代理人が、 *qabiltu li muwakkil-ī 'ahmada 'ala ṣ-ṣadāqi* と言えば、(この契約は真正である。義務的注意として (ehtiyāt-e vajeb)、男が言う言葉は女の言う言葉と一致していなければならない。例えば、女が *zawwajtu* と言えば、男は *qabiltu t-tawwīja* と言わなければならない。

### 非永続的契約を読む規則

2378 : 男女自身が非永続的契約文書を読みたいと思うなら、(婚婚の) 期間と婚資金 (mahr) を定めてから、女が *zawwajtu-ka nafs-ī fi l-muddati l-ma'lūmati 'ala l-mahri l-ma'lūmi* : と行って、間髪入れず男が *qabiltu* と言うならば、(この契約は) 真正である。また、第三者を代理人とし、最初におんなの代理人が男の代理人に対して、 *matta'tu muwakkilat-ī muwakkila-ka fi l-muddati l-ma'lūmati 'ala l-mahri l-ma'lūmi* : と言い、間髪入れず男の代

理人が qabiltu li muwakkil-ī hākadhā と言えば、(この契約は) 真正である。

### 契約の条件

2379 : 婚姻の契約についてはいくつかの条件がある。

- (1) (契約は) アラビア語で正しく読まれること。もし、男女が契約をアラビア語で正しく読むことができないならば、義務的注意として、アラビア語を正しく読むことのできる人を代理人に立てることができる。それが不可能な場合は、自らアラビア語以外で読んでもよい。しかし、zawwajtu 及び qabiltu t-tazwīja の意味が理解できる言葉で言わなくてはならない。
- (2) 男女、あるいは契約を読む彼らの代理人は、意志 (qasad-e enshā') を持っていること。すなわち、男女自身が契約を読む場合、その女は zawwajtu-ka' ihdā banāt-ī と言うのに、それが彼女の純粋な目的であって、自らを彼の妻と定めるということである。また、男が qabiltu t-tazwīja と言う時、彼女を自らのために承諾するということである。(さらに) 男女の代理人が zawwajtu-ka 及び qabiltu と契約文を読むならば、その意図は、彼らを代理人に立てた男女が夫婦になるということである。
- (3) 契約書を読む人は成人 (bālegh) であり理性を行使できる人 ('āqel) であること。これは、自ら (契約書) を読む場合でも他人の代わりに代理人になった場合でも (同様である)。
- (4) 妻と夫の代理人、あるいは彼らの保護者 (walī) が契約書を読む場合、妻と夫が確定していること。例えば、彼らの名前が明記されているか、彼らに知らされていること。そして、数人の娘を持っている人は、男に対して zawwajtu-ka' ihdā banāt-ī (すなわち、私の娘の一人を汝の妻にしました) と言い、(その男が) qabiltu、すなわち承諾しました、と言うなら、契約に際してその娘が特定されていなければ、その契約は無効である。
- (5) 女も男も婚姻を了承していること。しかし、女が表向きは、不承諾 (karāhat) を表し、内々では承諾していることが明らかな場合、その契約は真正である。

2380 : 契約書の中で一つの言葉が誤って読まれ、その意味が変わる場合、その

契約は無効である。

- 2381 : アラビア語の文法を知らない人について、もしその読み方が正しく、契約書の各々の語の意味を個々に知っていて、全ての語の意味を決定するならば、その人は契約書を読んでもよい。
- 2382 : もし一人の女をある男に対して、双方の許可なく（婚姻の）契約を行ない、後にその女と男がその契約を承諾すれば、その契約は真正である。
- 2383 : もし男女が、あるいは両者の中の一方が強制的に結婚をさせられ、契約書を読んだ後、承諾し、その契約に満足ですと言うならば、義務的注意として、二度契約書を読まねばならない。
- 2384 : 父親と父方の祖父 (jadd-e pedari) は、未成年の子供、あるいは狂人のまま成人している狂人（の子供）について、結婚させることができる。その子供が成人するか、あるいは狂人から正常 ('aqel) になった後に、その子のために行った婚姻に問題がない (mofsadch na-dashteh) ならば、その結婚を廃棄することはできない。ただし、問題があった場合は、それを廃棄できる。
- 2385 : 成人に達し、成熟している (rashīdah) 娘、すなわち自らの福利 (maṣlahat) を識別できる娘が、夫を得たいと望むなら、処女である (bakarah) 場合、義務的注意として、自身の父親、あるいは父方の祖父の許可を得なければならぬ。母親や兄弟の許可は必要ではない。
- 2386 : 父親や父方の祖父がない (ghā'eb) 場合や、娘が処女でない場合は、父親や祖父の許可は必要ではない。
- 2387 : 父親、あるいは父方の祖父が未成年の男子のために妻を得る場合、その男子は成人した後、その妻の支出を拠出せねばならない。
- 2388 : 父親、あるいは父方の祖父が未成年の男子のために妻を得る場合、その男子が契約時に財産を持っていれば、妻の婚資金の支払いに義務がある (madiyah)。また、契約時に財産を持っていない場合は、父親、または彼の祖父が妻の婚資金を払わねばならない。

### 契約が廃棄される諸欠陥

- 2389: 男は、契約後に女が次の7つの欠陥のなかの一つを持っていることが分かれば、契約を廃棄できる。(1)、精神異常 (dīvanegī)、(2)、癩病 (bars)、(4)、盲 (kūrī)、(5)、不惧 (zamīn gīr būdan)、(6)、アフザー (afzā) であること、すなわち、尿と haiz (生理の排出物)、あるいは haiz と糞便の通路が一つになっている場合、(7)、肉塊、あるいは骨が彼女の穴 (foraj) にあって、性交の妨害となる場合。
- 2390: 女は、契約後に、自分の夫が精神異状であったり、男性器を持たなかったり、性交を行うことができない病気であったり、睾丸 (tokhm-hā) がない場合、その契約を廃棄することができる。
- 2391: 男または女が、上記二項目で記された欠陥の一つで契約を廃棄する場合、離婚をすることなく互いに分かれなければならない。
- 2392: 男が性交 (vaḥī va nazdikī) をできないことで、女が契約を廃棄するならば、夫は婚資金の半分を支払わねばならない。しかし、もし(上で)述べた以外の欠陥の一つが原因で男または女が契約を廃棄する場合、男が女と性交を行っていない場合、男に責任はない。そして性交が行われた場合は、婚資金の全てが支払われねばならない。

### その者との結婚が絶対禁忌 (ḥarām) である女のグループ

- 2393: 母親、姉妹、妻の母など、男との関係が近親である (maḥram) 女との婚姻は絶対禁忌 (ḥarām) である。
- 2394: 男がある女と自らのために(婚姻の)契約をするならば、その女と性交をしていなくとも、彼女の母親、母親の母親、父親の母親など、幾世代上ろうとも、(彼女たちは)その男にとって禁忌 (maḥram) となる。
- 2395: もしある女と(婚姻の)契約を行ない、性交すれば、その女の娘、姉妹兄弟の孫 (naveh) は、いかに世代が下ろうとも、契約時、あるいはその後生まれたを問わず、(彼女たちは)その男にとって禁忌 (maḥram) となる。



- 2396: 自らのために契約を行った女と性交を行っていない場合でも、その女と契約中である限り、その(女の)娘と結婚することはできない。
- 2397: 父親の叔母('ammeh o khāleh)、父親の父親の叔母、母親の母親の叔母と幾世代上ろうと、(彼女たちは)男にとっては禁忌である。
- 2398: 夫の父親と祖父と幾世代上ろうと、また、彼の息子や息子娘の孫と幾世代下ろうと、契約中であれ、その後に生まれようと、(その男子たちは)女にとっては禁忌である。
- 2399: もしある女と自らのために契約を行ない、永続婚、あるいは一時婚の妻とすれば、その女が契約期間にある限り、その女の姉妹と結婚することはできない。
- 2400: 自らの妻を「離婚の書」で述べられた様式に従って、raji' を離婚する時、待婚期間('eddeh)中に彼女の姉妹と契約を結ぶことはできない。また、後述する ba'in 離婚の待婚期間中においては、推奨すべき注意として、彼女の姉妹とも結婚は回避した方が良い。
- 2401: 人は、妻の許可なく、姪(khāharzādeh · barādarzādeh)と結婚することができない。しかし、妻の許可なく契約を行ない、後に妻がその契約を承諾すれば、問題はない。
- 2402: もし妻が、自分の夫が姪と契約を結んでいることを知っており、何も言わない場合、もし後で承諾を与えなければ、彼等の契約は無効である。
- 2403: 人は、叔母('ammeh, khāleh)の娘と結婚する前に、彼女たちの母親と性的関係があれば(zenā konad)、もはや彼女たちと結婚することはできない。
- 2404: 叔母の娘との結婚で、彼女たちと性的関係を持つ以前に、彼女たちの母親と性的関係を持てば、義務的注意として、彼女たちと別れなければならない。
- 2405: 自らの叔母以外の女と性的関係を持つならば、義務的注意として、彼女の娘と結婚してはならない。しかし、女と契約して性的関係を持ち、後に彼女の母親と性的関係を持てば、その女は彼にとって禁忌とはならない。また、彼女と性的関係を持つ前に彼女の母親と性的関係を持つ場合も同様である。しかし、この場合は、推奨すべき注意として、その女と

は別れるべきである。

- 2406: イスラーム教徒の女は、異教徒 (kāfer) と婚姻の契約を結ぶことはできない。イスラーム教徒の男もまた異教徒の女と永続的な方法で結婚することができない。しかし、啓典の民 (ahl-e ketāb) の女、例えばユダヤ教徒、もキリスト教徒 (naṣārī) などの女と契約を結ぶこと (siḡheh kardan) には支障ない。
- 2407: raja'ī 離婚の待婚期間にある女と性的関係を持つなら、その女は彼にとって禁忌である。もし、一時婚 (muta'h) の待婚期間にあるか、あるいは bā'in 離婚の (待婚期間)、または (夫の) 死後の待婚期間にある女と性的関係を持つならば、推奨すべき注意として彼女と結婚するべきではないが、後に彼女と契約を行ってもかまわない。  
Raja'ī 離婚、bā'in 離婚、muta'h の待婚期間、(夫の) 死後の待婚期間については、「離婚に関する規定」の箇所ですべて述べるであろう。
- 2408: 待婚期間にない寡婦 (zan-e bi-showhari) と性的関係を持つ場合、後に彼女と契約することができる。しかし、推奨すべき注意として、その女に生理があるまで待つべきである。その後に彼女と契約してもよい。その代の者がその女と契約を結びたい場合も同様である。
- 2409: 新たな待婚期間にある女と契約を結ぶ場合、男女、あるいは両者のどちらか一方が女の待婚期間が完了しておらず、待婚期間中に女と婚姻契約を結ぶことが絶対禁忌であることを知っているなら、その女は男にとって禁忌となる。たとえ男がその女と契約をかわした後、その女と性的関係を持たなくても (禁忌である)。
- 2410: ある女と (婚姻の) 契約を結び、後に待婚期間にあることが分かったが、双方とも女が待婚期間にあることを知らず、又待婚期間にある女と契約を結ぶことが絶対禁忌であることを知らなかった場合、男がその女と性的関係を持ってしまったなら、その女は男にとって禁忌となる。
- 2411: 人が女には夫があることを知っておりながら、その女と結婚するならば、彼女と別れなければならない。義務的注意として、以後においても彼女と契約してはならない。
- 2412: 夫のいる女が性的関係を持つなら、彼女は自らの夫に対しては禁忌とな

らない。反省もせず自らの行為にとどまる場合、夫は彼女を離婚するのが望ましい。しかし、彼女の婚資金は与えなければならない。

- 2413: 離婚した女、あるいはシーゲ（一時婚の契約をした女）であって、彼女の夫が彼女に待婚期間を与えるか、あるいは自分の待婚期間が完了していない女が、待婚期間の終了後夫を得、その後、二番目の夫との契約に際し、一番目の夫との（婚姻の結果としての）待婚期間が完了したかどうか疑いを持つ場合、自らの疑いに注意を払う必要はない。
- 2414: 鶏姦 (levāt) した少年の母親、姉妹、娘は、鶏姦を行う者にとって絶対禁忌である。たとい、鶏姦を行なう者と鶏姦させる者が成人でなくとも（絶対禁忌である）。しかし、挿入したこと (dokhūl shodeh) に疑いがあったり、挿入したかしなかったかに疑いがある場合は、禁忌とはならない。
- 2415: 誰かの母親又は姉妹、娘と結婚し、結婚後にその者と鶏姦する場合、彼女らは（鶏姦した者にとって）禁忌とはならない。
- 2416: 巡礼中の行の一つである潔斎 (chrām) の状態にある者が、女と結婚するなら、彼の契約は無効である。（その状態で）妻をめとることが絶対禁忌であることを知っている場合は、二度とその女と契約することはできない。
- 2417: 潔斎の状態にある女が、潔斎の状態にない男と結婚するなら、彼女の契約は無効である。その女が潔斎の状態で結婚することが絶対禁忌であることを知っていたならば、義務的注意として、以後その男と結婚してはならない。
- 2418: もし男が、巡礼の行の一つである nasā' のタワーフを行なわないなら、彼の妻は彼にとって絶対禁忌となる。また、女が nasā' のタワーフを行なわなければ、彼女の夫は彼女にとって絶対禁忌となる。しかし、後に nasā' のタワーフを行うなら、互いに合法 (halāl) となる。
- 2419: もし人が未成年の娘と自らのために契約し、その娘が9才になる前に、彼女と性的関係を持ち挿入する場合、義務的注意として、（9年が終わるまで）彼女との交渉は避けねばならない。
- 2420: 三度離婚した女は、彼女の夫にとって絶対禁忌となる。しかし、「離婚の書」で述べられている条件で他の男と結婚するなら、最初の夫は再び

彼女と契約を結ぶことができる。

### 永続的契約に関する規則

- 2421: 永続的契約を行った妻は、夫の許可なく外出してはならない。さらに、自らを夫が求める快樂のために委ねなければならず、イスラーム法(shari')を逸脱することなく彼との性的関係を回避してはならない。もしこれにおいて夫に従うならば、食物、衣服、住居の備えは夫にとって義務である。もし(夫が)能力があろうとなかろうと備えをしない場合は、妻に負債を持つ(madiyūn)ことになる。
- 2422: もし女が上記の問題(2421)で述べられた事柄について夫に従わないならば、罪であって(gonāhkār)、食物、衣服、住居、同居の権利を持たない。しかし、彼女の婚資金はなくなる(az bīn na-mī-ravad)。
- 2425: 夫に服従しているのに、夫が彼女の支出を支払わない、そのような女は、可能であれば、自らの支出を許可なく彼の財産から取ることができる。もしそれができないのであれば、自らの生活(ma'āsh)の準備することができないので、生活の準備に従事する場合、夫に服従することは彼女の義務ではない。
- 2426: 夫は4夜に一夜は永続婚の妻の元にいなければならない。
- 2427: 夫は自らの永続婚の妻と4ヶ月以上性的関係を持たないでいることはできない。
- 2428: 永続婚契約において、婚資金が定められていなくても契約は真正である。そして、男が女と性的関係を持つ場合は、彼女と同様な女に応じた婚資金を与えねばならない。
- 2429: 永続婚の契約書を読むに際して、婚資金を与えることについて、期間が定められていなかった場合、女は男に支払い能力があろうとなかろうと、婚資金を受け取る前は、夫との性的関係を回避することができる。しかし、婚資金を受け取る前に性的関係を持つことに同意しており、夫が彼女と性的関係を持つなら、イスラーム法から逸脱しない範囲内で、もはや夫との性的関係を回避することはできない。

## 一時婚 (muta'h 又は sigheh)

- 2430: 女と一時婚契約を結ぶことは、快楽を得るためでないならば真正である。
- 2431: 義務的な注意として、夫は4ヶ月以上自らの一時婚の妻と性的関係を持たないことがあってはならない。
- 2432: 一時婚の妻となる女は、もし夫が彼女と性的関係を持たないという条件が契約にあれば、彼女の契約と条件は真正である。夫は、単に他の愉しみを彼女から得ることができるだけである。しかし、後になって性的関係に同意すれば、夫は彼女と性的関係を持つことができる。
- 2433: 一時婚の妻となった女は、例い妊娠しても (生活) 資金の権利 (haqq-e kharjī) は持たない。
- 2434: 一時婚の妻となった女は、同居の権利を持たないし、夫から遺産を得ることができない。
- 2435: 一時婚の妻となった女が、(生活) 資金の権利を持たず同居の権利もないことを知らないとしても、彼女の契約は真正である。知らなかったために、(彼女の) 権利が夫に対して生じることはない。
- 2436: 一時婚の妻となった女は、夫の許可なく外出することができる。しかし、外出することによって夫の権利がなくなるのであれば、外出は禁止される。
- 2437: もし女が男を代理人に立て、自らのために期間や金額を定める契約を行うなら、男が彼女と自らの永続的婚姻の契約を結ぶ場合、あるいは期間や定められた金額以外のことで彼女と契約を結ぶ場合、その女が理解して即座に「承諾しました」と言えば契約は真正であるが、そうでなければ無効である。
- 2438: もし父親または父方の祖父が禁忌の関係を生じさせるために一時間あるいは二時間、女を自らの未成年の息子と契約させても (契約は) 十分である。また、自らの未成年の娘に禁忌の関係を生じさせるために誰かと契約させることができる。しかし、その契約は娘のために利益がなくてはならない。
- 2439: もし父親と父方の祖父が他の地域にいる自らの子供で、生きてるか死

んでいるのか不明の子供に禁忌の関係を生じさせるために誰かと契約させるなら、表面上禁忌の状態は達成される。後に、契約時にその娘が生きていないことが明らかになれば、その契約は無効である。そして、その契約によって表面上禁忌となった人は、禁忌ではなくなる。

2440: もし男が女の契約期間を認めるならば、彼女と性的関係があった場合は、定められた全てのものを彼女に与えなければならない。また、性的関係がなかった場合は、その半分を子に与えなければならない。

2441: 男は一時婚の妻であって、その待婚期間が完了していない女を、自らの永続的結婚の妻にすることができる。

#### (女を) 見ることにする規定

2442: 男が禁忌でない(近親でない)女の体や、9才に達してはいないが善悪の識別ができる娘の体を見ること、同様に快楽が目的であれ、そうでないにせよ彼女らの髪の毛を見ることは絶対禁忌である。顔や手を快楽のために見ることは、絶対禁忌である。さらに、義務的注意として、快楽のためでなくとも彼女たちを見てはならない。また、女が禁忌でない男の体を見ることも絶対禁忌である。



PERSIAN LADY IN INDOOR COSTUME.

2443: もし人が快楽の意図なく、

啓典の民の女、例えばユダヤ教徒やキリスト教徒の女の顔や手を見るならば、絶対禁忌となることを恐れない場合は問題はない。義務的注意として、彼女たちの顔と手以外は見てはならない。

2444: 女は自らの体や髪の毛を近親でない男に対して隠さなければならない。さらに、義務的注意として、未成年ではあるが善悪の判断できる息子に対しても、自らの体や髪の毛を隠さなければならない。



PERSIAN WOMEN IN OUTDOOR DRESS.

- 2445: 他人の秘処を見ることは、たとえそれが子供の秘処であっても、その子が善悪の識別ができる場合、絶対禁忌である。たとい、ガラス越しや鏡、あるいは清浄な水、その他に映ったものであっても(絶対禁忌である)。しかし、妻と夫は互いの体を完全に見ることができる。
- 2446: 互いに近親関係にある男女は、快楽を意図するのでないならば、秘処以外の体全体を見ることができる。
- 2447: 男は快楽の意図を持って他の男の体を見てはならない。また、女が他の女の体を快楽の目的を持って見ることも絶対禁忌である。
- 2448: 男は近親でない女の写真を撮ってはならない。もしその女が近親でない女であることを知っているならば、彼女の写真を見てはならない。
- 2449: もし女が他の女、あるいは自らの夫以外の男に浣腸を施すか(tanqīch)、彼の秘処を洗浄(āb be-keshad)したい場合、自らの手がその男の秘処に触れないように何か物を手には着せねばならない。また、男が他の男や自らの妻以外の女に浣腸を施したり、洗浄する場合も同様である。
- 2450: もし男が近親でない女の治療のために、やむなく彼女を見て、彼女の体を手で触れなければならぬとしても、問題はない。しかし、見ることで治療が行えるのであれば、彼女の体に手を触れてはならない。また、手で触れることで治療できるのであれば、彼女を見てはならない。
- 2451: 人がある人の治療のために、止むなくその人の秘処を見なければならぬならば、義務的注意として、鏡を前に立てて、そこで見なければならぬ。しかし、秘処を見る以外に方策のない場合は、問題はない。

### 結婚に関する様々な問題

- 2452: 妻を持たないために禁忌(状態)になる人は、妻を得なければならない。
- 2453: もし夫が契約書に妻が処女であることを条件とし、契約後に処女でないことが明らかになれば、契約を破棄できる。
- 2454: 男が近親でない女と、誰もそこにおらず、他人が入ることのできない場所(khalvatī)に入ることは絶対禁忌である。それは、たとい神に祈りを捧げる(beh-dhikr-e khodā mashghūl bāshad)ためであれ、その他の会話であ



れ、また、寝ておろうと目覚めておろうと（絶対禁忌である）。しかし、他の人が入ることができたり、あるいは善悪の判断できる子供がそこにいる状態であれば問題はない。

- 2455: もし男が娘の婚資金を契約書の中で定めておきながら、彼の意図は婚資金を与えないことである場合でも、その契約は真正である。しかし、彼は婚資金を与えなければならない。
- 2456: 神や預言者を否定したり、あるいは宗教に必須な規定、すなわちイスラーム教徒とがイスラーム宗教の一部と認めている諸規定、たとえば礼拝や断食の義務を否定するようなイスラーム教徒は、その規定が宗教に必須の規定であることを知っている場合、棄教者 (morted) となる。
- 2457: もし妻が夫が彼女と性的関係を持つ以前に、前節で述べたし方で棄教者となるならば、彼女との契約は無効である。性的関係を持った後棄教者となっても同様である。しかし、月経停止期 (yā'yeseh) であれば、すなわち、彼女が預言者の末裔 (sayyedah) であれば60才、そうでなければ50才の年月が経過していれば（無効とはならない）。しかし、彼女が月経停止期でなければ、(後に) 離婚の規定において述べる方法で待婚期間を守らなければならない。その後、待婚期間中にイスラーム教徒になれば、契約は維持され、待婚期間の終わりまで棄教者のままであれば、契約は無効となる。
- 2458: イスラーム教徒から生まれた (moslemānzādeh) 男が棄教者になれば、彼の妻は彼にとって禁忌となる。それで、離婚の規定で述べられる日数だけ死後の待婚期間 ('eddeh-ye vefāt) を守らなければならない。
- 2459: イスラーム教徒でない父母から生まれ、イスラーム教徒になった男が、妻と性的関係を持つ以前に棄教者になれば、彼の契約は無効である。また、性的関係を持った後で棄教者になれば、彼の妻が生理のある女の年齢にある場合は、その女は離婚の規定で述べられる日数の待婚期間を守らねばならない。その後、もし待婚期間の完了までに彼女の夫がイスラーム教徒になれば、契約は維持されるが、そうでなければ無効である。
- 2460: もし女が男との契約の中で、自分を町から外へ連れ出さないことを条件とし、男もそれを承認するなら、その女を町から外へ連れ出してはなら

ない。

- 2461: 男の妻に別の夫との間でできた娘がある場合、男はその娘をその女から(生まれたの)ではない自らの息子と契約を結ぶことができる。また、ある娘を自分の息子と契約させれば、その男はその娘の母親と結婚できる。
- 2462: もしある女が強姦によって (az zenā) 妊娠するなら、その女自身、あるいは彼女に強姦した男、または双方ともイスラーム教徒である場合、その女は子供を墮胎してもよい。
- 2463: もし男が夫がいない女で、誰かとの待婚期間にもない女を強姦するなら、後に彼女と契約を結び、彼女から子供が生まれる場合、その子孫 (notfah) が合法か非合法か知らないのであれば、その子は嫡子 (ḥalāl zādeh) となる。
- 2464: もし男が、女が待婚期間にあることを知らず、彼女と結婚する場合、女も知らず彼らから子供が生まれるなら、その子は嫡子である。イスラーム法的にその子は二人の子供である。しかし女が自分が待婚期間にあることを知っていたなら、イスラーム法的にその子供は父親の子である。両者の場合、彼らの契約は無効であり、彼らは互いに禁忌関係である。
- 2465: もし女が自分は月経が閉止していても、彼女の言葉を受け入れてはならない。しかし、夫が「(受け入れて) いません」と言うなら、その言葉は受け入れられる。
- 2466: 男が女と結婚した後で、誰かがあの女には夫がいたと言い、女はそうではないと言うなら、イスラーム法的に女に夫がいたか定められないので、女の言葉を受け入れなければならない。
- 2467: 娘が八年を終えないうちは、父親は彼女を母親から離してはならない。
- 2468: 成人した、すなわち責任能力のある (mokallef) 娘に夫を与えるについては、急ぐことが望ましい (moštaḥeb)。サーデク様 (彼に平安あらんことを) は、「人間の幸福の一つは、自分の娘が自分の家で排卵する (heiz) のを見ないことである」、と述べておられる。
- 2469: もし女が夫に対して、自らの婚資金で夫が別の妻を得ないことで和解する (solḥ konad) なら、義務的注意として、その女は自らの婚資金を手にしてはならないし、夫も他の女と結婚してはならない。

- 2470: 姦淫によって生まれた男が、妻をもらい子供が生まれるならば、その子供は嫡子である。
- 2471: 男がラマザン月の断食中や妻の生理中に性的関係を持つ場合はいつでも、彼は罪 (ma'siyat) を犯したのである。しかし、子供が彼らから生まれた場合、その子は合法的な子供である。
- 2472: 自分の夫が旅行中に死んだと確信している女が、死後の待婚期間 (それについては離婚の規定の箇所です) で述べられる) の後再婚し (showhar konad) たが、最初の夫が旅行から戻って来れば、二度目の夫と別れなくてはならず、最初の夫に対しては合法となる。しかし、もし二度目の夫が彼女と性的関係を持っていたならば、妻は待婚期間を守らねばならない。二度目の夫は、彼女と同様な女性に応じた婚資金を支払わねばならない。しかし、待婚期間中の支出は与えなくてもよい。

#### 授乳 (shīr dādan) に関する規定

- 2473: もし女が、問題2483で述べられる条件で子供に授乳するならば、その子供は以下の者たちに対して禁忌 (maḥram) となる。(1)、その女自身。彼女を養母 (mādar-e rezā'i) と呼ぶ。(2)、乳の所有者であるその女の夫。彼を養父 (pedar-e rezā'i) と呼ぶ。(3)、その女の父母。いかに世代が上ろうとも、また彼女の養父母であろうとも (近親者となる)。(4)、その女から生まれた、あるいは (これから) 生まれる子供。(5)、いかに (世代が) 下ろうともその女の子の子供、彼女の子供から生まれた者であれ、その子供たちに乳を与えた彼女の子供であれ (近親者になる)。(6)、その女の姉妹、兄弟。それはたとい養育、すなわち授乳によってその女と姉妹、兄弟になっている (場合)。(7)、たとい養育による場合でも、その女の父方の叔父 ('amū) と叔母 ('ammeh)。(8)、たとい養育によるものであっても、その女の母方の叔父 (dā'i) と叔母 (khāleh)。(9)、たとい養育によるものであったとしても、世代はいくら下ろうとも、乳の所有者である夫の子供たち。(10)、世代はいくら下ろうとも、乳の所有者であるその女の夫の父母。(11)、たとい養育によるものであっても、乳

の所有者である夫の姉妹、兄弟。(12)、養育によるものであれ、世代がいくら下ろうとも、乳の所有者である夫の父方の叔父、叔母、および母上の叔父、叔母。また、以下の項目で述べる他の者たちも、授乳によって近親者となる。

- 2474: もし女が問題2483で述べる条件で子供に授乳すれば、その子供の父親は、その女から生まれる娘と結婚することができない。また、乳の所有者である夫の娘たちと、たとえ養育上の娘であるとしても、契約を結ぶことができない。しかし、その女の養育上の娘とは、奨励されるべき注意として、彼女たちとは結婚しない方がよいし、親しく見ることに、すなわち、人が自らの近親者を見ることができるよう彼女たちを見ないほうが良いけれども、彼女たちと結婚することは許される。
- 2475: もし女が問題2483で述べられる条件で子供に授乳するならば、乳の所有者であるその女の夫は、その子の姉妹たちに対して近親者とはならない。しかし、奨励すべき注意として、彼は彼女たちと結婚しない方がよい。また、夫自身は、その子供の姉妹、兄弟に対して近親者にはならない。
- 2476: もし女が子供に授乳するならば、その子供の兄弟に対して近親者にはならない、また、その女自身は乳を飲んだ子供の兄弟と姉妹に対しても近親者とはならない。
- 2477: もし人が娘に完全な乳 (shīr-ekāmel) を与えた女と結婚し、その女と性的関係を持つならば、もはやその娘とは自分のために契約することができない。
- 2478: もし人がある娘と結婚すれば、その娘に完全な乳を与えた女と結婚することはできない。
- 2479: 人は、彼の母親か祖母が完全な乳を与えた娘と結婚することはできない。また、人の父親の妻が父親の乳を用いてある娘に授乳した場合、人はその娘と結婚することはできない。乳飲み児の娘を自らのために契約し、後に彼の母親、または祖母、あるいは父の妻がその娘に授乳する場合、契約は無効である。
- 2480: 人の姉妹、または兄弟の妻が完全な乳を与えた娘とは結婚することができない。また姉妹の子供(khāharzādeh)、あるいは兄弟の子供(barādarzādeh)、

または姉妹の孫 (naveh) か兄弟の孫が、その娘に授乳した場合も同様である。

- 2481: もし女が自らの娘の子供に授乳すれば、その娘は自らの夫に対して禁忌となる。また、娘の夫が別の妻から設ける子供に授乳した場合も同様である。しかし、自らの息子の子供に授乳する場合、その乳飲み児の母である息子の妻は、夫自身に対して禁忌とはならない。
- 2482: もし娘の父の妻がその娘の夫の子供に授乳すれば、その娘は自らの夫に対して禁忌となる。それは、たとえその子供が同じ娘から生まれたとしても、あるいは彼女の夫の別な妻から生まれたとしても(禁忌である)。

#### 近親者になる理由である授乳の条件

- 2483: 近親者となる理由として認められた授乳には8つの条件がある。(1)、子供は生きている女の乳を飲むこと。従って、もし死んだ女の乳房から乳を飲むなら効力はない。(2)、禁忌の者からの乳ではないこと。従って、姦淫によって生まれた子供の乳を他の子供に与えるなら、その乳によってその子供は誰かに対して禁忌にならない。(3)、子供が乳を乳房から吸うこと。従って、もし乳を自分の喉へこぼしたなら、効果はない (nat'ijeh na-dārad)。(4)、乳は純粋で、他の物と混じっていないこと。(5)、父は一人の夫からのものであること。従って、もし授乳中の女を離婚して、彼女が他の男と結婚し、妊娠し、出産するまで最初の夫による乳が残っている場合、例えば、8回は出産前に最初の夫の乳で、7回は出産後二度目の夫の乳で授乳する場合、その子供は誰に対しても禁忌とはならない。(6)、子供は病気によって乳を吐き出さないこと (gei na-konad)。もし吐き出した場合は、義務的注意として、乳を飲むことによってその子供も禁忌になる人々は、彼と結婚してはならないし、親しく彼を見てはいけない。(7)、15回あるいは一昼夜 (yek shabāne rūz)、後に述べるやり方で、乳を満足ゆくまで飲むこと。あるいは、その乳で子供の骨が強健になり、肉がその子の体に育つと言われている分量の乳を与えること。さらにまた、10回その子供に乳を与えるならば、奨励すべき注意として、

彼が乳を飲むことによって彼に対して禁忌となる人々は、その子と結婚すべきではないし、親しくその子を見るべきでもない。(8)、子供は2年間で(授乳期を)終わるべきこと。もし2年が経過して彼に乳を与えるなら、その子は誰に対しても禁忌とならない。さらにまた、もし例えば2年が経過する前に14回そしてその後1回乳を飲むならば、誰に対しても禁忌とならない。しかし、授乳する女の出産の時から2年以上経過して、彼女の乳が残っており、子供に乳を与えるなら、その子供は既述の人々に対して禁忌となる。

- 2484: 子供は一昼夜の間、食物や他の人の乳を飲んではいけない。しかし、もしその間とは言われない時にわずかの食物を食べても、食べた食物は問題にはならない。また、15回一人の女の乳を飲まねばならず、15回の間には他の人の乳を飲んではいならない。そして、毎回すぐに (bedün-e fäseleh) 乳を飲まねばならない。しかし、乳を飲む間に新たに呼吸をする (nafs-e täzeh konad) か、最初に口に乳房をくわえてから満足する時までしばらく待って、1回数えれば、問題はない。
- 2485: もし妻が自分の夫の乳から子供に授乳し、その後他の夫と結婚し、その夫の乳からも他の子供に授乳するならば、その二人の子供は互いに禁忌とはならない。ただし、二人は互いに結婚しない方が良く、互いに親しく見ない方が良く。
- 2486: もし妻が一人の夫の乳で何人かの子供に授乳すれば、それらの子供は全てお互いに、さらに彼らに乳を与えた夫と妻に対して禁忌となる。
- 2487: もし人に数人の妻がいて、(すでに) 述べた条件で、彼女らのいずれかが子供に授乳すれば、全ての子供たちは互いに、またその男に対し、さらにそのすべての妻たちに対して禁忌となる。
- 2488: もし人に二人の授乳中の妻がいて、彼女たちの中一人が例えば8回、もう一人が7回授乳すれば、その子供はその人にとって禁忌 (mahram) とはならない。
- 2489: もし妻が一人の夫の乳で息子と娘に完全な乳を与えれば、その娘の姉妹兄弟は、その息子の姉妹兄弟に対して禁忌とはならない。
- 2490: 人は、自らの妻の許可なく、乳を飲むことによって姉妹の子あるいは兄

弟の子となった女と結婚することはできない。そしてまた、少年と鶏姦を行えば、義務的注意として、養育関係、すなわち乳を飲むことによって娘、姉妹、母親となったその少年の娘、姉妹、母親及び祖母と自分自身のために契約を結ぶことはできない。

- 2491: 人の兄弟に授乳した女は、その人にとって禁忌にはならない。ただし、奨励されるべき注意として、彼女と結婚するべきではない。
- 2492: 人は、例い養育の関係、すなわち乳を飲むことによって互いに姉妹になった場合であっても、二人の姉妹と結婚することはできない。二人の女と契約して、後に姉妹であることが分かり、彼女らとの契約が同時 (daryek vaqt) である場合は、二つとも無効である。そしてもし同時でないならば、最初の契約は真正であって、二番目の契約は無効である。
- 2493: もし妻が自らの夫の乳で、後に述べるような人々に対して授乳しても、彼女の夫は彼女に対して禁忌とはならない。ただし注意するのが望ましい。(それらの人々とは) (1)、自らの兄弟姉妹、(2)、自らの父方の叔父叔母及び母方の叔父叔母、(3)、父方母方の叔父の子孫、(4)、自らの兄弟の子供、(5)、自らの夫の兄弟姉妹、(6)、自らの姉妹の子孫、または夫の姉妹の子孫、(7)、夫の父方母方の叔父、叔母、(8)、自らの夫の他の妻の孫。
- 2494: もし人が自分の父方の叔父の娘、または母方の叔母の娘に乳を与えても、その人にとって禁忌とはならない。しかし、奨励されるべき注意として、彼女との結婚は避けるべきである。
- 2495: 妻が二人いる男について、二人の妻の中一人が他の妻の父方の叔父の子供に授乳しても、(他の妻の) 父方の叔父に授乳した女は、自らの夫に対して禁忌とはならない。

### 授乳の慣習

- 2496: 子供に授乳するためには、誰よりも良いのはその子の母である。母親は授乳するのに夫から報酬を得ないことが徳であるが、夫は報酬を与えてもよい。それでもし母親が乳母 (dāyeh) 以上の報酬を望めば、夫は子供

を彼女から取り上げ、乳母に与えてもよい。

- 2497: 子供のために雇われる乳母は、12イマーム派の信者であり、理性と貞節 ('effat)、美しい顔であることが望ましい。理性に乏しく、12イマーム派以外であったり、美貌でなく、性格が悪く、姦淫によって生まれた者であることは望ましくない (makrūh)。さらに、姦淫によって生まれた子供を持つ乳母を雇うことも望ましくない。

### 授乳に関する様々な問題

- 2498: どの子供にも授乳しない女を避けることが望ましい。なぜならば、どの者に乳を与えたかを忘れてしまい、その後、互いに禁忌の関係にある二人が結婚するかもしれないからである。
- 2499: 乳を飲むことによって近親関係 (khīshī) にあることが分かっている人たちは、互いに尊敬し合うことが望ましい。しかし、互いに遺産をもたさず、人が自身について持っている近親の諸権利は、彼らのためにあるのではない。
- 2500: 可能であれば、子供に2年間授乳するのが望ましい。
- 2501: 乳を飲むことによって父親の権利がなくなれば、妻は夫の許可なく、他の人の子供に授乳してもよい。しかし、その子供に乳を与えることによって自らの夫に対して禁忌となる子供に授乳することは許される。例えば、彼女の夫が乳飲児の娘を自らのために契約すれば、妻はその娘に乳を与えてはならない。なぜなら、もしその娘に乳を与えれば、自らが夫の妻の母親となるからで、夫に対して禁忌となるためである。
- 2502: もし人が兄弟の妻を自分に対して禁忌とすることを望むなら、乳飲み児の娘を例えば2日間だけ契約し、その2日間、問題2483で述べられた条件で、彼の兄弟の妻がその娘に授乳すればよい。
- 2503: もし男がある女と契約する以前に、乳を飲むことによってその女は自分にとって禁忌となったと言うなら、例えば、彼女の母親の乳を飲んだと言い、女自身も彼の言葉を承認するなら、契約は無効である。従って、もし男が彼女と性的関係を持った時点で、その女が自分がその男に対し



て禁忌であると言っていれば、婚資金はない。また、もし性的関係の彼でその男に対して禁忌であると分かった場合は、夫は同様の女性（の状況）に応じて婚資金を与えなければならない。

- 2504：もし女が契約の前に自分は乳を飲むことにより男に対して禁忌となりましたと言え、彼女の証言 (tasdiq) があり得る場合、彼女はその男と結婚することができない。そして、もし契約の後で言うなら、例えば男が契約の後で、その女は自分にとって禁忌ですと言え、その問題についての判定は前に述べられた通りである。
- 2505：禁忌の原因となる授乳は、2つの点について確定される。(1)、人々が告げることによって。ただし、人は彼らの言葉に確信を持つこと。(2)、公正な ('adel) な二人の男、あるいは4人の公正な女の証言。しかし、授乳に関する諸条件も言われねばならない。例えば、ある子供がある女の乳房から24時間乳を飲んだとか、その間何も飲まなかったとかである。さらに、問題2483で述べられたその他の条件についても説明されねばならない。
- 2506：子供が禁忌の原因となる分量だけ乳を飲んだかどうか疑いがあったり、その分量を飲んだことが疑わしい場合、その子供たちは誰に対しても禁忌とはならない。しかし、注意した方がよい。

### 離婚に関する諸規定

- 2507：自分の妻を離縁する男は、成人で理性を行使できる者 ('aqel) でなければならず、かつ自らの選択によって離縁しなければならない。もし彼が妻に離縁するよう強制するならば、離婚の意図を持っていなくてはならない。従って、もし離婚の契約書を冗談で言えば、真正ではない。
- 2508：女は離婚時に、生理及び出産の血（の穢れ）から潔められておらねばならず、彼女の夫はその潔斎時に彼女と性的関係を持ってはならない。この二つの条件の獲得については、後の箇処で述べる。
- 2509：生理中あるいは出産中（の穢れにある）女を離婚することは、三つの場合に真正である。(1)、夫が彼女と結婚した後、性的関係を持たなかった

(場合)、(2)、妊娠していることが明らかな(場合)。もし明らかでなく、夫が彼女を生理の状態で離婚し、後になって妊娠していることが分かれば、義務的注意として、彼女を2度離婚しなければならない。(3)、男は不在であったので妻が生理あるいは出産の血で穢れているのかいないのか分からない(場合)。

- 2510: もし妻が生理の血から清いと知って離婚し、その後離婚時に生理であったことが明らかになれば、離婚は無効である。そして、後に(生理の血から)清いと判明すれば、その離婚は真正である。
- 2511: 妻が生理あるいは出産の穢れにあることを知っている人が、例えば旅行するなどして不在になり、彼女を離婚したいと思うならば、一般的に女が生理または出産(の血から)清くなる期間まで待たねばならない。
- 2512: 不在中の男が自分の妻を離婚したいと思うなら、妻が生理あるいは出産の状態にあるかそうでないかの情報を知っている場合、たといその状態が女の生理の慣習によるものであれ、イスラーム法で定められたその他の兆候によるものであれ、一般的に女が生理または出産の状態から清くなる期間まで待たねばならない。
- 2513: もし生理および出産の血から清い妻と性的関係を持ち、離婚するならば、2度生理があり、清くなるまで待たねばならない。しかし、9才に満たないか、あるいは妊娠している女を、性的関係の後離婚しても問題はない。また、(女が)月経停止期であれば、すなわち預言者の末裔の女であれば60才以上、そうでないならば、50才以上の場合も同様である。
- 2514: もし、生理と出産の血から清い女と性的関係を持ち、同じ清い状態で彼女と離縁するなら、後に離婚時に妊娠していることが明らかになれば、義務的注意として、彼女を二度離婚しなければならない。
- 2515: もし、生理と出産の血から清い女と性的関係を持ち、旅行に出かける場合、旅行中に彼女を離縁したいと思うなら、一般的に女にその後血の清めがあり、再び清くなるまで待たねばならない。
- 2516: もし男が病気のために生理のない自らの妻を離縁したいならば、彼女と性的関係を持った時から3ヵ月、彼女との性的関係(jama')を控え、その後離縁しなければならない。

- 2517: 離婚はアラビア語の契約文で正しく読まれ、二人の公正な男がそれを聞かねばならない。夫自身が離婚の契約文を読みたいと願ひ、妻の名が例えばファーティマであれば、彼は次のように言わねばならない。zaujati Faṭīmatu ṭāliq. すなわち、私の妻ファーティマは解放されています。そしてもし他人を代理人として立てるのであれば、その代理人は次のように言わねばならない。zaujatu muwakkil-ī Faṭīmatu ṭāliq.
- 2518: 一時婚の妻となった、例えば一ヶ月か一年契約した女には離婚はない。それで彼女の解放は次の通りである。すなわち、彼女の(契約の)期間が完了するか、男が彼女に期間を与えるかである。この場合、男は「期間をあなたに与えました。」と言う。証人を立てたり、女が生理から清いことは必要ではない。

#### 離婚の待婚期間 ('eddeh, 'iddah)

- 2019: 9才に達していない女と月経閉止期の女 (zan-e ya'yeseh) には待婚期間がない。つまり、夫が彼女と性的関係を持ったとしても、離婚後すぐに夫を持つことができる。
- 2020: 9才に達しており、月経閉止期でない女は、もし夫が彼女と性的関係を持ち、離縁するならば、離婚の後、待婚期間を守らねばならない。すなわち、清い状態で離縁した後に、2度生理があり、清くなるまでしばらく待ち、3度目の生理があった時、待婚期間が完了し、夫を持つことができる。しかし、彼女と性的関係を持つ以前、離縁すれば、待婚期間はない。すなわち、離婚後すぐ、夫を持つことができる。
- 2521: 生理のない女が生理のある女の年齢であれば、夫が彼女を離縁する場合、離婚後3ヵ月まで待婚期間を守らねばならない。
- 2522: 待婚期間が3ヵ月である女が、一ヶ月目に離縁されれば、三つの新月 (māh-e helālī) すなわち月を見た時から三ヶ月待婚期間を守らねばならない。そして、もし月の間に離縁するならば、残りの月をその後の2ヶ月に加えて、また1ヵ月目の不足分を3ヶ月を終えるために第4ヶ月目に入って待婚期間を守らねばならない。例えば、月の20日に離婚し、その

月が29日であれば、その月の残りの9日をその後の2ヶ月と4ヶ月目の20日と共に待婚期間をまもらなければならない。推奨されるべき注意として、4ヶ月目の21日間、待婚期間を守るべきである。(つまり)待婚期間の最初の9日から経過した日数と合わせて30日になるためである。

- 2523: 妊娠中の女を離縁するなら、彼女の待婚期間は子供が生まれるまでか、あるいは流産 (seqat) するまでである。従って、もし例えば、離縁後一時間で子供が生まれれば、待婚期間は完了したことになる。
- 2524: 9才が経過して月経閉止期でない女がもし一時婚の妻になれば、例えば一ヶ月間または一年間夫を持てば、夫が彼女と性的関係を持ち、その(契約)期間が完了した場合、あるいは夫が彼女に期間を与える場合、待婚期間を守らねばならない。従って、生理があれば、義務的注意として、2度の生理あるいは2度の清浄な状態、いずれの場合もより多くの日数だけ、待婚期間を守り、夫を持つてはならない。そしてもし生理がなければ、義務的注意として、45日間夫を持つことを控えねばならない。
- 2525: 離婚の待婚期間の開始は、女が自分の離婚を知っていようといまいと、離婚の契約書が読み終えられる時からである。従って、もし待婚期間が完了してから、彼女が離婚されたと分かっても、再度待婚期間を守る必要はない。

### 夫が死んだ女の待婚期間

- 2526: 夫が死んだ女が、もし妊娠していなければ、4ヶ月と10日間、待婚期間を守らねばならない。すなわち、夫を持つことを控えねばならない。これは、彼女が月経閉止期 (ya'yeseh) であっても一時婚の妻 (sigheh) であっても、また夫が彼女と性的関係を持たなかったとしても(守らねばならない)。また、妊娠しておれば、出産の時まで待婚期間を守らねばならない。しかし、4ヶ月と10日が経過する以前に子供が生まれても、夫の死後4ヶ月と10日待たねばならない。この待婚期間を死の待婚期間 ('eddeh-ye vefât) と言う。

- 2527: 死の待婚期間にある女が、色のはでな服 (lebās-e elvān) を身につけたり金刺しゅう糸 (sermah) を結ぶことは絶対禁忌である。同様に、おしゃれと見做される (zīnat ḥesāb shavad) その他のことも禁忌である。
- 2528: もし女が自分の夫が死亡したと確信し、死の待婚期間の完了後夫を持つならば、夫が後になって死んだことが明らかになった場合は、二度目の夫と別れねばならない。また、妊娠している場合は、離婚の待婚期間の箇処で述べられた日数、二度目の夫のために離婚の待婚期間、最初の夫のために死の待婚期間を守らねばならない。そして、妊娠していない場合は、最初の夫のために死の待婚期間、そして二度目の夫のために離婚の待婚期間を守らねばならない。
- 2529: 死の待婚期間は、妻が夫の死を知らされた時からである。
- 2530: もし女が自分の待婚期間は完了しましたと言えば、二つの条件で承認される。(1), 中傷 (tohmat) されていないこと、(2), 夫との離婚あるいは彼の死からある程度の日数が経過しており、その期間中待婚期間の完了が可能であること。

### Bā'in 離婚と Raja'i 離婚

- 2531: bā'in 離婚とは、離婚後男が自らの妻に対して (離婚を) 取り消す権利を持たない、すなわち、契約なしに彼女を妻として受ける権利を持たない離婚である。それには5種類ある。(1)、9才に達していない女の離婚、(2)、月経閉止期、すなわち、預言者の末裔の女であれば60才以上、預言者の末裔の女でなければ50才以上の女の離婚、(3)、契約後夫が性的関係を持っていない女の離婚、(4)、(男が) 3回離婚した女の三度目の離婚、(5)、khole' 及び mobārat 離婚。これらについては後で述べられる。これ以外は、raja'i 離婚であって離婚後、女が待婚期間にある間、男は彼女に対して離婚の取り消しができる。
- 2532: 妻を取り消しのできる離婚した人は、離婚時にいた家から彼女を外へ出すことは絶対に禁忌である。しかし、詳細な (mofassal) 書物で述べられた事例の幾つかに依れば、彼女が外出することに問題はない。また、女

が不必要な事で家を出ることは絶対禁忌である。

### 離婚を取り消すことに関する規定

- 2533: raja'ī離婚において、男は二つの項目について自らの妻との離婚を取り消すことができる。(1)、彼女を再び自分の妻に定めると言う意味の言葉を言うこと、(2)、そうすることで離婚を取り消すことが分かることを行う。
- 2534: 離婚の取り消しを行うのに、男が証人を立てたり、女に知らせたりする必要はない。さらに、人が理解することなく、自分の妻との離婚を取り消しにするとと言っても、真正である。
- 2535: 自分の妻を raja'ī離婚した男が、財産を彼女から取り、離婚を取り消さないことで和解しても、彼女との離婚を取り消す権利はなくなる。
- 2536: 女を二度離縁し、彼女との離婚を取り消すか、あるいは、二度離縁し、離縁のたびに彼女と契約しても、三度目の離婚後、その女は彼にとって禁忌となる。しかし、三度目の離婚後、他の男と結婚すれば、4つの条件で最初の夫に対して合法となる。すなわち、その女と再び契約を結ぶことができる。(1)、二度目の夫との契約は永続的 (hamīshehgi) であること。従って、例えば、1ヶ月や一年間契約し、その後別れるのであれば、最初の夫は彼女と契約を結ぶことができない、(2)、二度目の夫が彼女と性的関係及び挿入していること、(3)、二度目の夫が彼女を離縁するか、死亡すること、(4)、二度目の夫との離婚待婚期間、あるいは死の待婚期間が完了していること。

### Khol' 離婚

- 2537: 夫が好まない女、離縁するために婚資金あるいは自らの財産を与える女との離婚を、khol' 離婚と言う。
- 2538: もし夫が離婚の契約文を読みたい場合、例えば妻の名がファーティマであれば、次のように言う。zaujat-ī Fātimatu khal 'ātu-hā 'ala mā badhalat

hiya ṭāliqun (つまり、私の妻ファーティマを khol'離縁し、彼女は解放されます。)

- 2539: 女が誰かを代理人に立て、自分の婚資金を夫に返し、夫が同じ人物を代理人とし妻を離縁する場合、例えば夫の名がムハンマドで妻の名がファーティマであれば、その代理人は契約文を次のように読む。‘an muwakkilat-ī Fāṭimata badhaltu mahra-hā li-muwakkil-ī Muḥammadin li-yakhla’ a hā ‘alai-hi. zaujatu muwakkil-ī khala ‘atu-hā ‘ala mā badhalat hiya ṭāliqun. そして、もし女が代理人を立てて婚資金以外に他の物を夫に与え彼と離縁する場合、代理人はその言葉 (kalemah, つまり mahr という言葉) 以外に、その物についても言わなければならない。例えば100とマーン与えたのであれば、badhaltu mata tumāniと言わねばならない。

### mobārāt 離婚

- 2540: 女も夫も互いを望まず、女が男に財産を与え彼と離縁する場合、その離婚を mobārāt と言う。
- 2541: もし夫が mobārāt の契約書を読みたいならば、例えば妻の名がファーティマである場合、次のように言わなくてはならない。bārātu zaujat-ī Fāṭimata ‘ala mahri-hā fa-hiya ṭāliqun. すなわち、私は彼女の婚資金 (mahr) に対して妻ファーティマを相方一致で離婚し、その後彼女は自由です、と。また、もし第三者を代理人に立てるなら、その代理人は次のように言わなければならない。bāra’utu zaujata muwakkil-ī Fāṭimata ‘ala mahari-hā fa-hiya ṭāliqun. そしてこの双方の場合において、‘ala mahri-hā の代わりに、bi-mahri-hā と言っても問題はない。
- 2542: khol'離婚と mobārāt 離婚の契約書はアラビア語で正しく読まれねばならない。しかし、妻が自分の財産を妻に与えるために、例えばペルシア語で barāye talaq, folān māl-rā be-to bakhshīdam (離婚のために、何某の財産をあなたに与えました) といっても問題はない。
- 2543: もし妻が khol'離婚 mobārāt 離婚の待婚期間に自らの贈り物を取りに返せば、夫は離婚の取り消しができ、契約なしで再度彼女と一しょになるこ

とができる。

- 2544: mobārāt 離婚のために夫が得る財産は、婚資金以上であってはならない。  
しかし、khol'離婚の場合は、それ以上であっても問題はない。

### 離婚に関する様々な規定

- 2545: 近親でない女と自分自身の妻 ('eyāl) だと思って性的関係を持った場合、その女がその男が自分の夫でないことを知っていようと、自分の夫であることを疑っていようと、待婚期間は守られねばならない。
- 2546: 自分の妻でないことを知っている女と姦淫するなら、その女がその男が自分の夫でないことを知っていようと、自分の夫であることを疑っていようと、待婚期間を守る必要はない。
- 2547: もし男が、夫と離婚が成立していますと言って、女を欺いても、その女との契約は真正である。しかし、双方とも大きな罪を犯したことになる。
- 2548: 女が夫との契約時に、例えば、夫が旅行をするとか、また6ヶ月間彼女に経費を与えない場合、離婚の権利 (ekhtiyār-e talāq) が自分 (=女) にあることを条件付けるなら、この権利は無効である。しかし、もし男が旅行したり、また例えば6ヶ月間経費を与えない場合、自らの離婚のために代理人を立てることを条件づけるなら、夫が承諾して (be-rezāyat) 離婚する場合、その条件は真正である。
- 2549: 夫が失踪 (gom shodeh) した女が他の男と結婚することを望むなら、公正なモジュタヘド (mojtahed-e' ādel) の元へ行き、彼の指示に従わねばならない。
- 2550: 精神異常の父や父方の祖父は、自分の妻を離縁することができる。
- 2551: もし父親あるいは父方の叔父が自分の子供のために女と契約するなら、その子供の適令期 (zamān-e taklīf) の年数とその契約の中に入っていると、例えば自分の14才の子供のために2年間女と契約するとしても、子供のためになる (salāh-e bachcheh bāshad) 場合は、その期間をその女に与えることができる。しかし、自分の永続的結婚の妻を離婚することはできない。



- 2552: イスラーム法で定められた事柄に基づいき、男が二人の人を公正と見做し、自らの妻を彼らの前で離縁するなら、彼らを公正と見做さないほかの人は、その女を待婚期間の完了後、自らのためあるいは他の人のために契約を結ぶことができる。ただし、推奨すべき注意として、彼女との結婚は避けるべきであるし、他の人のためにも契約はすべきでない。
- 2553: もしある人が自らの妻を、彼女が知らずに離縁するなら、彼女が妻であったときのように彼女の経費を与え、また例えば、1年後に「1年前あなたと離縁しました」と言い、イスラーム法的にも確定する場合、期間中に女のために与えたもので、彼女が使っていないものを彼女から取り戻すことができる。しかし、彼女が使ってしまったものは、彼女に請求することができない。

# 「婚姻に関する規定」解説

## シーア派イスラームの婚姻

【解説】 シーア派イスラームの婚姻

### [婚姻全般]

イスラームにおいて婚姻とは契約であって、単なる聖礼典 (sacrament) ではない。従って、婚姻成立の条件として、(1) 承認 (同意) が必要であり、(2) 違約 (契約不履行) についての規定が定められる。例えば法の行使による様々な解約の手段が講じられる。また (3) 婚姻契約の条件は、個々の事例に合致するように変更可能な限り法的制限の範囲内にとどまることが求められる (訳文問題番号 2377-2379)。

さらにイスラームの婚姻の特徴として、(1) 女性は結婚後、一般に考えられる以上に高い社会的地位が保証されること、(2) 無制限の一夫多妻制に制限が加えられること (ただし、制限範囲内での一夫多妻制は許容される)、(3) 預言者ムハンマドは婚姻を奨励したこと、を挙げることができる。



WRITING THE AGREEMENT OF MARRIAGE.

イスラームでは、結婚は社会の基盤を形成するものとして承認されている。これは単なる契約であるばかりでなく、神聖なる契約である。スンナ派では一

時婚 (muta'h) は禁止されているが、シーア派では認められている。『諸問題の解説』は、シーア派宗教学者の法的解釈を記した書物であるので、一時婚を重要な教義の一部として承認する。この点は、本解説の中で詳しく取り扱う予定である。

### [婚姻の定義]<sup>(1)</sup>

既述の通り、婚姻は契約であり、そこには厳密な法的意義がある。それは性的関係の合法化ならびに、子孫 (子供) を産み出す契約である。従って、婚姻の目的は正常な家族生活の促進と子供の合法化である。ただ、イスラーム法では近代的な婚姻の観念とは異なり、修正された形ではあれ一夫多妻性を認めている。

### [形式]

婚姻が合法的と見なされるには次の形式を必要条件とする。(訳文問題番号 2372-2388)

- (1) 婚姻契約当事者一方の側から結婚の意志の宣言または申し出 (ijab) を必要とすること
- (2) 相手側 (または場合によっては代理人) の承諾 (qabūl)
- (3) 十分と考えられる証人の前で (例えば、ハナフィー派では2名、シーア派では不要) (1)、(2) が行われること
- (4) 用いられる言葉は、婚姻契約がなされることを確実に示すものでなくてはならない。<sup>(2)</sup> 既に「売買に関する規定」において明瞭に示されているように、また訳者による「解説」で詳述したとおり、そこに曖昧さがあってはならない。例えば、結婚する意図に疑問があったり、将来のある時期に結婚するという単なる約束だけでは契約の条件を十分に満たさない。この点で非常に興味深いのは、アラビア語には2つの時制しかなく、(完了形とアオリスト)、これによって曖昧さが回避されるという。つまり、「私はあなたと結婚しました」という申し出に対して、「承諾しました」という返答があるわけで、婚姻関係が承諾の瞬間から開始されるということである。
- (5) 申し出と承諾は一つの現場で表明されなければならない、申し出がある場所で行われ、承諾が他の場所で行われる場合、契約は真正とならない。

### 【結婚式】

- (1) 一般に結婚式は花嫁側が開催する。これはほぼ宗教的義務のようなものだと考えられている。
- (2) 一名又はそれ以上の代理人 (wakīl) が両当事者を代表して出席するのが慣例である。彼らは婚姻の契約について詳細を決定する。
- (3) 通常、法官 (qāzī) が臨席する。ただ注意を要するのは、法官の役割は何か神的な権威によって当事者を結びつけるのではない点である。婚姻はあくまで当事者相互の間で締結された契約に基づき法の実施によって効力を発揮するのである。

### 【結婚の資格】

すべてのイスラーム教徒は、正常な判断力を持ち、成人に達すれば婚姻契約を結ぶことができる。一般に成人年齢は15才とされるが男子は12才、女子は9才という考えもある。翻訳文問題番号2389-2392などに見られる諸欠陥は、婚姻不成立の条件となる。いずれにせよ、未成年の婚姻の場合には代理人 (wakīl) が婚姻契約を代行する。ただし、未成年で結婚させられた女性は成人に達すれば、次の事柄を証明できた場合、婚姻契約を廃棄することができる。<sup>(3)</sup>

- (1) 彼女が父親又は他の代理人 (保護者) によって結婚させられた。
- (2) 婚姻が15才までに行われた。
- (3) 彼女が18才になるまで婚姻が廃棄された。
- (4) その結婚では床入りが行われていなかった。

夫も未成年に結婚させられた場合、基本的に同様の権利を持つ。

### 【婚姻契約を結ぶことができない条件】

婚姻にはいくつかの条件があり、それに違反して契約を結ぶことはできない。主要な条件は次の通りである。

- (1) 配偶者の人数
- (2) 宗教
- (3) 近親関係
- (4) 養育関係 (授乳)

(5) 待婚期間 (iddah) などである。

## [1. 配偶者の人数]

イスラームとえば4人妻制度が公認されている宗教として悪名が高い。コーランに依れば：

もし汝ら (自分だけでは) 孤児に公正にしてやれそうもないと思ったら、誰か気に入った女をめとるがよい、二人なり、三人なり、四人なり。だがもし (妻が多くては) 公平にできないようならば一人だけにおくか、さもなくばお前たちの右手が所有しているもの (女奴隷を指す) だけで我慢しておけ。その方が片手落ちになる心配が少なくてすむ。妻たちには贈与財 (sadaq または mahr と言い、結婚契約の成立と共に夫の側から妻の側に贈る財産で、回教以前の古代アラビアから存在した風習。元来は嫁を「買い取る」金であった) をこころよく払ってやれよ。だが、女の方で汝らに特に好意を示して、その一部を返してくれた場合には、遠慮なく喜んで頂戴するがよい。」<sup>(4)</sup> 女4:3- [4]

この啓示をめぐって様々な議論がされてきたが、一般に次のように考えられている。<sup>(5)</sup>

まず、この啓示は条件付で一夫多妻性を容認するものである。つまり、啓示が降ったのがウフドの戦い (625年。この戦いでメディナのイスラーム軍は多数の人的被害を蒙り、一時的後退を強いられた) の結果、多数の孤児と寡婦が残されたため、この状況に対応するための処置であった。従って、事件そのものは過去の出来事であるが、原則そのものは残ったとされる。イスラーム教徒の立場から言えば、これは極めて人道的かつ公平な精神に基づく措置であったという。

イスラームの法学者たちはこの原則を適用するに当たり、次の二点を条件として定める。

- (1) 男は新たに得た妻 (たち) の必要を満たすのに十分な財産、資産を持つこと、
- (2) 男は彼女たちすべてに対して、等しく公正を行うべきこと。婚姻上の権利、

ならびにその他の権利について、すべての妻は等しく取り扱われるべきこと。さらに、平和で愛情にあふれる家庭を築くために、次のような場合、一夫多妻制が最良の解決策であると見なされる。<sup>(6)</sup>

- ① 妻が重病である場合
- ② 妻が不妊の女性である場合
- ③ 妻が精神病を患っている場合
- ④ 妻が高令に達し、病気がちな場合
- ⑤ 妻の性格が悪く、改善する余地がない場合
- ⑥ 妻が夫に従わない場合
- ⑦ 戦時など、夫が死に、多くの女性が残された場合
- ⑧ 夫の自然の欲求が非常に強い場合で、上記 (1)、(2) の条件が満たされる場合。

一夫多妻制が近・現代社会にまで残存している事実について、19-20世紀にかけて登場した、いわゆるイスラーム近代主義者たちは、この問題を西欧の一夫一婦制度との対象において、イスラーム世界の後進性の象徴と見做し、これを忌避した。例えば、前に引用した箇所と、女:4:128 (129)「大勢の妻に対して全部に公平にしようというのは、いかにそのつもりになったとしてもできることではない。」という啓示を併せ考慮することによって、男が複数の妻を持つことは不可能であるから、必然的にイスラームは元来一夫一婦制の宗教であったと主張された。

このような見解に対して、厳格なイスラーム法学の立場から批判がなされている。<sup>(7)</sup> つまり、衣食住等の公平と言っても、その基準は人によって差異がある。従ってより重要な問題は良心の問題であるという。他方、1950年代以降イスラーム諸国の間で一夫多妻制に制限を加える法律が制定される傾向があるが、これに対しても批判が加えられている。この種の批判の重要な契機として、一夫一婦制が主流の西欧文明からの押し付けに対する反発があるように思われる。一例を挙げれば、西洋では一夫一婦制を表面上遵守する一方で、公然と売春制度が存在している。道徳的荒廃という点で、西洋文明がイスラーム文明を批判する資格があるのかという感情である。

## [2. 宗教]

イスラームの異なる法学派に属する者同士の婚姻は何ら問題はないし、結婚後もこれまでの法学派に属してよい。

異教徒との婚姻については学派によって若干異なる。一般に、ムスリムの男子はムスリムの女子、あるいは啓典の民 (ahl al-kitāb、キリスト教徒、ユダヤ教徒など) と契約を結ぶことができる。女性はムスリム以外の者と契約できない。また、シーア派では永続婚 (nikāh, dāyem, 後述) に関しては、ムスリム以外と契約することができない。ただし、一時婚 (muta'ah, gheir dāyem) については可能であるとする。また棄教者 (morted) との契約は無効である (問題番号2456, 2457, 2458など)。

## [3. 近親関係]

イスラームでは近親関係 (mahram) について細かな規定が定められている (2393-2420、さらに2473以下、「授乳」に関する規定)。これは、優生学上の理由と共に、基本的には親権 (特に父親の確定) と深い関係があるようである。コーランの啓示によれば；

それから、自分の父親の妻であった女を己が妻にしてはならぬ。今までもう出来てしまった分は仕方がないが。これは浅ましくも憎むべきこと。実に不埒な行いじゃ。

汝らの娶ってはならぬ相手としては、自分の母親、娘、姉妹、父方の叔母に母方の叔母、兄弟の娘に姉妹の娘、自分に乳を飲ませてくれた母 (乳母)、乳姉妹、妻の母親、汝らが肉体的交渉をもった妻が (以前に) 産んで (連れて来た) 継娘で (今は) 汝らが後見しているもの - だが勿論、まだ交渉をもたぬうちなら (その連れ方を妻にしても) 罪にはならぬ - それからまた自分の腰から出た息子の配偶者。姉妹を二人同時に妻にすることもいけない。ただし過去のことは問わない。まことにアッラーは慈悲深く、情深くおわします。

それから (娶ってはいけないのは) 正式の夫をもつ女。ただし汝らの右手の所有にかかるもの (奴隷とか戦争で分捕ってきた女) はその限り



にあらず。

「女」4:26 (22) -28 (24) <sup>(8)</sup>

以上の章句を整理すれば、男子ムスリムが婚姻契約を結んではならない女子は次のようになる。

- ① 彼の母親
- ② 彼の継母
- ③ 彼の祖母
- ④ 彼の娘
- ⑤ 彼の姉妹 (同じ両親であれば、あるいは同母異父を問わず)
- ⑥ 父親の姉妹
- ⑦ 母親の姉妹
- ⑧ 兄弟の娘
- ⑨ 養母
- ⑩ 養母の姉妹
- ⑪ 姉妹の娘
- ⑫ 養姉妹
- ⑬ 妻の母親
- ⑭ 継娘
- ⑮ 彼の息子の妻

#### [4. 養育関係]

既に前節でも触れたとおり、授乳を通じた養母 [乳母] との関係には複雑な条件が付されている (問題番号2473以下)。

#### [5. 待婚期間、イッダ]

イッダ ('iddah) とは、婚姻関係が夫の死亡または離婚によって解消された場合に、女性が新たに婚姻契約を結ぶことを控える、定められた期間のことである。この期間を経過すると新たな契約が合法的となる。これは父親の確定のために必要な期間とされる。イッダは①、男女の同棲が行われた場合、②、床入

りが行われた後、離婚した場合に守られる。もし床入りが行われなかった場合は、死別の場合には守られるが、離婚の場合にはその必要がない。イッダ（待婚期間）についての詳しい説明は、問題番号2519-2530に記されている。イッダの期間は女性によって次のように異なる：

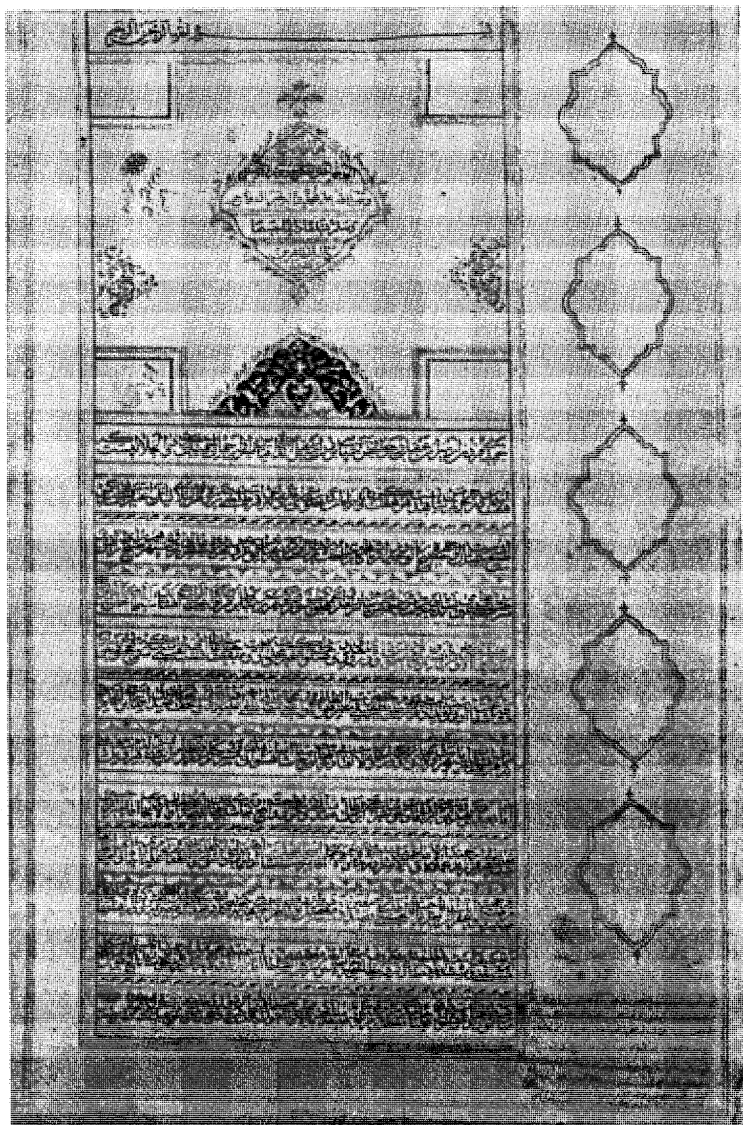
- ① まだ生理のある女性-3回の生理がある期間。
- ② 生理の終わった女性-3ヶ月
- ③ 夫が死亡した女性-4ヶ月と10日
- ④ 妊娠中の女性-子供を出産するまで
- ⑤ 床入りしていない女性-イッダなし

以上のような婚姻の条件の下に結ばれた契約は真正であり、合法的な婚姻契約に基づき次のような効力を発揮する。<sup>(9)</sup>

- (1) 性的関係が合法化され、その結果生まれた子供は合法となる。
- (2) 妻はマフル（婚資金）を得る権利を得る（後述）。
- (3) 妻は生活の保護を受ける権利を持つ。
- (4) 夫は納得のゆく方法で妻の行動を制限し、夫婦間の権威を行使する権利を得る。
- (5) 相互の遺産の権利が確立される。
- (6) 近親関係に関する規則が適用される。
- (7) 妻は夫の死後、あるいは離婚成立後において、イッダを守らなければ再婚する権利を持たない。
- (8) 合法である限りにおいて、婚姻契約締結時、あるいはそれに引き続く時点で当事者によって到達した合意が実効性を持つようになる。
- (9) 女性は結婚しても以前の法学上の立場を変更しない。また、夫婦共、婚姻によって相手の財産に対していかなる利害関係をも得ることはない。

[婚姻全般]の箇所ですべてのように、婚姻は契約であって、これまで述べてきた様々な条件による縛りを受ける。契約である以上、契約の内容の違反は離婚(talāq)の原因となる。離婚については後述するとして、ここで婚姻契約において妻の側から付加することのできる条項には次のようなものがある。<sup>(10)</sup>（「永続的契約に関する規則」2421-2429参照）

- ① 夫は最初の妻がいてその関係が継続している場合、別の婚姻契約を結ば



下部右下の端書き部分に、離婚に際し、妻はマフルの実質的部分を放棄する旨が記されている。

ぬこと。

- ② 夫は妻の同意なく彼女を住居から去らせることはないこと。
- ③ 夫は定められた期間を越えて同棲中の家屋から不在しないこと。
- ④ 夫と妻は特定の場所で居住すること。
- ⑤ マフル (婚資金) の一部はすぐに、あるいは述べられた期間内に支払われること。そして残余は、死亡又は離婚による契約の解消時に支払われること。
- ⑥ 夫は定められた生活費を支払うこと。
- ⑦ 夫は妻が望むときいつでも、訪問者を受け入れるのを妨げてはならない。

以上のような約定に違反した場合、妻の側から離婚の申し立てをすることができる。ただし、「婚姻契約の実効」の項で述べたように ((4))、夫は夫婦関係において権威を行使することができる。夫婦関係における男性の優位は次のコーランの啓示に根拠を持つ：

アッラーはもともと男と女の間には優劣をおつけになったのだし、また (生活に必要な) 金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの。だから貞淑な女は (男にたいして) ひたすら従順に、またアッラーが大切に守ってくださる (夫婦間の) 秘め事を他人に知られぬようそつと守ることが肝要 (この一文はいろいろな解釈の可能性がある)。反抗的になりそうな心配のある女はよく諭し、(それでも駄目なら) 寝床に追いやって (こらしめ、それでも効かない場合は) 打擲を加えるもよい。だが、それで言うことをきくようなら、それ以上のことをしてはならぬ。アッラーはいと高く、いとも偉大におわします。(41)

女・4:38 (34)

この啓示の内容について、'Abdur Rahman は次のような解説を加えている。

第1に、夫は妻をやさしく諭すべきであって、もしこれが効を奏せば、より強い手段に訴える必要はない。また、諭すだけでは妻が矯正されない場合、彼女との夫婦関係を控えるようにすべきである (井筒訳と比較)。しかし、これは納得のゆく期間に限られるべきであって、無期限であるべきではない。一般に

イスラームの法学者たちは、妻を打撃することを勧めてはいない。しかし、妻の行為がアッラーの戒めや預言者の命令に反する場合、軽い程度に彼女を打撃することが必要かもしれない。しかし、預言者は、夫に対して、妻の顔を打ったり、体に跡が残るようなやり方で打つことは禁じ給うた、と。<sup>(12)</sup>

いずれにせよ、妻の側、夫の側の権利が侵犯された場合、離婚 (talāq) の問題が生じる。次にこの点について解説を行う。

### [離婚 talāq]

婚姻契約の解消は次の契機によって発生する。

- (A) 配偶者の死亡
- (B) 当事者の行為によって
  - I. 夫側の行為
    - (1) Ṭalāq (離縁)
    - (2) Ila (自製の制限)
    - (3) Zihar (誹謗について)
  - II. 妻側の行為
  - III. 相互の了解
    - (4) Khul' (補償)
    - (5) Mubāra'a (相互の解放)

#### (A) [死亡に伴う離婚]

妻が死亡した場合、夫はただちに再婚できる。しかし、妻は一定の期間、イッダ (待婚期間) を守らねばならない p. 119–120)。

#### (B) [当事者の行為によって為される離婚]

夫側の行為。健全な精神機能を持つムスリム男子は、理由なくいつでも望むときに妻を離婚することができる。ただ、預言者ムハンマドは離婚 (talāq) に好意的ではなかったので、取り消しの出来る talāq をよしとしたと言われる。離婚 (talāq) は次のように分類される。

- I. Ṭalāqu's - Sunna (預言者の命に合致するもの)

1. Aḥsan (最もよとされるもの)
  2. Hasan (よとされるもの)
- II. Ṭalāqu'l-Bid'a (新規な事柄。従ってよと認められない)
3. 一度に3回離縁を宣言する
  4. 一回の取り消し不可能な宣言

### 預言者の命に合致する離婚

1. 最もよとされた形式 (Aḥsan) とは、妻が清浄な状態にあるとき (i. e. 生理の時期にない時) に一回だけ離婚宣言を行い、引き続いてイッダの期間中、性的関係を控えるというものである。宣言後3ヶ月、あるいは妻の出産までの期間に、離婚宣言を撤回してもよい。宣言撤回は言葉によっても行為によってもどちらでもよい。しかし、イッダの期間が経過してしまうと撤回はできなくなる (問題番号2533-2536)。
2. よとされた形式 (Hasan) とは、1で説明した内容が3回繰り返されることによって、夫婦間に離婚が成立した後、妻が別の男性と再婚し、二度目の夫が彼女を正式に離縁することによって、彼女は前の夫と再び婚姻契約を結ぶことができるというものである。この場合、最初の夫と離縁した女性は、二度目の夫と必ず床入りしなければならない。

以上二種の形式の意味は、離婚は好ましくなく、友人またはその他の介入によって、和解できるチャンスがあるということである。前者の形式は、夫が紳士的に振る舞い妻を自らの所有者 (奴隷) のように扱わないという意味で最もよとされた。他方、後者は、預言者がイスラーム以前の野蛮な慣習を廃止したいという意図があった。イスラーム以前の時代には妻は何回も離縁され取り戻されて、悲惨な扱いを受けたと言われる。

既述の通り、避けられるのであれば離婚はしない方がよいのであるが、現実上記二種の離婚は次の条件で効力を発揮する。

Aḥsan 形式では妻のイッダの期間が終了した時点で、他方 Hasan 形式の場合には、3回目の離婚宣言で効力を発揮する。その結果、①、性的関係は違法、②、再婚は厳しい条件の下で可能 (Aḥsan, Hasan 形式の離婚で言及した)、③、イッ

ダ期間中にどちらかが死亡した場合、生存者に遺産相続の権利が生じることになる。

Fyzee に依れば、12イマーム派では以上で述べた形態以外の離婚を認めないので、3、4については解説を省略する。

### 妻側の行為 (Talaq I-tafwid) 委任離婚

イスラーム法では、夫は自らの離縁する権利を第三者又は妻に委任できる権利を有している。特定の条件、つまり妻の選択は絶対的な根拠を持ち、妻側の提示する条件が納得ゆくものであり公益に反しないという条件が満たされるならば、妻が離婚宣言をすることは合法となる。

Fyzee は、この委任形式の離婚はおそらくムスリム婦人が法廷の介入なしに自由を獲得できる最も潜在力を持つものであろうと述べている。この形式は、1950年頃のインドでは徐々に普通になってきているという。

(2)、Ila' と (3) Zihar について。

Ila' 形式によると、夫は妻との性交を控えることを誓い、4ヶ月間あるいはそれ以上控える。この期間が経過すると離婚が成立する。12イマーム派ではその後法的手続きを必要とする。

他方、Zihar 形式では、夫が自分にとって妻は「母親の背中」のようなものだと誓いを立てることによって成立する。撤回したい場合は、金銭による償いまたは一定期間断食を行なう。

### 相互の了解

夫婦相互の承諾によって婚姻を解消するのは、イスラーム法の顕著な特徴である。この離婚形式が効力を発揮するには①夫と妻が共に離婚を承諾すること、②妻から夫に伝えられる何らかの配慮(譲歩)があること。そして、離婚の意志が妻の側から発せられる場合をホル(khul', khol')といい、相互の憎悪(承諾)によるものをムバーラア(mubāra'a)と呼ぶ。

もし女がその夫から虐待されるとか嫌われるとかいう心配がある場合、兩人の間をうまくするような手を打つことは差支えない。なんといっても仲直りが一番よい。人間の心というものは、とかく強慾になりやすいもの。だが、もし汝らが善意をもって行動し、神を懼れる心を忘れないなら、かならずやアッラーは汝らの行為をすっかり知ってください。(13)

女：4：127(128)

ホル (khul') とは「衣服を脱ぐ」の意味であり、転じて「妻に対して自らの権威を落としめる」の義である。他方、ムバーラア (mubāra'a) とは「互いに自由になる」を意味する。ホルの場合は、妻が解放を望み、夫が何らかの妻側の配慮 (譲歩) に同意する (通常は、婚資金の一部)。一方、ムバーラアでは相手とも合意の上のことである。

既に解説したタラーク (talāq) 離婚の場合は、夫の恣意のままに妻を離縁できた。しかしこの場合、夫は婚資金を支払ったり、妻の所有する宝石類や身の廻り品を放棄することが義務となる。

一方、ホル形式だと妻の側から婚姻関係の解消を申し出る訳であるから、交渉の条件は夫と妻の取り決め次第となる。例えば、妻は考慮の末、婚資金の権利その他を放棄するかもしれないし、その他夫に有利な条件を承諾するかもしれない。

この様に、一般的な規則として、ホル離婚の場合、妻は夫に対して何らかの補償をするが、これは必ずしも絶対的な条件ではない。また、補償額が婚資金の額を越えることはないと一般に認められている。更に繰り返しになるが、ホル離婚はいつ何時でも許容されるのではなく、極端な状況において認められる。従って不確かな状況下では認められない。



## マフル（婚資金について）

マフルとは婚姻の条件として夫に義務付けされた金品の付与である。これは預言者ムハンマドが妻の地位を高めるために定めたものである。「妻たちには贈与財（*ṣadaqa* 又は *mahr* と言い、結婚契約の成立と共に夫の側から妻に贈る財産で、回教以前の古代アラビアから存在した風習。元来は嫁を「買い取る」金であった。）をこころよく払ってやれよ。だが、女の方で汝らに特に好意を示して、その一部を返してくれた場合には、遠慮なく喜んで頂戴するがよい。女：4：4」と、コーランには記されている。<sup>(14)</sup>

イスラーム以前には婚姻に伴う贈り物に二種あって、一は *ṣadaqa* といい、これは妻に対するもの、他は *mahr* であり、これは妻の親に対する贈り物であった。イスラーム法では、夫たる者が妻に示すべき好意の表現として義務付けられている。こうして *mahr* は、まさかの時のために妻に有利な決着方法であり、無判限に行使される夫の権力の行使に対する歯止めをなすものとなった。

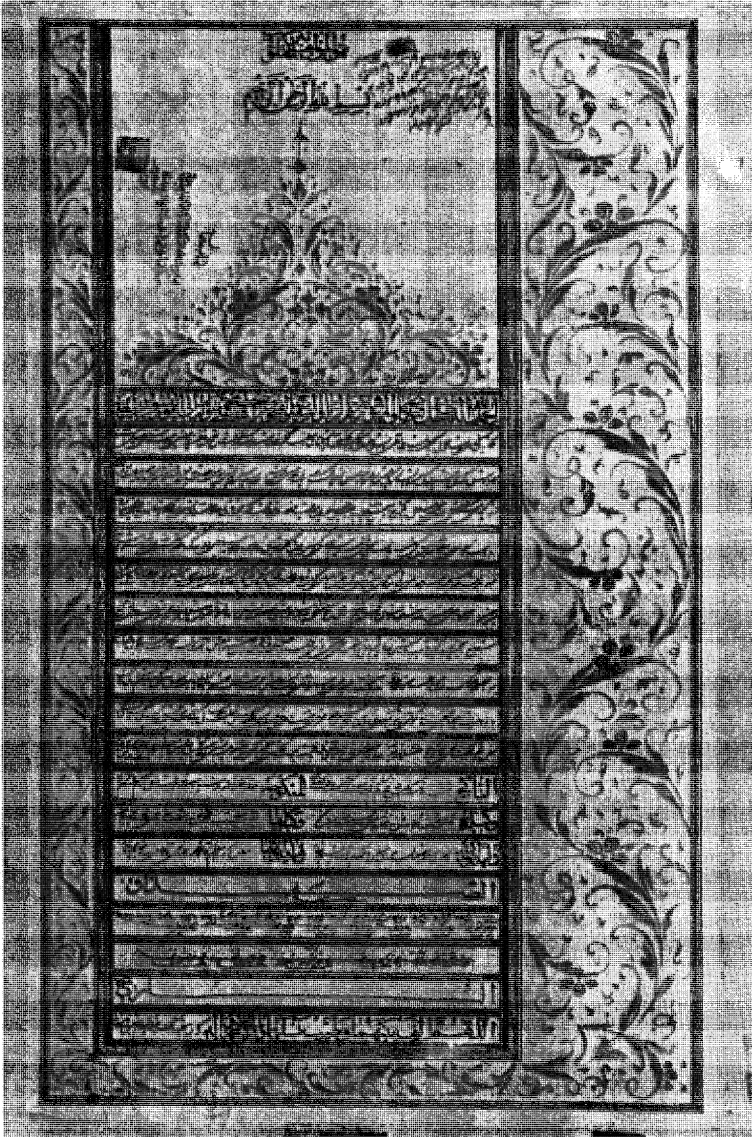
イスラーム法学によって定められたマフルの額は以下の通りである。<sup>(15)</sup>

- |      |         |         |
|------|---------|---------|
| i)   | ハナフィー派  | 10ディルハム |
| ii)  | マーリク派   | 3ディルハム  |
| iii) | シャーフィー派 | 特に定めず   |
| iv)  | シーア派    | 特に定めず   |

ここでいうディルハムとは、2.97グラムの銀貨のことである。この額が妻にとって適正であるとは到底考えることはできず、法で定める最低金額を文字通り強調することは誤りであるといわれている。<sup>(16)</sup>

付録の現行イラン共和国民法 Book 7. On Marriage and Divorce, Chapter 7, on the dowry (*mahr*), 1078-1101にマフルに関する規定が見られる。その多くは翻訳文に見られる規定と合致する。イラン共和国におけるマフルの現状について、S. H. Amin は次のように述べている。

伝統的に、また法に従って婚姻契約を斟酌すると、一定の金額、あるいは何か価値のあるものが妻のマフルまたは婚資金として定められるべきである。理論的に、マフルは結婚式が行われると同時に妻のものとなり、彼女はそれ



本契約書には、妻のマフルの具体的品目が記されている。  
輸入品のベルベット、真珠、黄金の指輪、など。

で自分の好きなことを行うことができる。しかしながら、實際上妻は離婚される場合にのみマフルの請求をする。今ひとつの事実は、裕福な階級の間では、マフルの額は嫁とその家族の威信を表すものと考えられている。従って、時に天文学的数字が妻のマフルとして婚姻契約に記載されることがある。しかし、最近は徐々にではあるが、熱心な革命運動家の間でマフルを名目上のものにしたり、時にはコーラン一冊にしたりする傾向がある。<sup>(17)</sup>

通常、マフルは結婚式に際して定められ、司式をとり行う法官が金額を記録する。ただし、金額は結婚時でなければ後で定めてもよい。マフルを支払う義務は夫たる者の法的義務であって、当事者間の契約の如何によるのではない。言い換えれば、結婚が執り行われればマフルがあるということである。夫側の意図の有無は関係がない（問題番号2455）。

妻のマフルの額は彼女の父親の社会的地位や彼女の個人的資質に対して支払われるものである。これは彼女の財産である。従って、イスラームの婚姻では妻の権利を保護し、彼女の社会的地位に応じて経済的地位を守ることが意図されているといわれる。

因みに、12イマーム派では、結婚する夫が未成年の場合、父親がその責任を負うことになっている。<sup>(18)</sup>

## 一時婚 (muta'h, sigheh) について

シーア派イスラームの婚姻習慣の中で最も特徴的なのが一時婚(ムタ)である。『諸問題の解説』もまず婚姻の種類として「永続的なもの」と「非永続的なもの」の二種類に分類している。後者がムタである。この婚姻形態は、一種の売春であるとして外部の観察者から厳しい批判に曝されてきた。婚姻に関する解説の締めくくりとして、この婚姻の形態についてイラン人知識人の見解に基づいて説明を行ないたい。

以下、「はじめに」で紹介した M. モタッハリーの所説を紹介しながら議論を進める。<sup>(19)</sup> モタッハリーに依れば、永続婚と一時婚の基本的な相違は、束縛という観点からみて一時婚はより「自由」である。当事者相方の意志と約定に依存しているからである。一時的であるということが、實際上両者にある種の自由を与える。また一時婚に関する諸規定は、現行の民法にも記載されている(付録参照)。

一時婚に対して欧米の研究者を中心に様々な批判が加えられてきたが、基本的な問題は次の2点である。すなわち、第一にこの制度は人間の人権擁護の精神と合致しないのではないかと、さらに、これは現代の社会、経済条件の下では存在の根拠をもたない古代の制度ではないか、という疑問である。

現代の社会、経済的条件の下で一人の人間が家族を形成するまでの期間は明らかに長くなった。初等教育から大学まで卒業するということになれば、25才位に達するであろう。この期間の若者は男女を問わず性欲が非常に強い反面、永続的な結婚ができる経済的備えはない。

この矛盾的状况において選択肢は一時的な修道院的生活か性的共産主義かあるいは一時婚である。すなわち、現状に対処する方策としては三種ある。一つは、若者達に永続婚に至るまで厳しい禁欲的生活を強制するというものである。よしんば彼らが一時的修道生活を受け入れたと仮定しても、自然の本性が精神的な重荷に耐えることができるか不明である。

第二の方策は若者に自由気ままにさせることである。男子に何百人もの女子と交わることを許し、女子にも何十もの男子と交わり、幾度もの墮胎することを許可する。これが平等であるという考えであるが、実はこれは性的共産主義

である。このような男女が永続婚を営み始めて、正常な家族となるとは考えにくい。

第三は一時婚である。まずこの婚姻形態では女性を限定する。つまり、そこでは一人の配偶者を当てるのであって複数ではない。女性も同様である。一人の相手が決まれば、同時に複数の人との交わりは出来ない。この方策によって、1、2の方法から生じる弊害を防ぐことができる。

ここでモタッハリーは、B. ラッセルやカトリックの「試験的結婚」を紹介しながら、西洋諸国にも一時婚と類似した制度があることと、またそのような方策を支持する知識人がいることについて言及している。<sup>(20)</sup>

無論、この様なシーア派の一時婚の制度に対する反発は根強く、その代表的なものとして雑誌「Zan-e Rūz (今日の婦人)」の記事が紹介されている。この雑誌によれば、一時婚は、次の点で批判される。<sup>(21)</sup>

- ① 結婚というものは当事者が婚姻契約を結ぶときから永続的であるべきである。双方とも固く互いに結びついているべきであり、離別ということは考えられてもいない。一時婚では、双方の間の強固な約束(契約)たりえない。
- ② 一時婚は、シーア派の女性達に受け入れられておらず、それは女性を恥づかしめる制度である。

これに対して、モタッハリーは、確かに女性の間で一時婚が不評である理由として、不埒な男性がこの制度を悪用している面があると認めている。しかし、この制度が単に永続婚への準備のためのものであると考えるのは見当違いであるとする。むしろ、一時婚は、女性の威信と敬意を払うものである。すなわち、人間の尊厳に相反して、代価を以って自らの存在を男の権威の下に置く女性(売春婦)がいるからである。

シーア派の法学者の定義によれば、永続婚の目的は子供を産み出すことであり、一時婚の目的は本能を静めることである。無論、一時婚も婚姻の一形態であるから、契約に伴う相互義務の履行が前提とされている(問題番号2340-2441)。例えば、一時婚の妻に対するマフルの支払いや産まれた子供の合法性などがある。<sup>(22)</sup>

ところで、ムタ（一時婚）の起源について、元来この制度はイスラーム成立以前にも存在したし、預言者ムハンマドはこれを容認していた。しかし、二代目カリフ・オマルが厳しく禁じたため、スンナ派では現在も行なわれていない。ムタ (muta'h) とは快楽を意味する語で、唯一一時婚が合法化されている12イマーム派ではこの語を用いることを必ずしも好まないと言われる。Sigheh (シーゲ、契約) という語が用いられることが多い。Fyzee によれば、12イマーム派が現在もこの制度を合法と認め、保持しているのは、スンナ派のカリフが禁止したためであろうという。<sup>(23)</sup>

これに対して、モタッハリイは異論を唱えている。<sup>(24)</sup> カリフ・オマルが述べた禁止令とは「預言者の時代に二つのことが行われていた。今日、私はそれらの禁止を宣言する。それらに違反すると懲罰を課する。その二つとは、女たちのムタ (muta'h) と巡礼のムタである。」というものである

この禁止令に関するモタッハリイの解釈は、これは基本的には政治的なものであり、法的なものではない、あくまで一時的なものであるという立場である。すなわち、二代目カリフの時代はイスラームの驚異的拡張期であって、その過程で占領地域住民との混血が進んだ。新たにイスラームの勢力圏に入った人々はいまだイスラームの教えに通暁しておらず、イスラームの将来にとって彼らとの急速な混血は危険であると判断したためであるという。さらに、12イマーム派独自の伝承の中にもこの制度を支持、奨励する多くの記事があるという。例えば、6代目イマーム・ジャファル・サーデク (Ja'far Sādeq) は、「余が決してタキア（信仰の危機に際して、身の安全のために真の信仰を偽ること）を行なわなかった問題の一つにムタがある。」また、7代目イマーム・ムーサー・カーゼムの言葉に：

これ（ムタ）は、神が妻はあるけれどもこれが不必要でない人のために効力のあるものとなさったのである。しかし、配偶者がいる者については、配偶者への接近が不可能な場合にのみこれ（ムタ）を行なってもよいのである。

この他、初代イマーム・アリーに起源を持つ伝承も存在するが、ここでは割愛する。

他方、世俗的な学者 S.H. ナスル (Seyyed Hossein Nasr) は、『シーア派イスラーム』付録で、ムタについて解説している。彼はコーランの次の啓示 (信仰者23: 5-7、階段70: 29-31) を引用する:<sup>(25)</sup>

自分の性器はこれを抑え、己が妻や、右手の所有にかかるもの (前出、奴隷女を意味する) を相手にするときだけに使う。この方は何も悪いことはない、ただむやみにそれ以上のことをしたと (神の掟に) そむくことになる。  
(23: 5-7)

ナスルは、ムタ婚が預言者ムハンマドによって承認されていた慣習であることはよく知られており、もしこれが合法でなく、ムタ婚の妻が合法的な妻でないのであれば、明らかに上記の聖句に従ってこの妻たちは聖法の違反者となり、ムタ婚を行なうことは禁じられていたであろうと述べている。従って、ムタ婚は禁じられてもいないし、姦淫の一形態でもないという。

合法性と公共の利害という観点からいえば、一時婚の合法性は、離婚同様にイスラームの注目に値する特徴であると考えねばならない、とする。この考えの背景として、婚姻制度が合法化される根拠に人間の性的結合に対する本能的衝動への人間側からの解答があった。確かに西洋諸国を中心に恒久的一夫一婦制が行なわれている民族がある。しかし、同様に本能の欲求を満たすために不法な売春組織、不道德な慣習が存在することも事実である。

ナスルは続ける。永続婚がある種の男達の性欲を満足させえない事実に加えて、姦淫、私通はイスラームによれば人間生活の秩序と純粋さを破壊するという事実を考慮して、イスラームは一時婚を特別な条件の下で合法化した、と。その条件によって、この婚姻は姦淫や私通とは区別され、悪や荒廃をまぬがれるようになるのである。その条件とは、女は独身であり、一人の男と一時的に結婚し、離婚後はイッダ (通常の半分の期間) を守ることなどである。こうして、一時婚がイスラームで認められるようになったのは、聖法の枠内で男の情欲から生じる悪を最少化する可能性を実現することを目的で行なわれる、という。

解説者はムタ婚の是非について論じるつもりはない。ただナスルもモタハリも共にムタ婚はいわば必要悪であると言っているように思われる。そして、

その背景として、ムタ婚をイスラーム世界の後進性の象徴のごとく批難を行なう西洋文明の欺瞞に対するムスリム側の猜疑心があるようにも思える。



## 婚姻に関する規定 解説註

- (1) Fyzee, *Outlines of Muhammadan Law*, p. 73.
- (2) *Ibid.* p. 74.
- (3) *Ibid.* p. 77.
- (4) 井筒俊彦、『コーラン』上, pp. 108-109.
- (5) 'Abdur Rahman I. Doi, *Women in Shari'ah (Islamic Law)*, pp. 50-.
- (6) *Ibid.* p. 52.
- (7) *Ibid.* p. 58.
- (8) 井筒, *op. cit.* pp. 112-113.
- (9) Fyzee, *op. cit.* pp. 98-99.
- (10) *Ibid.* p. 104.
- (11) 井筒, *op. cit.* p. 115.
- (12) 'Abdur Rahman, *op. cit.* pp. 40-41.
- (13) 井筒, *op. cit.* p. 133.
- (14) *Ibid.* p. 109.
- (15) Fyzee, *op. cit.* p. 112.
- (16) *Ibid.* p. 113.
- (17) S. H. Amin, *The Civil Code of Iran*, p. 46.
- (18) Fyzee, *op. cit.* 115.
- (19) M. Motahhari, *Nezam-e Hoquq-e Zan dar Islam*, pp. 56-.
- (20) *Ibid.* p. 61.
- (21) *Ibid.* pp. 64-65.
- (22) *Ibid.* p. 70.
- (23) Fyzee, *op. cit.* p. 99.
- (24) Motahhari, *op. cit.* p. 80.
- (25) Seyyed Hossein Nasr, *Shi'ite Islam (Shi'eh dar Islam)*, tr. by Nasr, pp. 228-.

付 録

現行 イラン・イスラーム共和国民法

婚姻・離婚法

**BOOK 7**  
**On Marriage and Divorce**

**CHAPTER 1**  
**ON MARRIAGE**

**SECTION 1**  
**On Asking for the Hand in Marriage**

**Article 1034** - It is lawful to ask for the hand of a woman whose marriage there is no obstacle.

**Article 1035** - A promise of marriage does not create the matrimonial relation even though the whole or some of the dowry fixed for payment at the time of marriage between the two parties may have been paid. Either the man or the woman, therefore, can, so long as the ceremonial act of marriage has not been pronounced, refuse the marriage and the other party cannot oblige her or him to contract the marriage or claim compensation for losses merely owing to the refusal.

**Article 1036** - Repealed on 29 December 1982.

**Article 1037** - Every one of the betrothed parties can, if the proposed marriage is cancelled, claim the restitution of the presents given to the other party or to the parents for the marriage in question.

If the presents do not exist in original, the claimant is entitled to ask for their value of the presents which are ordinarily preserved unless the same presents have been destroyed without any fault of the party who was in their possession.

**Article 1038** - The stipulation of the foregoing Article does not apply as far as it concerns the payment of equivalent value in a case where the proposed marriage does not take place in consequence of the death of one of the betrothed persons.

**Article 1039** - Repealed on 29 December 1982.

**Article 1040** - Each one of the parties concerned can, with a view to contracting

marriage, ask the other party to produce a certificate of a doctor showing the freedom of the person concerned from serious contagious diseases such as syphilis, gonorrhoea and consumption.

## **CHAPTER 2 MEDICAL FITNESS FOR MARRIAGE**

**Article 1041** - Marriage before the age, of majority is prohibited.

Note: The contract for marriage, prior to the age of majority, with the permission of the guardian is correct, provided the interest of the minor has been taken into account.

**Article 1042** - Repealed on 29 December 1982.

Article 1043 - The marriage of a girl who has not married previously is dependent on the permission of her father or her paternal grandfather even if she has reached the full age of majority. If, however, the father or the paternal grandfather withhold the permission without justifiable reason, the girl can refer to the Special Civil Court giving full particulars of the man whom she wants to marry and also the terms of the marriage and the dowry money agreed upon and notify her father or her paternal grandfather through that Court of the foregoing particulars. The court can issue a permission for marriage fifteen days after the date of notification to the guardian if no response has been received from the guardian to satisfy refusal.

**Article 1044** - In the case of the foregoing Article, it is to be noted that the permission must be given by the person of the father or the grandfather on the father's side, and if they are under restraint for some reason, there is no need for permission from the guardian.

## **CHAPTER 3 ON IMPEDIMENTS TO MARRIAGE**

**Article 1045** - Marriage with the following relations by blood is forbidden, even if the relationship is based on mistake or adultery:

- (1) Marriage with father or grandfathers, mother or grandfather, or to their ancestors to whatever generation.
- (2) Marriage with children, or descendants to whatever generation.
- (3) Marriage with the brother and sister and their children, or their descendants to whatever generation.
- (4) Marriage with one's own paternal aunts and maternal aunts and those of one's father, mother, grandfathers and grandmothers.

**Article 1046** - Foster-relationship is the same as relationship by blood as far as impediments to marriage are concerned, provided that:

- Firstly: The milk of the woman takes its source from a legitimate conception;
- Secondly: The milk is sucked directly from the breast;
- Thirdly: The child has at least had full milk for 24 hours (one night and one day) or for 15 consecutive times without taking in between any other food or the milk of another woman;
- Fourthly: The child has taken the milk before it has reached the full age of two years (from its birth); and
- Fifthly: The milk taken by the child is from the same woman with the same husband. If, therefore, a child takes during twenty-four hours some milk from one woman and some from another, this fact does not debar marriage even if the two women have a common husband.

In the same way, if a woman has a foster-daughter and a foster-son whom she has milked each from the milk belonging to a separate husband, that son and daughter cannot be considered as foster brother and sister and their marriage is not prohibited for this reason.

**Article 1047:** - Marriage between the following persons is permanently forbidden because of relationship by marriage.

- (1) Marriage between a man and his mother-in-law or his grand-mother-in-law of any degree, whether the relationship is by blood or foster-relationship;
- (2) Marriage between a man and a woman who has formerly been the wife of his father or of one of his grandfathers, or of his son or of one of his grandchildren even though the relationship may be of the foster kind;
- (3) Between a man with females of descent from his wife, no matter of what degree no

exception being made even if the woman is a foster-relation, provided that the husband and wife have already consummated the marriage.

**Article 1048** - Marrying of two sisters by the same time by one man is forbidden even if the marriage of each one of them is of temporary nature.

**Article 1049** - No one can marry the daughter of his brother-in-law or the daughter of his sister-in-law unless his wife permits him to do so.

**Article 1050** - Every person who marries a woman knowing of the existence of marriage ties binding the wife and of prohibition of his own marriage with that woman, or who marries a woman who has not yet passed the period of 'uddeh' of divorce or of death, with knowledge of the existence of the 'uddeh' and the prohibition of the marriage, his marriage will be null and void and the woman in question will definitely and permanently be incapable of becoming the wife of that man.

**Article 1051** - The provisions of the foregoing Article will also be applicable in the case where the marriage was solemnized with ignorance of all or some of the facts mentioned in the foregoing Article, and the marriage has been consummated. In the case of ignorance, but where matrimonial relations have not taken place, the marriage will be null and void but marriage between the two does not become permanently prohibited.

**Article 1052** - Separation caused by a solemn imprecation (li'an) involves a permanent bar to the marriage of the parties concerned.

**Article 1053** - A marriage contract will not be valid while the party concerned is covered with the pilgrimage garment. If the party concerned marries with the knowledge of the fact that such a marriage is prohibited, the marriage will be barred for ever.

**Article 1054** - Adultery with a married woman who has not yet passed the period of 'uddeh' will entail a permanent bar to the marriage of the parties concerned.

**Article 1055** - Sexual intercourse by mistake or by adultery if preceding marriage is tantamount to the existence of marriage as far as prohibition of marriage is concerned

but cannot cause cancellation of the former marriage.(sic).

**Article 1056** - One who perpetrates a shameful act on a boy cannot marry his mother, sister, or daughter.

**Article 1057** - A woman who has been the wife of a man for three consecutive times and has been divorced each time will become unlawful as wife to that man unless she is married by permanent marriage to another man and, after matrimonial relations with that man, separation occurs between them by divorce or cancellation of the marriage or death.

**Article 1058** - The wife of a person who has been divorced from him nine times, six of which were revocable divorce, will be illegal as wife to that man for ever.

**Article 1059** - Marriage of a female Moslem with a non-Moslem is not allowed.

**Article 1060** - Marriage of an Iranian woman with a foreign national is dependent, even in cases where there is no legal impediment, upon special permission of the Government.

**Article 1061** - The Government can make the marriage of certain Government servants and officials and students supported by the Government with a female foreign national dependent upon special permission.

## **CHAPTER 4 CIRCUMSTANCES NECESSARY FOR LEGALITY OF MARRIAGE**

**Article 1062** - Marriage takes place by proposal and acceptance in words which explicitly convey the intention of marriage.

**Article 1063** - The proposal and acceptance may be uttered by the man and woman themselves or by persons who are legally entitled to perform the act.

**Article 1064** - The person who performs the act must be sane in mind, of legal age, and capable of forming a decision.

**Article 1065** - It is a necessary condition for the validity of the marriage that acceptance should follow close upon proposal, in accordance with customs.

**Article 1066** - If one or both of the parties to the marriage are dumb, the ceremony can be conducted by signs made by the dumb person or persons provided that the signs clearly convey the intention of entering into the contract of marriage.

**Article 1067** - It is a necessary condition for the validity of a marriage that the wife and husband should be so declared that neither party is in doubt as to the identity of the other.

**Article 1068** - Making marriage conditional will render it void.

**Article 1069** - A provision in the marriage contract reserving the right of cancellation of the contract, a provision entitling one of the parties to withhold the dowry is permissible provided that duration of the right is definitely mentioned. After cancellation of the grant of the dowry (sudaq) the situation will be as if no dowry is mentioned in the contract of the marriage.

**Article 1070** - consent of the marrying parties is the condition upon which depends the enforcement of the marriage contract, and if a party showing at first reluctance authorities the making of the contract subsequently, the contract will be binding unless the reluctance is so acute that the reluctant person cannot be considered as having been in possession of any intention.

## **CHAPTER 5 DEPUTING A THIRD PARTY FOR GIVING CONSENT TO MARRIAGE**

**Article 1071** - Either the man or woman can depute a third party with power to contract the marriage.

**Article 1072** - If power is given without conditions as to the identity of the husband, the attorney cannot himself marry his principal under that power unless this permission is explicitly given to him in the power of attorney.



**Article 1073** - If the attorney does not observe what his principal has laid down in connection with the person or the dowry or other particulars, the authenticity of the marriage will depend upon corroboration from the principal.

**Article 1074** - The provisions of the proceeding Articles will also be binding where the power was without any reservation and the attorney did not act according to the best interests of his principal.

## **CHAPTER 6 ON TEMPORARY MARRIAGE**

**Article 1075** - Marriage is called temporary when it is for a limited period of time.

**Article 1076** - The duration of the temporary marriage must be definitely determined.

**Article 1077** - In the case of temporary marriage, provisions concerning inheritance of the wife and her dowry are the same as fixed in the Chapter on 'Inheritance' and in the following Chapter.

## **CHAPTER 7 ON THE DOWRY (MAHR)**

**Article 1078** - Anything which can be called property and which can be owned and possessed can be designated as a marriage portion.

**Article 1079** - The marriage portion must be known to the marrying parties to the extent that their ignorance is removed.

**Article 1080** - Fixing of the amount of marriage portion depends upon the mutual consent of the marrying parties.

**Article 1081** - If a condition is laid in the marriage act that if the marriage portion is not paid within a fixed period that marriage will be cancelled, the marriage and the marriage portion will remain binding and authentic but the condition will be null and void.

**Article 1082** - Immediately after the performance of the marriage ceremony the wife becomes the owner of the marriage portion and can dispose of it in any way and manner that she may like.

**Article 1083** - A duration of time or installments can be fixed for the payment of the marriage portion, as a whole or in parts.

**Article 1084** - If the marriage portion consists of a designated property and it is found out that before the celebration of the marriage that property was defective, or that after the marriage celebration and before the delivery of the property it became defective or it was destroyed, the husband is liable to compensation for the defective part or the value of the property if destroyed.

**Article 1085** - So long as the marriage portion is not delivered to her, the wife can refuse to fulfill the duties which she has to her husband provided, however, that the marriage portion is payable at once. This refusal does not debar her from right of maintenance expenses.

**Article 1086** - If the wife proceeds to fulfill the duties that she has towards her husband by her own free will, she cannot subsequently avail herself of the provisions of the foregoing Article, but nevertheless she will not forfeit the right that she has for demanding the payment of the marriage portion due to her.

**Article 1087** - If a marriage portion is not mentioned, or if the absence of the marriage portion is stipulated in a permanent marriage, that marriage will be authentic and the parties to it can fix the marriage portion subsequently by mutual consent. If previous to this mutual consent matrimonial intercourse takes place between them, the wife will be entitled to the marriage portion ordinarily due.

**Article 1088** - In the case of the foregoing Article, if one of the marrying parties dies before the fixing of the marriage portion and before the consummation of marriage, the wife will not be entitled to any marriage portion.

**Article 1089** - Authority for fixing the marriage portion can be entrusted to the husband

or a third party, in which case both of them can fix it at any amount they may wish.

**Article 1090** - If the authority for fixing the marriage portion is vested in the wife, she cannot fix an amount which exceeds reasonable marriage portion.

**Article 1091** - In fixing of the reasonable marriage portion the status of the wife in respect of her family's station and other circumstances and peculiarities concerning her in comparison with her equals and relatives and also the customs of the locality, ~~etcetera~~, must be considered.

**Article 1092** - If the husband divorces his wife before the consummation of marriage, the wife will be entitled to half of the marriage portion and if the husband has already paid more than half of the marriage portion he has the right to demand the return of the surplus, in original, in the equivalent, or in value.

**Article 1093** - If no marriage portion is mentioned in the act of marriage and the husband divorces his wife before the consummation of marriage and the fixing of the marriage portion, the wife is entitled to a reasonable marriage portion, and if she is divorced after the consummation of the marriage, she will be entitled to the equivalent of marriage portion.

**Article 1094** - The status of the man in respect of wealth or poverty will be considered in fixing the reasonable marriage portion.

**Article 1095** - Absence of marriage portion in the act of a temporary marriage will render the contract void.

**Article 1096** - The death of the wife in a temporary marriage during the period of marriage will not cause the forfeiture of the marriage portion; the same will be true if the husband did not have any relations with her up to the end of the period of the marriage.

**Article 1097** - If the husband waives his rights to the whole period of marriage in a temporary marriage before having any relations with the wife, he must pay half of the marriage portion.

**Article 1098** - If the marriage, whether temporary or permanent, was void, and there has not been any matrimonial relations, the wife will not be entitled to any marriage portion and the husband can demand the refund of the marriage portion if it has been settled.

**Article 1099** - If the wife was ignorant of the fact that the marriage was unauthentic, and if in such case matrimonial relations have occurred, the wife will be entitled to a reasonable marriage portion.

**Article 1100** - If the specified marriage portion is unknown or if it is not of such a nature that it can be owned or if it belongs to someone else, the wife will be entitled in the first two cases to a reasonable marriage portion and in the third case to the equivalent of the value of the property which proved to be that of a third party, unless the latter authorizes the transfer.

**Article 1101** - If the marriage is cancelled before matrimonial relations for any reason, the wife is not entitled to any marriage portion. If the reason of the cancellation is impotency, the wife will be entitled to half of the marriage portion notwithstanding the cancellation of the marriage.

## **CHAPTER 8 RECIPROCAL DUTIES & RIGHTS OF PARTIES TO A MARRIAGE**

**Article 1102** - As soon as marriage takes place in due form, relations of matrimony will automatically exist between the marrying parties and rights and reciprocal duties of husband and wife will be established between them.

**Article 1103** - Husband and wife are bound to establish friendly relations.

**Article 1104** - Husband and wife must cooperate with each other for the welfare of their family and the education of their children.

**Article 1105** - In relations between husband and wife, the position of the head of the family is the exclusive right of the husband.

**Article 1106** - The cost of the maintenance of the wife is at the charge of the husband in permanent marriages.

**Article 1107** - Cost of maintenance includes dwelling, clothing, food, furniture in proportion to the situation of the wife, on a reasonable basis, and provision of a servant if the wife is accustomed to have servants or if she needs one because of illness or defects of limbs.

**Article 1108** - If the wife refuses to fulfill duties of a wife without legitimate excuse, she will not be entitled to the cost of maintenance.

**Article 1109** - Cost of maintenance of a divorced wife during the period of 'uddeh' is to be borne by the husband, unless the divorce has taken place because of disobedience. But if the 'uddeh' arises from the cancellation of the marriage or a final divorce, the wife is not entitled to cost of maintenance, unless she is with child from her husband in which case she will be entitled to cost of maintenance till her child is born.

**Article 1110** - The wife is not entitled to cost of maintenance if she is passing through the 'uddeh' period due to the death of her husband.

**Article 1111** - The wife can refer to the court if her husband refuses to provide for her maintenance. In such a case the court will fix the amount and will compel the husband to pay it.

**Article 1112** - If the enforcement of the provisions of the foregoing Article is impossible, the provisions of Article 1129 must be followed.

**Article 1113** - In the case of a temporary marriage the wife is not entitled to the cost of maintenance, unless provision has been specially made for this, or the marriage has been arranged on this condition.

**Article 1114** - The wife must stay in the dwelling that the husband allots for her unless such a right is reserved to the wife.

**Article 1115** - If the existence of the wife and husband in the same house involves the risk of bodily or financial injury or that to the dignity of the wife, she can choose a separate dwelling; and if the alleged risk is proved the court will not order her to return to the house of the husband and, so long as she is authorized not to return to the house, her cost of maintenance will be on the charge of her husband.

**Article 1116** - In the case of the foregoing Article, so long as litigation is not concluded between the married couple, the dwelling of the wife will be fixed by mutual consent of both parties and failing such consent, the court will fix the dwelling after duly obtaining the views of near relatives, and in the absence of relatives the court itself will fix a suitable dwelling.

**Article 1117** - The husband can prevent his wife from occupations or technical work which is incompatible with the family interests or the dignity of himself or his wife.

**Article 1118** - The wife can independently do what she likes with her own property.

**Article 1119** - The parties to the marriage can stipulate any condition to the marriage which is not incompatible with the nature of the contract of marriage, either as part of the marriage contract or in another binding contract; for example, it can be stipulated that if the husband marries another wife or absents himself during a certain period, or discontinues the payment of cost of maintenance, or attempts the life of his wife or treats her so harshly that their life together becomes unbearable, the wife has the power, which she can also transfer to a third party by power of attorney to obtain a divorce herself after establishing in the court the fact that one of the foregoing alternatives has occurred and after the issue of a final judgement to that effect.

## **SECTION 2**

### **On Dissolution of Marriage**

**Article 1120** - Marriage may be dissolved by cancellation, by divorce, or by waiver of the remaining period in the case of a temporary marriage.

## CHAPTER 1 ON THE POSSIBILITY OF CANCELLATION OF MARRIAGE

**Article 1121** - Madness of either of the married couple, provided that it is settled, whether it is permanent or recurrent, will give the other person the right of cancellation.

**Article 1122** - The following defects in the main if constituting an impediment to matrimonial duties will entail right for the wife to cancel the marriage:

- (1) Impotency provided it does not disappear after one year from the date that the wife refers the matter to a magistrate.
- (2) Castration.
- (3) Amputation to the sexual organ.\*

**Article 1123** - The following defects in a wife bring about the right for a man to cancel the marriage:

- (1) Protrusion of the womb (qaran).
- (2) Black leprosy (juzam).
- (3) Leprosy (baras).
- (4) connection of the vaginal and anal passages (ifza).
- (5) Being crippled.
- (6) Being blind in both eyes.

\*As amended on 29 December 1982.

**Article 1124** - The defects of the wife entitle the man to a right of cancellation of marriage if they existed at the time of marriage.

**Article 1125** - Madness and impotency create the right for the wife to cancel the marriage even if they occur after the date of the marriage.

**Article 1126** - Any one of the married couple who was cognisant of the existence of the defects above mentioned in the other party before the marriage was celebrated, has no right after that date to cancel the marriage.

**Article 1127** - If the husband contracts a venereal disease after the performance of the marriage act, the wife will have the right to refuse to have any sexual relations with him and this refusal will not debar her from the right to cost of maintenance.

**Article 1128** - If a special qualification is mentioned, as a condition of the marriage, to exist in one of the marrying parties and if after the marriage it is found out that the party concerned lacks the desired qualification, the other party has the right to cancel the marriage.

The foregoing is true whether the qualification is mentioned explicitly in the marriage contract or whether the marriage has been performed with the qualification understood mutually by the parties concerned.

**Article 1129** - If the husband refuses to pay the cost of maintenance of his wife, and if it is impossible to enforce a judgement of the court and to induce him to pay the expenses, the wife can refer to the judge applying for divorce and the judge will compel the husband to divorce her.

The same stipulation will be binding in a case where the husband is unable to provide for the maintenance of the wife.

**Article 1130** - In the following circumstances, the wife can refer to the Islamic judge and request for a divorce. When it is proved to the Court that the continuation of the marriage causes difficult and undesirable conditions, the judge can for the sake of avoiding harm and difficulty compel the husband to divorce his wife. If this cannot be done, then the divorce will be made on the permission of the Islamic judge.

**Article 1131** - The option of cancellation of the marriage must be exercised immediately and, if the party who is entitled to the option does not cancel the marriage after becoming cognisant of the reason upon which he could cancel the marriage, he forfeits the option, provided also that he had full knowledge of the existence of the option and its urgent character. Determination of the duration of time during which the option can remain valid depends upon custom and usage.

\*As amended on 29 December 1982

**Article 1132** - The observance of the arrangements stipulated in the case of a divorce is



not obligatory in a case of cancellation of marriage.

## **CHAPTER 2 ON DIVORCE**

### **1. On General Consideration**

**Article 1133** - A man can divorce his wife whenever he wishes to do so. \*

**Article 1134** - The divorce must be performed in the actual form of utterance and in the presence of at least two just men who must hear the actual form of divorce.

**Article 1135** - Divorce must be in clear and precise wording; a conditional divorce is null and void.

**Article 1136** - The divorcer must be of legal age, must be in possession of his faculties, must intend the act and must be free in his action.

**Article 1137** - The guardian of a permanently mad person, can divorce the wife of the latter if the interests of the person under his custody allow him to do so.

**Article 1138** - The actual ritual utterance of the divorce can be performed by an attorney.

**Article 1139** - Divorce is specially appointed for cases of permanent marriage; a temporary wife is relieved from the marriage by the expiry of the period of marriage or by waiver of the remaining period by her husband.

**Article 1140** - It is not proper to divorce a wife during her monthly period or during the convalescent period after childbirth unless when the wife is pregnant or when the divorce occurs before matrimonial relations with her, or when the husband is absent so that he cannot obtain information concerning her monthly period.

**Article 1141** - It is not proper to divorce a wife between two monthly periods during which intercourse has taken place unless the wife is pregnant or is incapable of

conception.

**Article 1142** - The divorce of a wife who although of child-bearing age has no monthly period, will be valid only when three months have passed from the date of the last matrimonial relations with her.

## **2. On Various Forms of Divorce**

**Article 1143** - There are two forms of divorce, irrevocable divorce and revocable divorce.

**Article 1144** - After an irrevocable divorce the husband has not the right to renounce his intention of divorcing.

**Article 1145** - A divorce is irrevocable in the following instances:

- (1) A divorce performed before the occurrence of the matrimonial relations.
- (2) Divorce of a wife who is incapable of conception.
- (3) (a) a divorce which a wife achieves by giving a consideration to her husband and (khul'a) and (b) a divorce by mutual consent (mubarat), as long as the wife has not demanded the return of the consideration.
- (4) A third divorce, performed after three consecutive marriages (of the same parties) whether by mere renouncement by the husband of his desire to divorce the wife or by a new marriage between the two parties.

**Article 1146** - A khul'a divorce occurs when the wife obtains a divorce owing to dislike of her husband, against property which she cedes to the husband. The property in question may consist of the original marriage portion, or the monetary equivalent thereof, whether more or less than the marriage portion.

**Article 1147** - A 'Mubarat' divorce occurs when the dislike is mutual in which case the compensation must not be more than the marriage portion.

**Article 1148** - The husband has the right to renounce divorce in a revocable divorce provided the period of 'uddeh' has not expired.

**Article 1149** - Return to the wife after divorce can be effected by any word or deed which may convey the idea, provided that it is based on an intention to do so.

### **3. On Wife's period of Waiting (Iddah)**

**Article 1150** - Iddah consists of a period during which a woman whose matrimonial bond has been dissolved cannot marry.

**Article 1151** - The period of Iddah for a divorce or for the dissolution of a marriage do? consists of three consecutive monthly periods of a woman unless the woman concerned though of child-bearing age has no monthly period, in which case the period of Iddah will be three months.

**Article 1152** - The period of Iddah for divorce or dissolution of marriage or waiver of the remaining period or its expiry of temporary marriage for a non-pregnant woman is the expiry of two monthly periods unless contrary to the nature of her age, she has no such periods, in which case the period will be 45 days.

**Article 1153** - The period of Iddah for divorce or dissolution of marriage act or waiver or expiry of the period of marriage in the case of a woman who is pregnant will be until she has given birth to a child.

**Article 1154** - The period of Iddah in the case of death (of husband) in both permanent and temporary marriages will be four months and ten days, unless the wife is pregnant when the uddeh comes to an end with the birth of the child provided that the interval between the death of the husband and the birth of the child is longer than four months and 10 days; if not, the period of uddeh will be the same four months and 10 days.

**Article 1155** - There is no Iddah in the case of a wife who has not had any matrimonial intercourse with her husband, or in the case of a wife beyond the age of the conception who is not affected by any uddeh for divorce or dissolution of marriage. But the uddeh for the death must be observed in both cases.

**Article 1156** - The wife of a continuously absent husband whose whereabouts are

unknown, if divorced by a judge, must observe Iddah for death, starting from the date on which the divorce was granted.

**Article 1157** - A woman who has had matrimonial relations by way of mistake with someone must observe the Iddah laid down in cases of divorce.

## 参考文献

- Akhavi, Shahrough, Religion and Politics in Contemporary Iran, Clergy-State Relations in the Pahlavi Period, State university of New York Press, 1980.
- 'Ali b. Abi Taleb, Nahj al-Balaghah, Entesharat-e Amir Kabir, 1360.
- Nahjul Balagha, sermons, letters and sayings, tr.by Syed Mohammed Askari Jafery, New York,1981.
- Amin, S.H.,The civil Code of Iran, Basic Document in Iranian Law, ed. By Amin, n.d.
- Arasteh, A.Reza, Man and Society in Iran, E.J.Brill,1970.
- Ashtiyani, Aqa Mirza Ahmad, Tarayef al-Hokm ya Andarz-ha-ye Momtaz, Tehran, 1362, Shamsi.
- Babawaihi al-Qummi,Muhammad b. 'Ali,Risalat al-I'tiqadat (A Shi'ite Creed), tr. by A.A.A. Fyzee, Oxford University Press, 1942.
- Bakhshayeshi, 'Abdal-Rahim 'Aqiqi, Foqaha-ye Namdar-e Shi'eh, Ketabkhaneh-ye Ayat al-Lah al-'Ozma Mar'ashi Najafi, n.d.
- Ballantine, Henry,A.M. Midnight Marches through Persia, Boston, 1879.
- Borujerdi, Hajji Aqa Hosein, Resaleh-ye Towzih al-Masa'el, n.d.
- Coulson, N.J.A History of Islamic Law, Edinburgh at the University Press, 1978.
- Doi, 'Abdur Rahman I. Women in Shari'ah (Islamic Law), A.S.Noordeen, Kuala Lumpur, 1992.
- Fyzee, A.A.A.Outlines of Muhammadan Law, Oxford university Press, 1960.
- Goldziher, Ignaz, Introduction to Islamic Theology and Law, tr. by Andras and Ruth Hamori, Princeton University Press, 1981.
- Muslim Studies, 2vols., tr. by C.R.Barber and S.M.Stern, State University of New York Press, 1977.
- Haque, Ziaul,Riba ; The Moral Economy of Usury, Interest and Profit, S.Abdul Majeed & Co., 1995.
- Hilli, Mohaqqiq, Shara'ye al-Islam, 4vols., tr. by Abu al-Qasem Ibn Ahmad-e Yazdi, Chapkhaneh-ye Daneshgah-e Tehran,1358.
- Hovannisian, Richard G., Ethics in Islam, Undena Publications, 1983.
- Kho'i, Hajji Sayyid Abu al-Qasem Musavi, Towzih al-Masa'el, Chapkhaneh-ye 'Olmieh, Qom, 1406.
- Khomeini, Ruh al-Allah Musavi, Faraz-ha-i az Iba'ad, Ruhi, Akhlaqi va 'Irfani, Chapkhaneh-ye Ahmadi, n.d.
- Masa'el-e Eqtisadi, tr.and ed. By 'Abd al-Karim bi Azar-e Shirazi, Sepehr, 1359.
- Towzih al-Masa'el, n.d.
- Kohlberg, Etan,Belief and Law in Imami Shi'ism, Variorum, Great Britain, 1991.
- Levy, Reuben, The social Structure of Islam, Cambridge University Press, 1969.
- Litvak, Meir, Shi'i scholars of nineteenth-century Iraq, The 'Ulama of Najaf and Karbala, Cambridge University Press, 1998.
- Maghnieh, MuhammadJavad, Fiqh-eTatbiqi ; Mazaheb-ePanjganeh, Ja'fari, Hanafi, Maliki, Shaff'i,

- Hanbali, tr. by Kazem Purjavadi, Chapkhaneh-ye Monfared, 1363.
- Momen, Moojan, *An Introduction to Shi'i Islam*, Yale University Press, 1985.
- Montazeri, Hajji Shaykh Hosein 'Ali, *Resaleh-ye Towzih al-Masa'el*, Markez-e Entesharat-e Daftar-e Tablighat-e Islami, 1362.
- Motahhari, Mortaza. 'Adl-e Elahi, *Entesharat-e Sadra*, 1419.
- Akhlaq-e Jeni darIslam va Jahan- e Gharb, *Entesharat-e Sadra*, 1372.
- Ashena'i ba 'Olum-e Islami, *Entasharat-e Sadra*, n.d.
- Bist Gofar, *Entesharat-e Sadra*, 1358.
- Dah Gofar, *Daftar-e Entesharat-e Islami*, n.d.
- Falsafah-ye Akhlaqi, *Entesharat-e Sadra*, 1372.
- Mas'aleh-ye Hejab, *Entesharat-e Sadra*, 1374.
- Nezam-e Hoquq-e Zan dar Islam, *Entesharat-e Sadra*, 1374.
- Negarestan Museum, *Qabaleh-ha-ye Ezdevaj, seddeh-ha-ye sizdahom va chhardahom-hejra-ye Qamari (Iranian Wedding Contracts of the nineteenth and twentieth centuries)*, Tehran, 1976.
- Richards, Fred, *A Persian Journey*, New York, 1932.
- Richard, Yann, *Le Shi'isme en Iran, Imam et Revolution*, Librairie D'Amerique et D'Orient, 1980.
- Shi'ite Islam, tr. by Antonia Nevill, Blackwell, 1989.
- Robson, James, *Mishkatal-Masabih*, 2 vols., tr. by Robson, Sh. Muhammad Ashraf, 1975.
- Russell, Bertrand, *Mysticism and Logic*, Routledge, 1994.
- Principles of Social Reconstruction*, Routledge, 1997.
- 『ラッセル結婚論』安藤貞雄訳, 岩波文庫, 1996.
- Bertrand Russell, *Critical Assessment, History of Philosophy, Ethics, Education, Religion and Politics*, A.D.Irvine ed., 1999.
- Sachedina, Abudulaziz Abudulhussein, *The Just Ruler in Shi'ite Islam, The Comprehensive Authority of the Jurist in Imamite Jurisprudence*, Oxford university Press, 1988.
- Schacht, Joseph, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford at the Clarendon Press, 1971.
- Shafi'i, Risalah:Basic Ideas, tr. by Khalil I. Semaan, Sh. Muhammad Ashraf, 1974.
- Shirazi, Abdul Karim Biazar, *The Oppression of Women throughout History*, Ba'that publishers, 1986.
- Stewart, Devin J., *Islamic Legal Orthodoxy, Twelver Shiite Responses to the Sunni Legal System*, The University of Utah Press, 1998.
- Sykes, Ella C., *Through Persia on a Side-Saddle*, London, 1901.
- Tabataba'i, Hossein Modarressi, *An Introduction to Shi'i Law, a bibliographical study*, Ithca Press, London, 1984.
- Tabataba'i, Sayid Mohammad Hosein, *Shi'eh dar Islam, Entesharat-e Ka'bah*, 1348(1389).
- Shi'ite Islam, tr. by Seyyed Hossein Nasr, George Allen& Unwin Ltd., 1975.

- アブドル・ワッハーブ・ハッラーフ、イスラムの法—法源と理論、中村廣治郎訳、東京  
大学出版会、1984。
- 石田進、田中民之、武藤幸治、現状イスラム経済、ジェトロ、1988。
- 井筒俊彦、コーラン、上・中・下、井筒訳、岩波書店、1973。
- 加賀谷寛、イラン現代史、近藤出版社、1975。
- クールソン、ノエル・J. イスラムの契約法—その歴史と現在、志水巖訳、有斐閣、19  
87。
- 黒田壽郎、イスラーム経済—理論と射程—三修社、1988。
- 木場公男、イスラーム法学、中央大学出版部、1978。
- 桜井啓子、現代イラン—神の国の変貌、岩波書店、2001。
- 嶋本隆光、「12イマーム派シーア主義におけるイマーム・アリー的位置について・・・  
イラン人ムスリムの場合」『人々のイスラーム—その学際的研究—』、  
片倉もとこ編、日本放送出版協会、1987。
- 「イスラームの商業倫理（理論と実際）—12イマーム派シーア主義の場合—  
19世紀のイランを中心に」、日本中東学界年報19、1988。
- 「モルタザー・モタッハリ—（1919—79）の社会・倫理思想の理解に向  
けて」、EX ORIENTE, 創刊号、1999。
- 「神の公正 ('adl-e elahi) の現代史的意義—M. モタッハリ—（1919—79）  
の神義論—」、大阪外国語大学論集、第23号（2000）。
- 「モルタザー・モタッハリ—の近代西洋唯物主義（無神論）批判、B. ラッセル  
批判を中心に」、EX ORIENTE, vol. 5, 2001。
- "Re-Evaluation of Shaykh Fazl al-Lah-e Nuri's Position in the Constitutional  
Revolution in Iran", Orient, 1987。
- 「宗教学者の権威の確立とイランの近代—二つの革命の底流—」『岩波講座  
世界歴史第21巻』所収、岩波書店、1998。
- 「シーア派小史」『イスラームの祭り』所収、法政大学出版局、2002。
- 田沼まさき他 『現代民法入門』 一橋出版 1999。
- ラムトン、A. K. S. ペルシアの地主と農民—土地保有と地稅行政の研究—岡崎正孝訳、  
岩波書店、1976。
- ロダンソン、M. イスラームと資本主義、山内ひさし訳、岩波書店、1978。

## おわりに

B. ラッセルの「最初の努力」という短編の自伝的エッセーに次のように記されている。

・・・この理論の実際生活への適用の一つの例として挙げておくと、私自身以外の誰にも関係がない場合（実際そういう場合が存在すると仮定して）、私はもちろん自分の快樂を求めて全く利己的にふるまうべきである。しかし第二の例として、一人の人が水に落ちているのを私が助けることができ、しかも私はその人が、この世におらぬ方がよい悪人であると知っている場合、私は彼の後を追って水に飛び込むことにより、明らかに自分自身の幸福をよく考慮していることになる。なぜなら、もしそれで私が自分の生命を失うならば、それは、非常にさっぱりと自分の始末をつけることであるし、また反対にその男を救えたならば、私は限りない賞讃という喜びを持つことになるのだからである。しかしながら、もし私がその男がおぼれるままにしておくとする、私は死ぬ機会を失うことになるし、また多くの非難を受けるといふ不幸におちいることになる。しかし、世界は、その男が死んだことによってよくなり、かつ、これは私の弱い希望であるが、私が生き残ったことによっても、よくなるであろう。

（「最初の努力」『バートランド・ラッセル著作集、別巻、私の哲学発展』、野田又夫訳、36頁。）

この話しを理解するには、これに先立つ部分をよく考慮に入れなければならない。つまり、直前でラッセルは、生活の規則は幸福の強度と幸福にあずかる人間の数との両方を考慮して、もっとも大きな幸福を生み出すにちがいないと思われるような仕方で行動することであり、良心の内なる声は、「神から与えられた」ものではなく、進化と教育によるものにすぎないのであるから、理性を捨てて良心に従うことは馬鹿げている、という基本的立場を明らかにしている。

また同じ著者は、1897年のエッセー、Is Ethics a Branch of Empirical Psychology?



(Russell on Ethics, 1999.) の中で倫理、ならびに善の定義について、こう述べている。

Thus for ethics, the primary assertion is the knowledge that something is desired, which is already at the psychological level. The unreflective level does not, as in the theory of knowledge, afford any component of ethics, but self-knowledge is an indispensable condition of ethical judgements.

Thus the only method for ethics, it would seem, is to investigate as best it can the nature and objects of our desires. ( p. 75 )

At present, I see no way of distinguishing between the good and the desired. I regard the good, therefore, as totally devoid of objectivity, and as matter for purely psychological investigation. ( p. 78 )

ところで、一般に法律とは最小限の倫理であるといわれる。これに対し、イスラーム法は最大限の倫理であるといわれる。すでに解説でも触れたとおり、イスラーム法では、行動の基準としていわゆる五範疇がある。つまり、(1) 義務的行為、(2) 推奨さるべき行為、(3) どちらでもない行為、(4) 忌み嫌われる行為、そして (5) 絶対禁忌、である。

イスラームは厳しい宗教であるといわれるが、よく見てみると、刑罰上留意しなくてはならないのは絶対禁忌と義務的行為の項目のみであって、他の3つは刑罰の対象とはならない。確かに殺人や姦淫などに対しては厳しい処罰が規定されているが (Borūjerdī, Towzīh, 刑罰 = ḥadd, #2795-2806, などを参照)、概してイスラーム法では神と人間の正しい関係に立脚した上で、人間同士の関係を眺める立場が貫かれている。決してその逆ではない。五範疇は、基本的に神との関係において理解されるべき罪であって、これを犯したものには来世が約束されない。これらは、信者の心の状態を計測する秤なのである。

イスラーム法研究の一面は、ムスリムから見た神の前における人間の正しいあり方を知ることである。西洋人の人間中心の世界観 (倫理観) ではなく、神対人間の関係における前者の圧倒的優位が特徴である。イスラーム法は神与の法だからである。すべての被造物が存在する究極的根拠は絶対的の神であって、

それ以外にはありえない(タウヒード)。世界にはこの唯一の神に基礎を置く絶対的の真、善、美が厳然と存在する。ムスリムが来世での幸福を獲得するためにこの事実を知り、その目的のために、日常生活において従う規範がなくてはならないのである。

無論、「解説」で説明したように(pp. 9-10, pp. 13-14, 参照)、イスラーム、なかんずくシーア派においては、理性の重視を強調する。しかし、それはあくまで絶対的な神の存在を前提とした上での限られた理性の行使である。イスラームのこの特徴は、冒頭で紹介したラッセルの倫理観とは際立った対照を示している。そこでは判断の基準として、人間の持つ理性の重要性が極限まで主張されているのであって、絶対的の神に基準を置く善は一切想定されていないのである。

本書の準備に際し、本学アラビア語学科助教授、藤井章吾先生にアラビア語の音写について、貴重なご教示を賜った。不学の訳者に懇切丁寧なご教示を戴き、お礼申し上げます。また、いまだ原稿用紙を用いて原稿を作成する訳者の読みづらい原稿を丹念にワープロ入力してくれた小野寺菜穂さん、高見真美子さん、柳田祐見さん、以上3名のベルシア語学科学生にもお礼を言いたいと思う。

## 執筆者紹介

嶋本隆光（しまもとたかみつ）

1951年生まれ

大阪外国語大学ベルシア語学科卒業

カリフォルニア大学歴史学科大学院修了

現在一留学生日本語教育センター助教授

専門一イラン近・現代史、イスラーム研究

第三世界の近代化と西洋の合理主義の抗争に関心を持っている。この問題を解明する事例研究として、イランの哲学者モタッハリーの総合的研究を継続中である。

主要業績については、本書の参考文献一覧を参照されたい。

大阪外国語大学学術研究双書29  
 イスラームの商法と婚姻・離婚法  
 『諸問題の解説』翻訳と解説  
 Towzīh al-Masā'el

2002年3月15日発行

著者 ボルージェルディー

訳者 嶋本隆光

発行所 〒562-8558 箕面市粟生間谷東8丁目1番1号  
 大阪外国語大学学術出版専門部会

印刷所 〒531-0072 大阪市北区豊崎7丁目7番7号  
 株式会社アイジイ

ISBN 4-900588-29-6

無断転載を禁ずる。

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| 1. レフ・トルストイと革命運動   | エルヴィン・オーバーレンダー著<br>法橋和彦 監訳・解説 |
| 2. ロシア語アクセント研究   | 神山孝夫 著                        |
| 3. 社会言語学<br>— 言語は社会の不平等を克服するか —  | ハーガー/ハーバーラント/パリス著<br>乙政潤 訳    |
| 4. DWELLING SPACE IN EASTERN ASIA  | Richard ZGUSTA 著              |
| 5. ラ・アラウカーナ (第一部)  | 吉田秀太郎 訳                       |
| 6. 私の精神鑑定集   | 志水彰 著                         |
| 7. モンタベルティ・ベネヴェント仮説<br>— 中世フィレンツェの驚異的發展の謎に挑む —   | 米山喜晟 著                        |
| 8. 古代ブルガリア語文法 (語幹論)  | イヴァン・ドブレフ 著<br>石田修一 訳         |
| 9. 世界の中のポルトガル語   | 河野彰 監訳                        |
| 10. ルーマニア語史概説  | アレクサンドゥル・ニクレスク著<br>伊藤太吾 訳     |
| 11. ロマンズ言語学入門  | 伊藤太吾 著                        |
| 12. ラ・アラウカーナ (第二・三部)   | 吉田秀太郎 訳                       |
| 13. Eine kontrastive Betrachtung<br>der japanischen und deutschen Sprache  | Jun OTOMASA 著                 |
| 14. カスティリャ語文法  | エリオ・アントニオ・デ・ネブリハ著<br>中岡省治 訳   |
| 15. バタビアの都市空間と文学<br>— 近代インドネシア文学の起源 —  | 松尾大 著                         |
| 16. ポルトガルの歴史に残った女性像と<br>ブラジル文学に現れた女性像  | 有水博<br>平田恵津子 著                |
| 17. タイ語の言語表現   | 宮木マラシー 著                      |
| 18. Learner Difference and Japanese<br>Language Education<br>— A Study of Field Dependence/<br>Independence Cognitive Styles<br>and Japanese Language Learning — | Junko MAJIMA 著                |
| 19. 馬に乗ったマプーチェの神々<br>— チリ先住民文化の変遷 —  | 千葉泉 著                         |

- |     |  |                     |     |
|-----|--|---------------------|-----|
| 20. | 汉语与中国文化十讲  | 胡 士 雲               | 著   |
| 21. | マラルメ作品における虚構の場<br>—「書物」をめぐる—   | 高 階 早 苗             | 著   |
| 22. | 砂の上の足跡<br>—或る中国モダニズム作家の回想—   | 施 蠶 存 治<br>青 野 繁 治  | 著 訳 |
| 23. | ミシェル・レリス研究<br>—自己中心主義から芸術創造によるコミュニケーションへ—  | 夏 目 幸 子             | 著   |
| 24. | A STUDY OF BURMESE RAMA STORY  | Toru OHNO           | 著   |
| 25. | 日・タイ表現例文集  | 宮 本 マラシー<br>— 宮 孝 子 | 共著  |
| 26. | ラテン語からルーマニア語へ<br>—ルーマニア語史—   | マリウス・サラ<br>伊 藤 太 吾  | 著 訳 |
| 27. | Passif, causatif et autres constructions<br>en français et en japonais<br>— Quelques Critiques sur la<br>Grammaire Relationnelle — | Yoshiyuki KINOCHI   | 著   |
| 28. | UNE JUIVE NOMMEE EVA<br>— Etude portant sur <i>Le château de la juive</i><br>de Guy des Cars —                                     | Sylvie FUJIHIRA     | 著   |



Publications of Osaka University  
of Foreign Studies,  
No.23 2000

ISBN4-900588-29-6

Sayyid Ḥosein Ṭabāṭabā' ī-ye Borūjerdī  
Translated and annotated by Takamitsu Shimamoto  
Towzīḥ al-Masā'el

